

16 介護職員等による喀痰吸引等の実施等について

障害福祉サービス事業所等が、自らの事業の一環として喀痰吸引等を行うために、都道府県知事に登録を行った事業者数（登録特定行為事業者数）については増加しており、全国で13,416か所であり、そのうち、障害児者関係では2,583か所となっており（平成26年4月1日現在）、前年度（平成25年4月1日現在（全国10,569か所、障害児者関係1,963か所））と比較し約3割の増加となっている。

（参考URL：喀痰吸引等制度の実施状況）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/tannokyuuin/01_seido_02.html

しかしながら、地域において喀痰吸引等を行う事業所が身近にないなどの声も聞かれることから、各都道府県におかれては、管内市町村とも連携し、医療的ニーズがある障害者等が引き続き住み慣れた場所で適切な障害福祉サービスが受けられるよう、登録特定行為事業者の登録を促すなど御配慮願いたい。

なお、平成25年度における各都道府県の喀痰吸引等研修（第3号研修）の実施状況調査について、各都道府県の協力の下実施させていただいたところであるが、調査結果については厚生労働省ホームページでお示しているところである。

本調査については、平成26年度も引き続き実施予定であり、今年度中に調査票を送付する予定であるのでご協力方お願いする。

17 福島県相双地域等への介護職員等の応援について

東京電力福島第一原子力発電所事故による福島県相双地域等における障害者支援施設等への職員不足の解消することを検討することを目的として、「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」が設置され、平成24年6月4日付け事務連絡「福島県相双地域等への介護職員等の応援について（協力依頼）」に基づき、障害者支援施設等の支援職員の応援事業を実施しているところである。

今般、福島県相双地域等福祉人材確保対策会議において、応援事業を平成28年3月末まで延長することとされ、平成27年2月20日付け事務連絡「福島県相双地域等への介護職員等の応援事業の期間延長について」によりお知らせしたところである。

このため、都道府県においては応援事業の期間延長について、管内市町村、事業者等に周知するとともに、引き続き相双地域等の施設に対する介護職員等の応援について、ご協力をお願いしたい。

18 強度行動障害を有する者への支援について

(1) 強度行動障害支援者養成研修の実施について

強度行動障害を有する者は、自傷、異食、他害など、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、支援が困難であり虐待につながる可能性が高い。しかし、適切な支援により状態の改善が見込まれることから、専門的な研修により適切な支援を行う従事者を養成することが重要である。

このため、平成 25 年度に、強度行動障害を有する者に対する支援を適切に行う者を養成する「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」を創設したところである。

さらに、平成 26 年度には、「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」を創設し、強度行動障害を有する者に対する適切な支援計画を作成することが可能な職員の養成を行うこととしたところ。

これらの研修の修了者については、平成 27 年度報酬改定において、短期入所、施設入所支援、共同生活援助及び福祉型障害児入所施設の重度障害者支援加算等の算定要件としているところであるので、各都道府県におかれては、研修の実施について積極的な取り組みをお願いしたい。

なお、これらの加算によっては、算定要件について経過措置を設けているものもあるのでご留意いただきたい。

また、これらの研修の指導者を養成するための研修（指導者研修）については、平成 27 年度においても独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園において実施する予定であり、7 月 14 日・15 日（基礎研修）、16 日・17 日（実践研修）に開催する予定であるので、受講者の推薦等ご協力をお願いする。

(2) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）と行動援護従業者養成研修について

行動援護従業者養成研修については、平成 26 年 11 月 4 日に開催した障害保健福祉関係主管課長会議（49 頁）において、平成 27 年度以降の行動援護従業者養成研修の取扱い案をお示ししたところであるが、平成 27 年 4 月からの行動援護従業者養成研修の取扱いについては以下のとおりとするので、ご承知おき願いたい。

行動援護従業者養成研修については、平成 26 年 11 月 4 日に開催した障害保健福祉関係主管課長会議（49 頁）において、平成 27 年度以降の行動援護従業者養成研修の取扱い案をお示ししたところであるが、平成 27 年 4 月からの行動援護従業者養成研修の取扱いについては以下のとおりとするので、ご承知おき願いたい。

① 平成 27 年 4 月からの行動援護従業者養成研修の取扱いについて

重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程については、「障害者の

日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」において、行動援護従業者養成研修、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）及びこれらの研修課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了した者にあつては、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程を修了した者とみなす取扱いとしたところ。

この取扱い等を踏まえ、行動援護従業者養成研修についても、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）及びこれらの研修課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了した者にあつては、行動援護従業者養成研修を修了した者とみなす取扱いとすることを報酬告示の留意事項通知に盛り込む予定としている。

また、行動援護従業者養成研修修了者については、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者としてみなす取扱いとする予定であるので、ご承知おき願いたい。

② 行動援護従業者養成研修のカリキュラムについて

行動援護従業者養成研修については、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であつて常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等に関する知識及び技術を習得とすることを目的としている。

重度訪問介護の対象拡大に伴い、行動障害を有する者が重度訪問介護を利用するに当たっては、事前に行動援護従業者等によるアセスメントや環境調整を経る必要があることを踏まえ、行動援護従業者養成研修においても、生活支援に関わる事項等を学んでいただく必要があることから、行動援護従業者養成研修カリキュラムを強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）カリキュラムと同様のものに見直しを行う予定である。

なお、平成 26 年度以前に行動援護従業者養成研修を修了した者については、カリキュラムを見直すことに伴い、改めて研修を受講する必要は無いが、居宅内での行動援護を可能とする取扱いとしたことから研修を受講することが望ましい。

③ 平成 27 年 4 月以降の行動援護従業者養成研修を実施する機関の指定について

平成 27 年 4 月以前に行動援護従業者養成研修を実施する機関として指定を受けている事業者については、行動援護従業者養成研修のカリキュラムが変更になったことに伴い、変更の届出を行う必要があるため、その旨周知いただきたい。

④その他

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）と行動援護従業者養成研修のカリキュラムを同様のものとするを踏まえ、各都道府県におかれては、これらの研修を兼ねて開催することや、どちらか一方を開催しても構わない取扱いとする。

また、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）に当たっては、必要な研修回数を確保するとともに、1日8時間×2日間を1日4時間×4日とする等従業者が受講しやすいよう配慮した日程を計画されたい。

19 障害者の就労支援の推進等について

(1) 障害者の就労支援の推進について

① 一般就労への移行の促進について

平成 24 年度報酬改定において、一般就労への移行実績がない就労移行支援事業所については報酬の減算を行うこととし、平成 24 年 10 月から施行しているところであり、平成 26 年 9 月においては、91 事業所 (3.2%) が減算の対象となっている(平成 24 年 10 月の実績は、110 事業所(4.3%))。

【関連資料① (86 頁)】

また、一般就労への移行率の状況を見ると、1 年間ににおける一般就労への移行率が 20%以上の事業所は 44.9%となっている一方で、一般就労への移行率が 0%の事業所は 35.1%となっている状況であり、一般就労への移行実績が高い事業所と実績のない事業所とで二極化しているのが現状である。【関連資料② (87 頁)】

こうした現状を踏まえ、今般の障害福祉サービス等報酬改定において、現行の一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する減算割合を強化するとともに、原則の利用期間である 2 年間で、一般就労への移行実績がない事業所に対する減算を創設したところである。なお、就労継続支援 A 型に移行した利用者については、利用する障害福祉サービスの種類を変更するものであることから、一般就労への移行実績や就労定着実績には含まないこととしたところである。

また、就労移行支援では、運営基準において職場への定着のための支援の実施が義務付けられており、一般就労への移行実現だけでなく、就労先でより長く就労を継続できるよう支援することも重要であることから、現行の就労移行支援体制加算を見直し、利用者の就労定着期間に着目した就労定着支援体制加算を新たに設けたところである。

就労を希望する障害者であって、一般企業に雇用されることが可能と見込まれる障害者に対し、一般就労への移行に向けた支援を行うという就労移行支援の趣旨を改めてご理解いただき、適切な支援が行われるよう管内事業所に対する指導をお願いしたい。

② 就労継続支援 A 型事業について

就労継続支援 A 型事業については、平成 24 年 10 月から、短時間利用者にかかる報酬の減算を導入したところであり、平成 26 年 9 月時点では、95 事業所 (4.0%) が減算の対象となっているところである(平成 24 年 10 月実績は、141 事業所 (10.2%))。【関連資料③ (88 頁)】

当該減算については、本来の利用者である障害者の利用を正当な理由なく短時間に限り、健常者である従業員(基準省令によるところの「利用者及び従業者以外の者」)がフルタイムで就労している事例、利用者も就労継続支援 A 型事業の従業者も短時間の利用とすることによって浮いた自

立支援給付費を実質的に利用者である障害者の賃金に充当している事例など、本来の就労継続支援A型事業の趣旨に反するだけでなく、自立支援給付費を給付する趣旨からも不適切である事例が見られたことから、就労継続支援A型事業における報酬の適正化を図ったものである。

しかしながら、最近においても、正当な理由なく利用者の意に反して労働時間を短く抑える、あるいは就労機会の提供にあたって収益の上がない仕事しか提供しない等といった運営を行っている事業所の存在が指摘されているところである。

これは、一般就労が困難である者に就労機会を提供し、障害者が自立した日常生活または社会生活を営めるよう賃金水準を高めるという就労継続支援A型事業の趣旨に反するものであるため、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、引き続き、A型事業について事業趣旨に沿った運営が確保されるよう、不適切な事案の解消に向けて重点的な指導をお願いしたい。

なお、今般の障害福祉サービス等報酬改定において、現行の短時間利用に係る減算の仕組みについて、事業所における利用実態を踏まえたものとなるよう見直し、平成27年10月から施行することとしているので、ご留意願いたい。

③ 就労継続支援B型の利用に係るアセスメントの取扱いについて

特別支援学校卒業者等が就労継続支援B型を利用する場合、原則として、就労移行支援事業者によるアセスメントを受けることとなっているが、今年度末までの経過措置として、一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しい又は就労移行支援事業者が少ない地域においては、協議会等からの意見を徴することにより一般就労への移行等が困難と市町村が判断した場合には、アセスメントを経ずに就労継続支援B型を利用することが可能となっている。

当該経過措置については、平成18年10月から設けてきたものであり、アセスメントの体制整備についてもお願いしてきたところであることから、予定通り今年度末で廃止し、平成27年度からは、特別支援学校卒業者等が就労継続支援B型を利用する場合、アセスメントを実施していただくこととなるのでご了解願いたい。

なお、これまでのアセスメントの考え方は、就労移行支援を利用した結果、一般就労が可能かどうかを見極めるという性質のものであったが、平成27年度以降にアセスメントを実施する趣旨は、就労継続支援B型の利用を希望する障害者に対する長期的な支援を行っていく上で、一般就労への移行の可能性も視野に入れた就労面に関するニーズを把握することにより、当該アセスメントの結果を相談支援事業所が作成するサービス等利用計画や就労継続支援B型事業所等が作成する個別支援計画に反映させることで適切な支援につなげるというものである。

アセスメントの実施にあたっては、先般、アセスメントの必要性や実施方法等について示したマニュアルをお示ししたところであるので、当該マニュアルを参考にしつつ、アセスメント体制の早急な整備や円滑な実施をお願いしたい。

④ 在宅において就労移行支援を利用する場合の取扱いについて

現在、就労継続支援A型及び就労継続支援B型においては、通所による利用が困難であり、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者が一定の要件を満たす場合に限り、在宅による利用が認められており、就労移行支援については、在宅による利用が認められていないところである。

しかしながら、近年、ICT（情報通信技術）を活用して在宅勤務するテレワークが普及してきており、テレワークの活用は、障害者の就労の可能性を広げる選択肢の1つとなりうるものであることから、今般、在宅での就労に向けた支援や、様々な要因により通所による利用が困難な障害者に対する一般就労に向けた支援を行っていくため、平成27年4月から、就労移行支援においても、在宅による利用を認めることとしているところである。

なお、在宅利用にあたっての要件等については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を改正し、お示しすることとしているのでご了知願いたい。

また、在宅による就労移行支援を行うノウハウを持つ事業所は少ないと考えられることから、今後、在宅における就労支援のためのマニュアルを作成することとしているのでご了知願いたい。

（2）工賃向上に向けた取組について

① 平成25年度の工賃実績について

平成25年度の就労継続支援B型事業所の利用者の全国の平均工賃月額
は14,437円、対前年度比247円増（1.7%増）となっているところである。

また、全国の平均工賃月額は、平成18年度から2,215円増（18.1%増）であるが、平成19年度から継続して工賃倍増5か年計画、工賃向上計画を作成し工賃向上に取り組んでいる事業所については、平成25年度の平均工賃は、15,827円（平成18年度12,515円）と、3,312円増（26.5%増）となっており、より一層の工賃の向上が図られているところである。【関連資料④（89頁～91頁）】

各事業所や各地方自治体のご尽力により、就労継続支援B型事業所利用者の平均工賃は着実に増加しているが、工賃向上にあたっては、事業所による積極的な取組が重要であることから、今般の障害福祉サービス等報酬改定において、目標工賃達成加算や目標工賃達成指導員配置加算の充実・

強化を図ることとしているので、引き続き事業所における取組が促進されるよう、管内事業所に対する指導をお願いしたい。

② 平成 27 年度以降の工賃向上計画の策定について

工賃向上計画については、都道府県及び全ての就労継続支援 B 型事業所等において、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 か年を対象期間とした計画を策定し、工賃向上計画に向けた取組を実施いただいているところである。

就労継続支援 B 型事業所における平成 25 年度の平均工賃月額額は 14,437 円であり、引き続き工賃向上に向けた取組を実施していただく必要があることから、平成 27 年度以降についても工賃向上計画を策定し、引き続き工賃向上に向けて取り組んでいただきたい。

計画の対象期間は、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 か年とし、計画の策定にあたっては、「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」を参考にされたい。

なお、工賃向上に向けた取組は、継続的に実施いただくことが重要であることから、平成 30 年度以降についても 3 か年を 1 サイクルとした計画を策定いただくことを考えているのでご了知願いたい。

(3) 障害者の就労支援に係る予算について

① 平成 27 年度工賃向上計画支援事業について

平成 27 年度の工賃向上計画支援事業については、平成 26 年度におけるメニューを一部見直し、共同受注窓口を活用した品質向上支援を行うこととしているところである。

共同受注窓口においては、障害者就労施設が提供できる物品・役務の情報提供や官公庁や民間企業からの共同受注のほか、障害者就労施設における工賃の向上を図るため、製品のブランド化の推進や販路拡大に向けた取組を行っているところもあるため、積極的に活用願いたい。

また、平成 27 年度においても、共同受注窓口の体制整備に係る予算を確保しているところであり、共同受注窓口の整備が未整備の自治体においては、積極的に活用いただきたい。【関連資料⑤ (92 頁)】

② 就労移行等連携調整事業について

障害者が社会を構成する一員として地域のあらゆる活動に参加できる共生社会を実現するためには、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが必要であり、働くことを希望する障害者が、一般企業や就労継続支援事業所など、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に移行できるよう支援することが重要である。

このため、特別支援学校の卒業生や就労継続支援事業の利用者等に対し、就労面に係るアセスメントを実施するとともに、相談支援事業所や就労系

障害福祉サービス事業所等の様々な支援機関との連携のためのコーディネートを行い、障害者の能力に応じた就労の場への移行を支援するための事業として、新規に平成 27 年度予算案において所要の額を計上しているところである。

今後、事業の実施要綱を策定し、3 月中には周知させていただく予定であるので、各都道府県におかれては、当該事業の趣旨をご理解いただき積極的に活用していただけるようお願いしたい。【関連資料⑥ (93 頁)】

都道府県	事業名	事業内容	事業実施主体	事業期間	事業予算額(千円)	事業実施状況	備考
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
岐阜県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

就労移行支援事業に係る報酬の適正化の適用状況(平成24年10月分／平成26年9月分の比較)

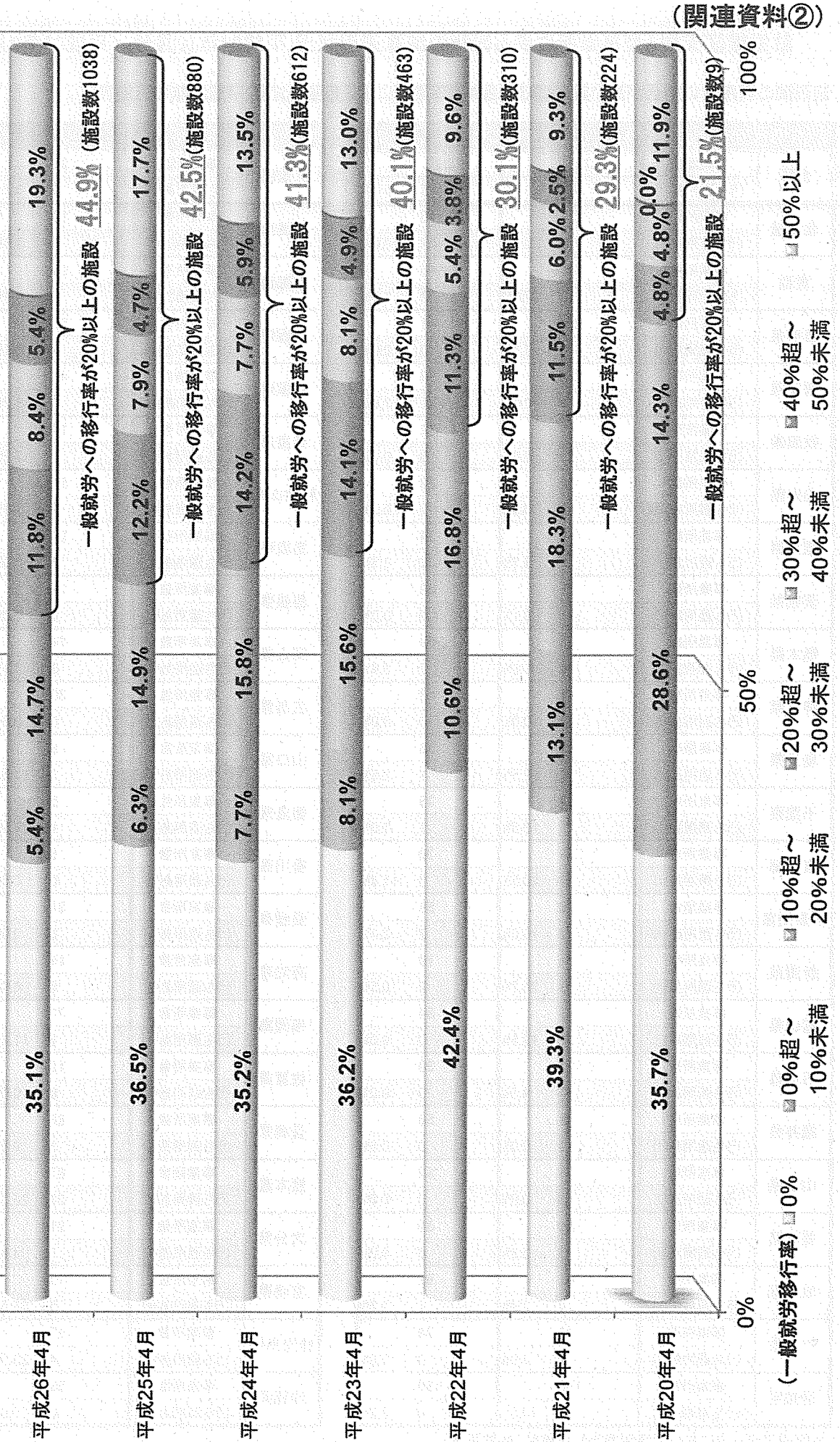
一般就労への移行実績がない就労移行支援事業所の報酬の適正化(平成24年10月施行分)

		平成24年10月		平成26年9月				平成24年10月		平成26年9月	
全国	事業所数	2,568		2,873		三重県	事業所数	18		17	
	(うち適用あり)	110	4.3%	91	3.2%		(うち適用あり)	0	0.0%	0	0.0%
北海道	事業所数	157		173		滋賀県	事業所数	26		26	
	(うち適用あり)	10	6.4%	9	5.2%		(うち適用あり)	0	0.0%	1	3.8%
青森	事業所数	50		49		京都府	事業所数	41		49	
	(うち適用あり)	6	12.0%	6	12.2%		(うち適用あり)	1	2.4%	1	2.0%
岩手県	事業所数	26		29		大阪府	事業所数	159		178	
	(うち適用あり)	1	3.8%	0	0.0%		(うち適用あり)	4	2.5%	2	1.1%
宮城県	事業所数	63		62		兵庫県	事業所数	71		95	
	(うち適用あり)	1	1.6%	1	1.6%		(うち適用あり)	3	4.2%	2	2.1%
秋田県	事業所数	21		16		奈良県	事業所数	23		24	
	(うち適用あり)	1	4.8%	0	0.0%		(うち適用あり)	2	8.7%	1	4.2%
山形県	事業所数	22		33		和歌山県	事業所数	24		25	
	(うち適用あり)	0	0.0%	0	0.0%		(うち適用あり)	1	4.2%	0	0.0%
福島県	事業所数	17		20		鳥取県	事業所数	18		20	
	(うち適用あり)	0	0.0%	0	0.0%		(うち適用あり)	0	0.0%	0	0.0%
茨城県	事業所数	111		132		島根県	事業所数	21		16	
	(うち適用あり)	7	6.3%	9	6.8%		(うち適用あり)	2	9.5%	0	0.0%
栃木県	事業所数	56		58		岡山県	事業所数	30		25	
	(うち適用あり)	3	5.4%	2	3.4%		(うち適用あり)	2	6.7%	1	4.0%
群馬県	事業所数	39		40		広島県	事業所数	61		67	
	(うち適用あり)	1	2.6%	2	5.0%		(うち適用あり)	5	8.2%	2	3.0%
埼玉県	事業所数	96		114		山口県	事業所数	32		32	
	(うち適用あり)	0	0.0%	1	0.9%		(うち適用あり)	0	0.0%	1	3.1%
千葉県	事業所数	84		102		徳島県	事業所数	20		24	
	(うち適用あり)	2	2.4%	0	0.0%		(うち適用あり)	0	0.0%	0	0.0%
東京都	事業所数	197		224		香川県	事業所数	14		14	
	(うち適用あり)	6	3.0%	8	3.6%		(うち適用あり)	1	7.1%	0	0.0%
神奈川県	事業所数	84		109		愛媛県	事業所数	43		40	
	(うち適用あり)	2	2.4%	1	0.9%		(うち適用あり)	4	9.3%	1	2.5%
新潟県	事業所数	71		83		高知県	事業所数	16		14	
	(うち適用あり)	3	4.2%	2	2.4%		(うち適用あり)	0	0.0%	0	0.0%
富山県	事業所数	22		24		福岡県	事業所数	133		170	
	(うち適用あり)	1	4.5%	1	4.2%		(うち適用あり)	6	4.5%	5	2.9%
石川県	事業所数	30		30		佐賀県	事業所数	22		25	
	(うち適用あり)	1	3.3%	3	10.0%		(うち適用あり)	2	9.1%	1	4.0%
福井県	事業所数	39		37		長崎県	事業所数	53		56	
	(うち適用あり)	5	12.8%	2	5.4%		(うち適用あり)	3	5.7%	7	12.5%
山梨県	事業所数	36		38		熊本県	事業所数	60		68	
	(うち適用あり)	2	5.6%	2	5.3%		(うち適用あり)	5	8.3%	6	9.1%
長野県	事業所数	66		62		大分県	事業所数	35		44	
	(うち適用あり)	3	4.5%	3	4.8%		(うち適用あり)	1	2.9%	1	2.3%
岐阜県	事業所数	26		34		宮崎県	事業所数	39		43	
	(うち適用あり)	1	3.8%	0	0.0%		(うち適用あり)	3	7.7%	0	0.0%
静岡県	事業所数	70		81		鹿児島県	事業所数	47		52	
	(うち適用あり)	3	4.3%	0	0.0%		(うち適用あり)	4	8.5%	4	7.7%
愛知県	事業所数	108		115		沖縄県	事業所数	74		86	
	(うち適用あり)	1	0.9%	2	1.7%		(うち適用あり)	1	1.4%	1	1.2%

※国保連データにおいて特別集計した実績(事業所数)

就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移

厚生労働省障害福祉課調べ
(26年4月分 回答率:82.5%)



就労継続支援A型事業所に係る報酬の減算適用状況(平成24年10月分／平成26年9月分の比較)

短時間の利用者の割合が高い就労継続支援A型事業所に係る報酬の減算(平成24年10月施行)

		平成24年10月	平成26年9月
全国	事業所数	1,385	2,387
	(うち適用あり)	141 10.2%	95 4.0%
北海道	事業所数	121	175
	(うち適用あり)	37 30.6%	35 20.0%
青森県	事業所数	34	46
	(うち適用あり)	6 17.6%	3 6.5%
岩手県	事業所数	28	41
	(うち適用あり)	2 7.1%	0 0.0%
宮城県	事業所数	24	34
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 2.9%
秋田県	事業所数	7	12
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
山形県	事業所数	13	23
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
福島県	事業所数	15	24
	(うち適用あり)	1 6.7%	2 8.3%
茨城県	事業所数	11	23
	(うち適用あり)	1 9.1%	0 0.0%
栃木県	事業所数	14	29
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 3.4%
群馬県	事業所数	5	13
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
埼玉県	事業所数	16	36
	(うち適用あり)	2 12.5%	1 2.8%
千葉県	事業所数	19	33
	(うち適用あり)	2 10.5%	1 3.0%
東京都	事業所数	39	70
	(うち適用あり)	8 20.5%	8 11.4%
神奈川県	事業所数	30	56
	(うち適用あり)	3 10.0%	2 3.4%
新潟県	事業所数	14	19
	(うち適用あり)	5 35.7%	2 10.5%
富山県	事業所数	16	34
	(うち適用あり)	2 12.5%	0 0.0%
石川県	事業所数	22	39
	(うち適用あり)	1 4.5%	0 0.0%
福井県	事業所数	39	56
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
山梨県	事業所数	8	12
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
長野県	事業所数	26	31
	(うち適用あり)	1 3.8%	0 0.0%
岐阜県	事業所数	41	82
	(うち適用あり)	1 2.4%	1 1.2%
静岡県	事業所数	49	74
	(うち適用あり)	1 2.0%	0 0.0%
愛知県	事業所数	110	190
	(うち適用あり)	11 10.0%	6 3.2%

※国保連データにおいて特別集計した実績(事業所数)

		平成24年10月	平成26年9月
三重県	事業所数	29	52
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 1.9%
滋賀県	事業所数	13	17
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
京都府	事業所数	25	41
	(うち適用あり)	1 4.0%	2 4.9%
大阪府	事業所数	33	107
	(うち適用あり)	4 12.1%	4 3.7%
兵庫県	事業所数	40	87
	(うち適用あり)	2 5.0%	1 1.1%
奈良県	事業所数	13	19
	(うち適用あり)	1 7.7%	0 0.0%
和歌山県	事業所数	27	38
	(うち適用あり)	1 3.7%	0 0.0%
鳥取県	事業所数	24	28
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
島根県	事業所数	18	26
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
岡山県	事業所数	74	118
	(うち適用あり)	3 4.1%	3 2.5%
広島県	事業所数	30	54
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
山口県	事業所数	8	16
	(うち適用あり)	1 12.5%	0 0.0%
徳島県	事業所数	5	12
	(うち適用あり)	1 20.0%	0 0.0%
香川県	事業所数	5	11
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
愛媛県	事業所数	31	52
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 1.9%
高知県	事業所数	19	22
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
福岡県	事業所数	71	150
	(うち適用あり)	8 11.3%	5 3.3%
佐賀県	事業所数	12	28
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 3.6%
長崎県	事業所数	33	41
	(うち適用あり)	3 9.1%	0 0.0%
熊本県	事業所数	87	131
	(うち適用あり)	22 25.3%	8 6.1%
大分県	事業所数	21	38
	(うち適用あり)	1 4.8%	0 0.0%
宮崎県	事業所数	13	26
	(うち適用あり)	5 38.5%	1 3.8%
鹿児島県	事業所数	17	44
	(うち適用あり)	4 23.5%	3 6.8%
沖縄県	事業所数	36	75
	(うち適用あり)	0 0.0%	2 2.7%

平成25年度工賃（賃金）の実績について

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

障害者の経済的自立のため工賃水準の引上げに向けて支援を行った「工賃倍増5か年計画（平成19年度～平成23年度）」「工賃向上計画（平成24年度～）」の効果を検証するとともに、就労継続支援事業所の利用者の工賃の現状を把握することを目的とする。

(2) 調査対象施設

就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所

(3) 回収状況

10,671事業所

(4) 工賃（賃金）の範囲

工賃、賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業者が利用者に支払う全て

2. 調査結果

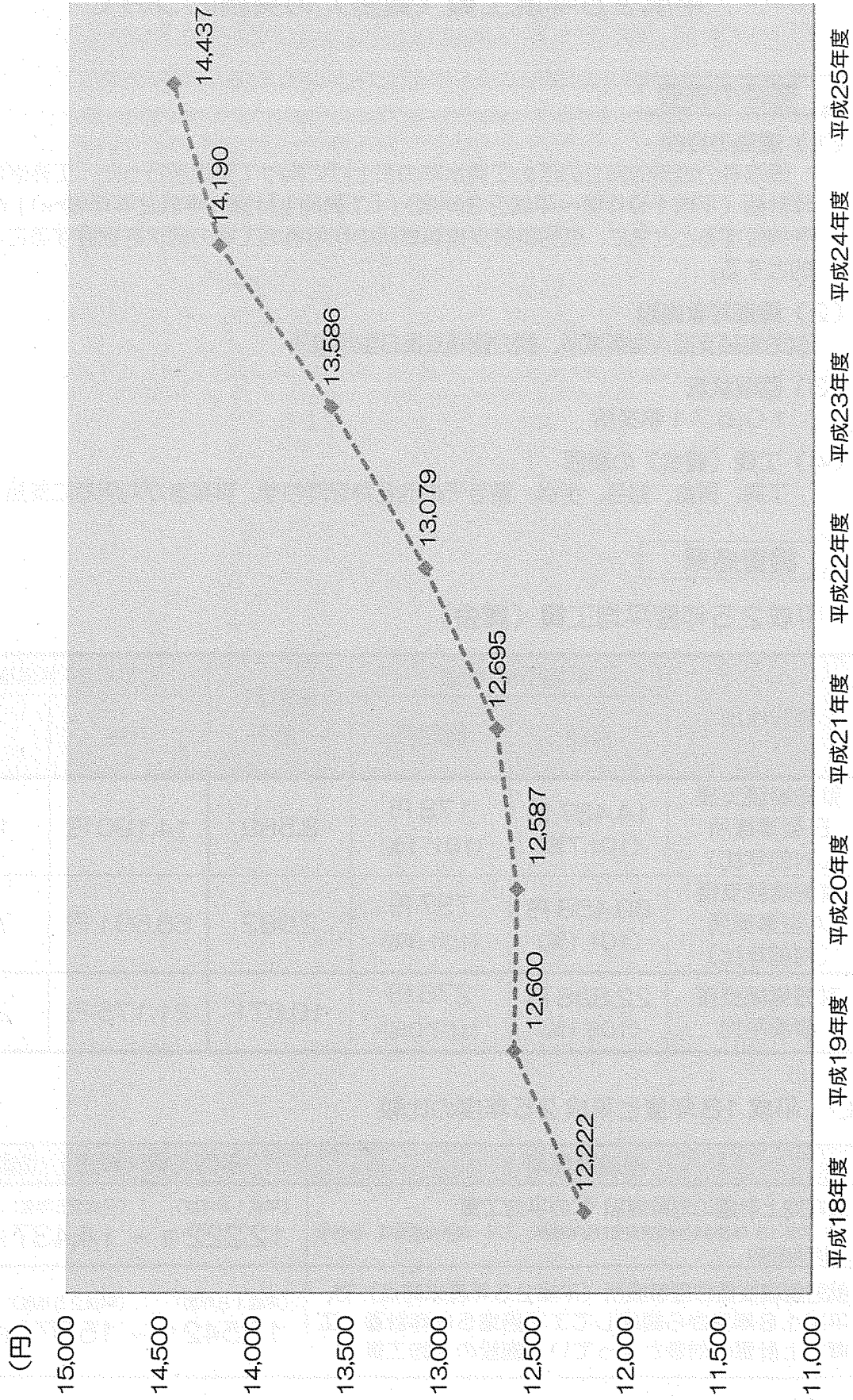
平成25年度平均工賃（賃金）

施設種別	平均工賃(賃金)		施設数 (箇所)	平成24年度(参考)	
	月額	時間額		月額	時間額
就労継続支援 B型事業所 (対前年比)	14,437円 (101.7%)	178円 (101.1%)	8,589	14,190円	176円
就労継続支援 A型事業所 (対前年比)	69,458円 (101.1%)	737円 (101.8%)	2,082	68,691円	724円
就労継続支援 事業平均	22,898円 (108.1%)	276円 (107.0%)	10,671	21,175円	258円

○ 平成18年度と平成25年度の比較

対象事業所	平均工賃（賃金）〈増減率〉
工賃向上計画の対象施設 ^(※) の平均工賃 <small>※ 平成18年度は就労継続支援B型事業所、入所・通所授産施設、小規模通所授産施設</small>	(平成18年度) (平成25年度) 12,222円 → 14,437円 〈118.1%〉
就労継続支援B型事業所（平成25年度末時点）で、平成18年度から継続して工賃倍増5か年計画・工賃向上計画の対象となっている施設の平均工賃	(平成18年度) (平成25年度) 12,542円 → 15,872円 〈126.6%〉

平均工賃の推移



(※) 平成18年度から平成23年度においては、授産施設、小規模通所授産施設を含む

平成18・25年度平均工賃（都道府県別）

（円／月額）

都道府県	平成18年度 平均工賃	平成25年度 平均工賃
北海道	15,305	18,848
青森県	9,310	12,125
岩手県	15,225	18,114
宮城県	13,061	16,989
秋田県	12,580	13,790
山形県	10,283	11,526
福島県	9,540	12,842
茨城県	9,241	11,353
栃木県	12,563	14,804
群馬県	11,116	16,346
埼玉県	11,777	13,309
千葉県	12,024	12,596
東京都	14,488	14,588
神奈川県	12,367	13,180
新潟県	10,441	13,416
富山県	11,933	14,027
石川県	15,179	15,297
福井県	15,493	19,733
山梨県	10,736	15,449
長野県	10,548	14,074
岐阜県	10,068	11,756
静岡県	13,661	14,055
愛知県	14,447	15,318
三重県	10,407	12,851

都道府県	平成18年度 平均工賃	平成25年度 平均工賃
滋賀県	15,566	17,558
京都府	12,999	15,395
大阪府	7,990	10,345
兵庫県	10,190	13,020
奈良県	9,861	13,856
和歌山県	12,046	15,741
鳥取県	13,366	17,090
島根県	12,549	17,921
岡山県	10,750	12,126
広島県	12,419	15,551
山口県	12,632	15,639
徳島県	14,636	19,299
香川県	11,172	13,920
愛媛県	11,710	14,667
高知県	16,013	18,738
福岡県	11,664	13,112
佐賀県	15,396	16,875
長崎県	11,181	13,894
熊本県	12,836	13,648
大分県	13,489	15,869
宮崎県	11,018	15,078
鹿児島県	12,809	14,119
沖縄県	13,552	14,032

（※）平成18年度は、就労継続支援B型事業所、授産施設及び小規模通所授産施設の平均

平成25年度は、就労継続支援B型事業所の平均

工賃向上計画支援事業の概要

平成27年度予算案:2.8億円

事業目的

- 就労継続支援B型事業所等の利用者の工賃向上を図るとともに、共同受注窓口を活用した受発注を促進するため、事業所に対する経営改善や商品開発等に対する支援、共同受注窓口の体制整備等を行う。

事業の実施主体

都道府県(基本事業及び特別事業の①)
社会福祉法人やNPO法人等の民間団体(特別事業の②・③)【新規】

基本事業(補助率:1/2)

①経営力育成支援

- 事業所の経営力育成・強化に向け、専門家等による効果的な工賃向上計画の策定や管理者の意識向上のための支援を実施

②品質向上支援

- 事業所が提供する物品等の品質向上に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施

③事業所職員の人材育成支援

- 事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産活動への企業的手法の導入などに係る研修会を開催

特別事業(補助率:10/10)

①共同受注窓口の立ち上げ支援

- 複数の事業所が共同で受注や情報提供等を行う「共同受注窓口」の体制整備に係る支援(補助対象期間:2年間)

②共同受注窓口による受注促進支援 **新**

- 事業所が提供する物品等に対する発注促進とともに、事業所の受注機会の拡大を図るための全国規模のシステムを構築

③障害者の技術向上支援(モデル事業) **新**

- 障害者に対し、様々な分野で活躍する専門家による技術指導を直接行い、一流の技術を身につけるためのプログラムをモデル的に実施

(編み物並⑤)

就労移行等連携調整事業

平成27年度予算案:110,662千円

【要求要旨】

- 障害者が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参加できる共生社会を実現するためには、障害者が、自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが必要であるが、このためには、働くことを希望する障害者が、一般企業や就労継続支援事業所等、それぞれの能力に応じた働く場に移行できるよう支援することが重要である。
- このため、働くことを希望する障害者について、様々な支援機関が連携した円滑な移行支援が行えるよう、支援対象者のアセスメント及び関係機関のコーディネートを行う。

1 事業概要

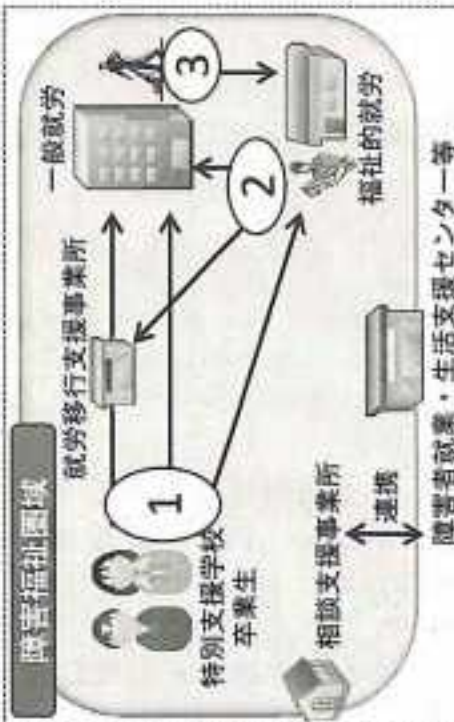
特別支援学校の卒業生、就労継続支援事業利用者、一般就労者等、就労可能な障害者について、適切なアセスメントを行うとともに、障害者就業・生活支援センターや相談支援事業所、就労系福祉サービス事業所等、様々な支援機関の連携のためのコーディネートを行い、各障害者の能力に応じた就労の場への移行を支援する。

2 実施主体：都道府県

3 補助率：1/2

4 積算

4,709千円 × 47か所 × 0.5 = 110,662千円



- ①一般就労への移行に向けた長期的な支援計画の作成
- ②就労継続支援事業等の利用者や事業所に働きかけ
- ③一般就労が困難となった者を福祉的就労の場へ誘導

【施策の効果】

- 障害者が能力に応じた就労の場に移行できるようにするための支援を関係機関が連携して行うことにより、一般就労へ移行する障害者が増加するとともに、一般就労が困難な者についても、福祉的就労の場で適切な支援を受けながら働くことが可能となる。

(通融基準⑥)

20 障害者優先調達推進法について

(1) 調達方針の策定について

障害者優先調達推進法第9条第1項において、都道府県、市町村及び独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下、「調達方針」という）を作成しなければならないこととされており、調達方針の策定は、法に定められた義務となっている。

しかしながら、都道府県におかれては、全て調達方針を策定いただいているところであるが、市町村及び地方独立行政法人においては、平成27年1月時点においても、市町村で78.5%、地方独立行政法人で81.0%の策定率となっているところであり、約2割の市町村及び地方独立行政法人において、いまだ調達方針が策定されていない状況である。【関連資料①（97頁）】

調達方針の策定は、同法に定められた義務であることから、法令遵守の観点からも、管内市町村及び地方独立行政法人に対して、調達方針の策定について周知徹底願いたい。今後も、調達方針の策定状況について定期的に把握し、厚生労働省のホームページで公表していくのでご留意いただきたい。

なお、平成27年度の調達方針については、今年度中に策定することが望ましいが、遅くとも平成26年度の出納整理期間が終わる平成27年5月には策定できるよう、速やかに策定に向けて着手いただきたい。

(2) 障害者就労施設等からの調達の促進について

① 平成25年度の調達実績について

障害者優先調達推進法の施行初年度である平成25年度の都道府県における調達実績は約21億円、市町村における調達実績は約87億円であり、国等も含めた合計では約123億円であったところである。【関連資料②（98頁）】

同法第9条第5項において、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、会計年度が終了した後、遅滞なく障害者就労施設等からの調達実績の概要をとりまとめ公表することとされているので、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、平成26年度分の調達実績については、可能な限り早期にとりまとめ、6月中を目途に公表していただくようお願いしたい。公表に際しては、物品・役務の別や調達先の内訳など、少なくとも別添資料のような項目が公表されていることが望ましいので、ご参照の上、公表内容が分かりやすいものとなるよう努めていただきたい。【関連資料③（99頁～101頁）】

また、厚生労働省においても、障害者優先調達推進法に関する基本方

針（以下、「基本方針」という）に基づき、都道府県、市町村及び地方独立行政法人における調達実績について把握し、概要をとりまとめ公表することとしていることから、各都道府県の調達実績に加え、管内市町村及び地方独立行政法人の調達実績についても、各都道府県を通じて調査をお願いする予定であるので、ご協力をお願いしたい。

② 全庁的な取組の推進について

都道府県等における物品等の調達は様々な分野で行われることから、障害者就労施設等からの調達の促進を図るためには、福祉部局だけではなく、契約主体となり得る全ての部局において積極的に発注に取り組むことが必要である。

各都道府県におかれては、出先機関等も含めた全庁的な調達の促進に取り組むことができるよう、調達推進体制の整備や調達事例の提供などに積極的に取り組んでいただくとともに、管内市町村等に対しても、全庁的な取組が行われるよう周知いただきたい。

③ 共同受注窓口の設置・活用について

基本方針において、共同受注窓口については、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達となっている場合には、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこととされている。

共同受注窓口は、量や質の担保のみならず、好事例の共有など、各事業所の質の向上にも資するものであるもので、未設置の自治体におかれては、積極的に体制整備を図っていただきたい。平成27年度の工賃向上計画支援事業に係る予算においても、引き続き、新規での共同受注窓口の立ち上げ支援に係る経費を優先的に採択する方針であるので、未設置の自治体におかれては、活用をご検討いただきたい。

なお、いくつかの自治体においては、共同受注窓口や特例子会社等について、地方自治法施行令第167条の2及び地方自治法施行規則第12条の2の3の規定に基づき、随意契約の対象とする認定の手続きをとっているため、参考にさせていただきたい。

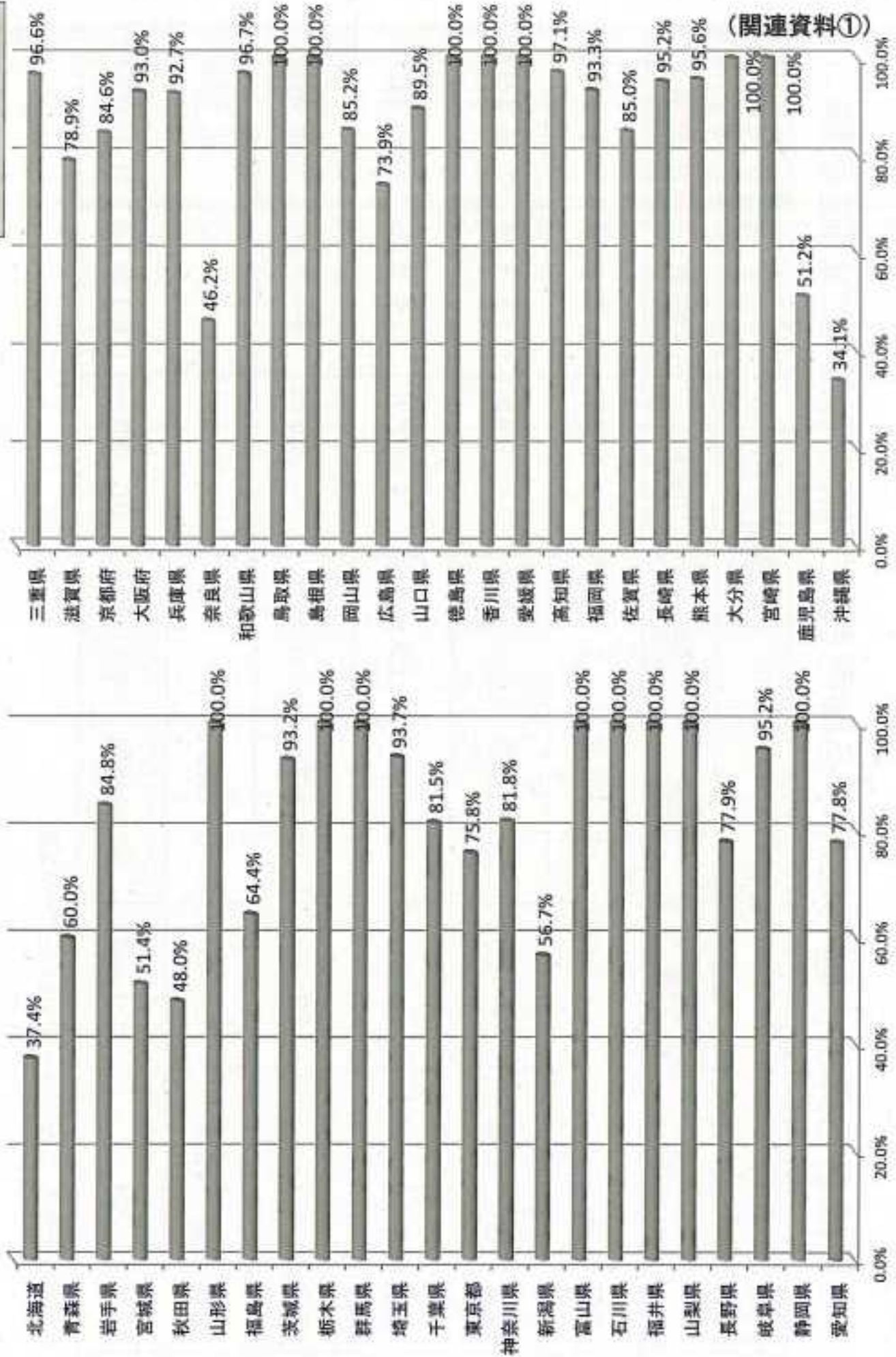
④ 官公庁における発注の参考事例について

官公庁からの発注事例としては、報告書・冊子・ポスター等の印刷や、庁舎の雑草駆除等の役務に加え、公園管理等の業務委託や、イベント等で使用する備品や防災用品の購入、小型電子機器の再資源化処理の委託などが挙げられる。

厚生労働省のホームページにおいて、各省庁における優先調達事例等を公表しているため参考にさせていただくとともに、各都道府県等におかれても、庁内における発注事例を収集し、各部局に情報提供するなどの

市区町村における平成26年度の調達方針策定状況（平成27年1月9日時点）

全国平均：78.5%



平成25年度 国等における障害者就労施設等からの調達実績

	物品		役務		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
各府省庁	1,508	2.2億円	1,120	3.4億円	2,628	5.6億円
独立行政法人等	739	0.9億円	2,323	6.1億円	3,062	6.9億円
都道府県	4,367	6.6億円	10,231	14.7億円	14,598	21.4億円
市町村	22,864	16.4億円	20,616	70.2億円	43,480	86.6億円
地方独立行政法人	384	0.2億円	766	2.3億円	1,150	2.5億円
合計	29,862	26.4億円	35,056	96.6億円	64,918	123.0億円

(調達の件数②)

※四捨五入の関係で、合計が合っていないところがある。

公表フォーマット(参考例)

平成26年度 〇〇県(〇〇市)(地方独立行政法人〇〇)における障害者就労施設等からの物品等の調達実績

調 達 先	物 品						役 務						合 計 (物品+役務)		うち 随意 契約			
	① 事務用品 書籍	② 食料品・飲料	③ 小物雑貨	④ その他の 物品	物品計		① 印刷	② クリーニング	③ 清掃・ 施設管理	④ 情報処理 テープ起こし	⑤ 飲食店等 の運営	⑥ その他の役務	役務計			金額 (円)	件数	
					金額 (円)	件数							金額 (円)	件数				金額 (円)
就労継続支援A型 就労継続支援B型 生活介護 障害者支援施設 地域活動支援センター 小規模作業所					0	0						0	0	0			0	
共同受注窓口					0	0						0	0	0			0	
特例子会社 重度多数雇用事業所 在宅就業障害者 在宅就業支援団体					0	0						0	0	0			0	
計	0	0	0	0	0	0						0	0	0			0	0

※ 物品・役務の品目分類については、別紙の分類例を参照の上作成。

(関連資料③)

分類例

【物品・役務の品目分類例】

	品目	具体例
物 品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	②食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プリンター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役 務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄(シュレッダー)、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設。(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

21 訪問系サービスについて

(1) 平成 27 年度国庫負担基準（案）等について

① 平成 27 年度国庫負担基準（案）

国庫負担基準は、これまで全市町村の 9 割程度の市町村に超過負担が生じない水準を維持するため、報酬改定の都度引き上げを行ってきたが、平成 25 年度実績では 75.8% の市町村に超過負担が生じない状況になっており、この割合はこれまで横ばいを続けている。また、訪問系サービスの国庫負担基準総額が訪問系サービスの国庫負担における対象経費の総額を上回っている状況である。

これらを鑑みると、従来と同様に一律に国庫負担基準を引き上げても、超過市町村数の状況は変わらないことが想定されることから、平成 27 年 4 月からの訪問系サービスに係る国庫負担基準については、重度障害者の利用実態を考慮した水準を設定する。

また、平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定における基本報酬の見直しや加算の創設等の影響分についても、国庫負担基準の水準に反映させることにより、今回の見直しにおいて、国庫負担基準の平均額は、11.9 万円から 12.5 万円（+5.0%）となっている。【関連資料①（111 頁～113 頁）】

< 重度障害者が一定割合の場合の国庫負担基準の嵩上げ >

訪問系サービス全体の利用者数に占める重度訪問介護及び重度障害者等包括支援利用者数の割合が 5% 以上の市町村に対し、市町村全体の国庫負担基準総額の 5% 嵩上げを行う予定である。

② 平成 27 年度重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業について

「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」については、重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている小規模市町村に重点を置いた財政支援を行っているところである。

平成 27 年度については、重度障害者の割合が一定以上である市町村に対し、国庫負担基準を嵩上げすることに伴い、本事業の補助要件を「人口規模」や「財政力」などを考慮したものに見直す予定であり、これに基づき、本事業については、平成 27 年度当初予算案において、11 億円計上したところである。

なお、本補助要件については調整中であるが、現時点での補助要件（案）は以下のとおりである。【関連資料②（114 頁）】

<平成 27 年度補助要件（案）>

(1) 人口 10 万人以上 30 万人未満かつ財政力指数が 1 以上の市町村（特別区を除く）

「当該年度の国庫負担基準額に 1/8 を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額に 1/8 を乗じた額」を比較して低い方の額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額

(2) 人口 10 万人以上 30 万人未満かつ財政力指数が 1 未満の市町村（特別区を除く）

「当該年度の国庫負担基準額に 2/3 を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額に 2/3 を乗じた額」を比較して低い方の額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額

(3) 人口 10 万人未満かつ財政力指数が 1 以上の市町村（特別区を除く）

「当該年度の国庫負担基準額に 1/4 を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額に 1/4 を乗じた額」を比較して低い方の額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額

(4) 人口 10 万人未満かつ財政力指数が 1 未満の市町村（特別区を除く）

「当該年度の国庫負担基準額に 3/4 を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額に 3/4 を乗じた額」を比較して低い方の額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額

③ 国庫負担基準の適切な運用について

国庫負担基準については、「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」（平成 18 年厚生労働省告示第 530 号）に基づき、各サービスの障害支援区分毎に利用人数に応じて算定することとしており、また、重度障害者等包括支援対象者については、「訪問系サービスの適切な運用について（平成 26 年 7 月 8 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」において重度障害者等包括支援を利用していない場合であっても以下の単位数が適用できることをお示ししているところであり、国庫負担基準の適切な単位の適用に努めていただきたい。【関連資料③（115 頁～118 頁）】

<国庫負担基準（平成 27 年度（案）>

重度障害者等包括支援対象者であって、重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を利用する者の国庫負担基準	
区分 6	66,730 単位 (参考: 重度訪問介護の区分 6 は 46,330 単位)
介護保険対象者	33,370 単位 (参考: 重度訪問介護は 14,140 単位)

なお、国庫負担基準の各単位への適切な適用がなされていないこと等、本制度に対する理解が十分でない市町村があることから、今後、各市町村に対し、国庫負担基準の理解促進のため、国庫負担基準の具体的な算定方法等に係る通知を発出する予定であるので、その旨ご承知おき願いたい。

(2) 人員配置基準等について

① サービス提供責任者の配置基準の見直し

訪問系サービス（居宅介護、同行援護及び行動援護）に係るサービス提供責任者の配置基準については、介護報酬改定の動向を踏まえ、利用者の情報の共有などサービス提供責任者が行う業務について効率化が図られている場合に、配置基準を利用者 50 人に対して 1 人以上に緩和することとしているので、その旨ご承知おき願いたい。

<居宅介護、同行援護及び行動援護>

[現行] 以下のいずれか

- ① サービス提供時間 450 時間又はその端数を増すごとに 1 人以上
- ② 従業者の数が 10 人又はその端数を増すごとに 1 人以上
- ③ 利用者の数が 40 人又はその端数を増すごとに 1 人以上

[見直し後] 以下のいずれか

- ① サービス提供時間 450 時間又はその端数を増すごとに 1 人以上
- ② 従業者の数が 10 人又はその端数を増すごとに 1 人以上
- ③ 利用者の数が 40 人又はその端数を増すごとに 1 人以上
- ④ ③の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を 3 人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を 1 人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が 50 人又はその端数を増すごとに 1 人以上とすることができる。

② 行動援護における従業者要件等の見直しについて

行動援護については、行動障害のある者の特性を踏まえた対応が必要であること等から、これまでの要件は主に実務経験を中心に評価してきたところである。

しかしながら、適切な行動障害の特性、アセスメント手法及び支援手法等を学ばなかったことが虐待につながったなどの問題が生じている。

このような状況を踏まえ、行動援護従業者の更なる資質の向上を図るため、ヘルパー及びサービス提供責任者に対し、行動援護従業者養成研修の受講を必須化した上で、実務経験を短縮するとともに、ヘルパーについては30%減算の規定を廃止することとしている。なお、行動援護従業者養成研修の必須化に当たっては、平成30年3月31日までの間、経過措置を設けることとしているので、その旨ご承知おき願いたい。

<行動援護におけるヘルパーの要件>

[現行]

- ① 居宅介護従業者の要件を満たす者又は行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に2年以上の従事経験を有するもの
- ② 行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に1年以上の従事経験を有するもの（報酬の取扱いを30%減算）

[見直し後]

- 行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に1年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成30年3月31日までの間は、居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に2年以上の従事経験を有するものの場合、当該基準に適合するものとみなす。

<行動援護におけるサービス提供責任者の要件>

[現行]

- 居宅介護従業者の要件を満たす者又は行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に5年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成27年3月31日までの間、行動援護従業者養成研修修了者にあつては、直接業務に3年以上従事した経験を有することで足りるものとする。

[見直し後]

- 行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に3年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成30年3月31日までの間、居宅介護従業者の要件を満たす者にあつては、直接業務に5年以上従事した経験を有することで足りるものとする。

③ 同行援護従業者要件等に係る経過措置について

同行援護従業者要件等の経過措置については、視覚障害者等に対して同行援護が十分に提供出来なくなってしまうこと等の理由により、平成 30 年 3 月 31 日まで延長したところである。

経過措置期間中の同行援護事業所における留意点等については、「同行援護事業所における経過措置期間中の留意点等について（平成 26 年 10 月 1 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」【関連資料④（119 頁～121 頁）】において、経過措置の延長については今回限りとし再延長は行わないこと、経過措置期間中の経過措置対象者の状況を定期的に報告いただくとともに、経過措置対象者の減少の状況によっては、同行援護従業者養成研修実施計画書の策定等をお示ししていることから、各都道府県におかれては、経過措置期間中における経過措置対象者の積極的な解消に努めていただきたい。

なお、同行援護従業者養成研修実施計画書の様式については、別添のとおりであるので、各都道府県におかれては、準備や事業所への周知等をお願いしたい。【関連資料⑤（122 頁）】

④ その他

ア 訪問系サービスにおけるサービス提供責任者の要件の 1 つである「居宅介護職員初任者研修課程修了者であって実務経験 3 年以上」については、「暫定的な要件（※）」とされているところであるが、サービス提供責任者の資質の向上を図る観点から、早期に実務者研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるようお願いしたい。

なお、各事業所における本要件により配置されているサービス提供責任者の状況について、今後調査を行う予定であるので、ご協力いただきたい。

※ 暫定的な取扱いに係る留意点

居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3 年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものであることから、指定居宅介護事業者は、できる限り早期に、これに該当するサービス提供責任者に実務者研修の研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならないものであること。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発 1206001 通知））

イ また、介護保険における訪問介護においては、いわゆる 3 級ヘルパーについては、平成 21 年度より報酬上の評価を廃止したところであるが、障害福祉の訪問系サービスにおけるいわゆる 3 級ヘルパーに関する取扱いについては、知的・精神障害者が本研修を修了し、指定障害福祉

サービス事業所等の従業者として従事している例があること等に鑑み、引き続き報酬上の配慮が必要であると考えている。

なお、各事業所における本要件により配置されている従業者の状況について、上記と合わせ今後調査する予定であるので、ご協力いただきたい。

(3) 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について

① 支給決定事務における留意事項について

訪問系サービスに係る支給決定事務については、「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」（平成19年4月13日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、適切に対応していただきたい。

ア 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくこと

イ 支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること

ウ 支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害支援区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

また、特に日常生活に支障が生じるおそれがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、個別に市町村審査会の意見を聴取する等し、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として取り扱うなど、障害者及び障害児が地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定していただきたい。

② 障害者総合支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用について

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、平成19年3月28日付けの「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（以下「適用関係通知」という。）で具体的取扱いを示すとともに、障害保健福祉関係主管課長会議において適切な運用に努めていただくよう周知してきたところである。

しかしながら、その運用に関して障害者の個々の実態に即したものとなっていない等の声も寄せられていることを踏まえ、各市町村における具体的な運用等についての実態調査を実施し、今般、調査結果をとりまとめ公表するとともに、調査結果を踏まえた事務連絡を合わせて発出したところである。【関連資料⑥（123頁～128頁）】

事務連絡のポイントとしては、次の6点が挙げられる。

- 1) 障害福祉サービス利用者の介護保険制度の円滑な利用に向け、65歳到達日等前の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行うこと。また、案内に際しては、介護保険法の規定による保険給付が優先されることが、あたかも介護保険のみの利用に制限されるという誤解を障害福祉サービス利用者に与えることのないよう、適用関係通知(2)②の場合や③の場合については障害福祉サービスとの併給が可能な旨、利用者及び関係者へ適切に案内を行うこと。
- 2) 障害福祉サービスを上乘せして支給する場合に何らかの基準を設けている市町村もあるが、当該基準によって一律に判断するのではなく、申請者の利用意向を丁寧に聴取するなど、個々の実態を十分に把握した上で、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、障害福祉サービスを上乘せして支給すること。
- 3) 障害福祉サービス利用者が要介護認定等を受けた結果、介護保険サービスのみでは利用可能なサービス量が減少することも考えられるが、介護保険利用前に必要とされていたサービス量が、介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用を行うこと。
- 4) 障害福祉サービス利用者に介護保険サービスを利用するに当たっては、適切なサービスを受けられるよう、相談支援専門員がモニタリングを通じて介護保険制度に関する案内を行うことや、介護保険サービスの利用に際しては、本人に了解の上で、利用者の状態やサービス等利用計画に記載されている情報を、利用する指定居宅介護支援事業所等へ適切に引継ぐこと等、必要な案内や連携等行っていただくよう周知を行うこと。
- 5) 要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、障害者の生活に急激な変化が生じないように配慮しつつ、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけること。
- 6) 介護保険適用除外施設である指定障害者支援施設等からの退所者が介護老人福祉施設等へ入所しようとする場合には、退所日と要介護認定申請の時期の兼ね合いで必要な手続きや調整が円滑に行われぬという指摘があるが、介護保険サービスの利用を円滑に進めるために、関係者間での密な情報共有や連携を図ることにより、柔軟に対応すること。

今般の事務連絡を踏まえ、改めて、障害者の個々の状況に応じた支給決定がなされるよう改めてお願いします。

また、本事務連絡については、老健局とも協議済みであり、介護保険担当課室へも本事務連絡を情報提供し、適宜、連携を図るようお願いしたい。

③ 重度訪問介護等の適切な支給決定について

重度訪問介護等に係る支給決定事務については、「重度訪問介護等の適正な支給決定について」（平成19年2月16日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、対応していただきたい。

ア 重度訪問介護は、同一箇所にも長時間滞在し、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護等のサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、1日につき3時間を超える支給決定を基本とすること。

イ 平成21年4月より、重度訪問介護の報酬単価について、サービス提供時間の区分を30分単位に細分化したところであるが、これは、利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであり、重度訪問介護の想定している「同一箇所にも長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが1日に複数回行われる場合の1回当たりのサービスについて30分単位等の短時間で行うことを想定しているものではないこと。

ウ これまでに、利用者から「短時間かつ1日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、適切なサービスの提供がされない。」といった声が寄せられているところである。短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを1日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。

エ 「見守りを含めたサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない」といった声も寄せられているところである。重度訪問介護は、比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供されるものであり、これが1日に複数回提供される場合であっても1回当たりのサービスについては基本的には見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給量の設定を行うこと。

④ 居宅介護における通院等介助について

居宅介護における通院等介助については、「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成20年4月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」等をお示ししているところである。

具体的には、適切なアセスメント等を行った上で、①院内スタッフ等による対応が難しく、②利用者が介助を必要とする心身の状態であること等

が考えられる。利用者が介助を必要とする心身の状態である場合は、例えば、

- ・院内の移動に介助が必要な場合
- ・知的・行動障害等のため見守りが必要な場合
- ・排せつ介助を必要とする場合

等が想定されるので、参考としていただきたい。

なお、上記具体例については、従来算定対象としていた行為を制限する趣旨ではない。

⑤ 訪問系サービスの周知について

訪問系サービスについては、在宅の重度障害者を支える重要な社会資源であるが、当事者自身の制度に関する理解不足を理由として、訪問系サービスを利用していない方もいるといった声も寄せられているところである。

については、各都道府県等におかれては、当事者やその家族、障害福祉サービス事業者等に対し、訪問系サービスの制度内容等の周知に努めていただきたい。

平成27年度の国庫負担基準(案)

平成26年度国庫負担基準

居宅介護対象者		重度訪問介護対象者		行動援護対象者		重度障害者等 包括支援対象者	
区分1	2,690単位	区分3※	19,890単位	区分3	12,590単位	区分6	83,660単位
区分2	3,480単位	区分4	24,900単位	区分4	16,960単位	介護保険対象者	33,200単位
区分3	5,120単位	区分5	31,220単位	区分5	22,550単位	重度障害者等包括支援対象者で、 居宅介護、行動援護又は重度訪問 介護を利用する者	
区分4	9,640単位	区分6	44,230単位	区分6	29,300単位	区分6	63,870単位
区分5	1,5430単位	※区分3は経過規定		障害児	16,010単位	介護保険対象者	32,290単位
区分6	22,200単位	介護保険対象者	13,600単位	介護保険対象者	7,520単位		
障害児	8,660単位	同行援護対象者					
※別途通院等介助ありを設ける		同行援護対象者					
		区分に関わらず	11,330単位				

平成27年度国庫負担基準

居宅介護利用者		重度訪問介護利用者		行動援護利用者		重度障害者等 包括支援利用者	
通院等介助なし		区分3※	20,700単位	区分3	14,280単位	区分6	84,070単位
区分1	2,790単位	区分4	25,920単位	区分4	19,240単位	介護保険対象者	33,730単位
区分2	3,610単位	区分5	32,500単位	区分5	25,580単位	重度障害者等包括支援対象者であって 重度障害者等包括支援を利用しておらず、 居宅介護、行動援護又は重度訪問介護 を利用する者	
区分3	5,310単位	区分6	46,330単位	区分6	33,240単位	区分6	66,730単位
区分4	9,980単位	※区分3は経過規定		障害児	18,160単位	介護保険対象者	33,370単位
区分5	15,980単位	介護保険対象者	14,140単位	介護保険対象者	8,540単位		
区分6	22,990単位	同行援護利用者					
障害児	8,970単位	区分に関わらず	12,080単位				
※ 別途通院等介助ありを設ける							

※ 訪問系サービス全体の利用者数に占める重度訪問介護及び重度障害者等包括支援利用者数の割合が5%以上の市町村については、市町村全体の国庫負担基準総額の5%高上げを行う。

(調査済) (一)

国庫負担基準に係る運用等について(概要版)(平成27年度(案))

1. 国庫負担基準の区分間合算

すべての訪問系サービスに係る障害支援区分の基準額を合算して適用する。

2. 従前額保障

国庫負担基準の区分間合算を適用した後の国庫負担基準額と比較し、従前の補助実績(平成17年度)の方が高い自治体については、従前の補助実績に基づき国庫負担を行う。

3. 重度障害者が5%以上の市町村に対しての国庫負担基準の5%の嵩上げ(平成27年度創設)

全訪問系サービスの全体の利用者数に占める重度訪問介護及び重度障害者等包括支援利用者数の割合が5%以上の市町村について、市町村全体の国庫負担基準の総額の5%嵩上げを行う。

4. 都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援事業」による財政支援

以下のいずれにも該当する市町村に係る訪問系サービスの支給額のうち、訪問系サービスの国庫負担基準を超過した額について助成する。

- ① 訪問系サービスの全体の利用者数に占める重度訪問介護対象者の割合が10%を超える場合
- ② 訪問系サービスの支給額が国庫負担基準額を超過している場合

5. 障害者総合支援事業費補助金による「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」による財政支援
(平成27年度見直し)

次に掲げる要件を満たす市町村(特別区を除く)に対し助成する。

- (1) 国庫負担基準の区分合算を適用しても、なお、国庫負担基準を超過する市町村
- (2) 都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援事業」の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村(4. の地域生活支援事業による補助を優先適用する。)

《助成額》

- (1) 人口10万人以上30万人未満かつ財政力指数が1以上の市町村(特別区を除く)
「当該年度の国庫負担基準額に1/8を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額に1/8を乗じた額」を比較して低い方の額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額
- (2) 人口10万人以上30万人未満かつ財政力指数が1未満の市町村(特別区を除く)
「当該年度の国庫負担基準額に2/3を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額に2/3を乗じた額」を比較して低い方の額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額
- (3) 人口10万人未満かつ財政力指数が1以上の市町村(特別区を除く)
「当該年度の国庫負担基準額に1/4を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額に1/4を乗じた額」を比較して低い方の額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額
- (4) 人口10万人未満かつ財政力指数が1未満の市町村(特別区を除く)
「当該年度の国庫負担基準額に3/4を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額に3/4を乗じた額」を比較して低い方の額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額

国庫負担基準の超過にかかる財政支援策について(平成27年度(案))

平成27年度国庫負担基準の見直しにおいて、重度障害者に対し、適切、かつ、きめ細やかな支援を行うため、重度障害者が一定割合以上の市町村の国庫負担基準の嵩上げを行うことに伴い、平成27年度の「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」について以下のとおり補助対象を見直し、小規模、かつ、財政力の弱い市町村により重点を置いた財政支援を行うこととする。

財政支援がない場合
 地域生活支援事業 (H18' ~)

超過分	国 1/2	県 1/4	市 1/4
超過分	国 1/2	県 1/4	市 1/4

基金事業 (H21' ~ H23')

人口10万人未満 (特別区を除く) (財政力指数1未満)	超過分	補助金事業	国 1/2	県 1/4	市 1/4
人口10万人未満 (特別区を除く) (財政力指数1未満)	超過分	補助金事業	国 1/2	県 1/4	市 1/4
人口10万人未満 (特別区を除く) (財政力指数1未満)	超過分	補助金事業	国 1/2	県 1/4	市 1/4
人口10万人未満 (特別区を除く) (財政力指数1未満)	超過分	補助金事業	国 1/2	県 1/4	市 1/4

補助金事業 (H24' ~)

人口10~30万人未満 (特別区を除く) (財政力指数1以上)	超過分	補助金事業	国 1/2	県 1/4	市 1/4
人口10~30万人未満 (特別区を除く) (財政力指数1以上)	超過分	補助金事業	国 1/2	県 1/4	市 1/4
人口10~30万人未満 (特別区を除く) (財政力指数1以上)	超過分	補助金事業	国 1/2	県 1/4	市 1/4
左記以外	超過分	補助金事業	国 1/2	県 1/4	市 1/4

(調書資料) ②

※ 県が地域生活支援事業による財政支援を実施しない場合は、補助金事業の活用ができない。(基金事業を踏襲)
 ※ 地域生活支援事業の対象外の自治体においては、補助金事業の活用が可能である。(基金事業を踏襲)
 ※ 地域生活支援事業や補助金事業と合わせて、重度障害者の割合が5%以上の市町村においては、国庫負担基準の総額の5%嵩上げを行う。

障 障 発 0708 第 1 号
平 成 26 年 7 月 8 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（公 印 省 略）

訪問系サービスの適切な運用について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年度の「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」につきましては、下記のとおりとさせていただくとともに、訪問系サービスの適切な運用のための留意事項をまとめましたので、各都道府県におかれましては、管内市町村への周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

項目	留意事項
重度訪問介護	① 重度訪問介護の提供に当たっては、利用者の生活状況やニーズに応じた適切なサービスを提供すること。② 重度訪問介護の提供に当たっては、利用者の生活状況やニーズに応じた適切なサービスを提供すること。
訪問介護	① 訪問介護の提供に当たっては、利用者の生活状況やニーズに応じた適切なサービスを提供すること。② 訪問介護の提供に当たっては、利用者の生活状況やニーズに応じた適切なサービスを提供すること。
訪問介護員等	① 訪問介護員等の配置に当たっては、利用者の生活状況やニーズに応じた適切なサービスを提供すること。② 訪問介護員等の配置に当たっては、利用者の生活状況やニーズに応じた適切なサービスを提供すること。

記

1 「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」に係る平成 26 年度の執行について

平成 26 年度の執行については、所要額が予算額を超過した場合には一定の調整が必要となるが、本補助金の趣旨を踏まえ、以下を考慮し補助することとする。

- ① 人口規模の小さい市町村（「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業の実施について」（平成 24 年 5 月 23 日障発 0523 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙 4. 助成額の③→②→①の順）
- ② 「重度障害者に係る市町村特別支援（地域生活支援事業）」の実施状況 等

2 訪問系サービスの適切な運用のための留意事項

(1) 重度障害者等包括支援対象者に対する国庫負担基準の適切な運用について

国庫負担基準については、「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」（平成 18 年厚生労働省告示第 530 号）に基づき、各サービスの障害支援区分毎に利用人数に応じて算定することとしているが、重度障害者等包括支援対象者については、重度障害者等包括支援を利用していない場合であっても以下の単位数が適用できることとなっている。

<国庫負担基準>

重度障害者等包括支援対象者であって、重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を利用する者の国庫負担基準	
区分 6	63,870 単位（参考：重度訪問介護の区分 6 は 44,230 単位）
介護保険対象者	32,290 単位（参考：重度訪問介護は 13,600 単位）

（参考）重度障害者等包括支援利用者は 83,660 単位

<重度障害者等包括支援対象者>

障害支援区分 6（障害児にあっては区分 6 に相当する支援の度合）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下のいずれかに該当する者

類 型		状態像
重度訪問介護の対象者であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 I 類型	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者 II 類型	・重症心身障害 等
「厚生労働大臣が定める基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 543 号）の別表第 2 に掲げる行動関連項目（以下「行動関連項目」という。）の合計点数が 10 点以上である者 III 類型		・強度行動障害 等

I 類型

以下のいずれにも該当する者

- (1) 障害支援区分 6 の「重度訪問介護」対象者
- (2) 「障害支援区分認定の実施について」（平成 26 年 3 月 3 日障発 0303 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「区分通知」という。）の別添

2に示す医師意見書（以下「医師意見書」という。）の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3) 麻痺」における「右上肢 左上肢 右下肢 左下肢」において、いずれも「軽、中、重」のいずれかに認定

なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2) 四肢欠損」、「(4) 筋力の低下」、「(5) 関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。

(3) 「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）別表第1「1群 起居動作 寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定（※1）

(4) 区分省令別表第1「10群 特別な医療 レスピレーター」において「ある」と認定

(5) 区分省令別表第1「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外と認定（※2）

II 類型

以下のいずれにも該当する者

(1) 区分通知の別添1に示す概況調査票において知的障害の程度が「最重度」と確認

(2) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者

(3) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3) 麻痺」における「右上肢 左上肢 右下肢 左下肢」において、いずれも「軽、中、重」のいずれかに認定

なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2) 四肢欠損」、「(4) 筋力の低下」、「(5) 関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。

(4) 区分省令別表第1「1群 起居動作 寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定（※1）

(5) 区分省令別表第1「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外と認定（※2）

III 類型

以下のいずれにも該当する者

(1) 障害支援区分6の「行動援護」対象者

(2) 区分省令別表第1「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外と認定（※2）

(3) 行動関連項目の合計点数が10点以上である者（※3）

各都道府県におかれては、国庫負担基準の算定に当たって、利用者の個別の状態を把握した上で、適切な単位の適用をしていただくよう、管内市区町村に周知いただきたい。

(※1) 認定に当たっては、「障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル」の「1-1 寝返り」を参照されたい。（別紙参照）

(※2) 認定に当たっては、「障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル」の「3-3 コミュニケーション」を参照されたい。（別紙参照）

(※3) 平成26年4月以降、行動関連項目の合計点数（行動援護スコア）については、障害支援区分判定ソフトに認定調査の結果等を入力することにより、自動的に計算結果が表示される仕組みとなっている。

(2) 訪問系サービスの周知について

① 訪問系サービスについては、

ア 平成23年10月に同行援護を創設し、視覚障害者の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供する等のサービスを提供

イ 平成26年4月から重度訪問介護の対象に、行動障害を有する重度の知的障害者及び精神障害者(※)を新たに追加

など所要の改正を行ったところであり、これらの事業によって在宅の障害者の支援の選択肢が拡大されたところである。

また、これらの改正により、地域生活支援事業の必須事業である移動支援事業により支援されていた者についても、同行援護や行動援護等の訪問系サービスの対象となる場合も考えられることから、各都道府県におかれては、利用者の心身の状況等に応じて適切な支給決定を行っていただくよう改めて管内市区町村に周知いただきたい。

(※) 行動障害を有する重度の知的障害者及び精神障害者が重度訪問介護を利用するに当たっては、事前に行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整を経る必要がある。なお、行動援護については、従来は外出時の支援を基本としていたところであるが、サービス等利用計画等からアセスメント等のために必要であることが確認できる場合には、必要な期間内において、居宅内での行動援護の利用を可能とする取扱いとしたところ。

② また、訪問系サービスは、在宅の重度障害者を支える重要な社会資源であることから、制度に対する理解不足を理由としてサービスの利用が抑制されることのないよう、各都道府県・市区町村におかれては、当事者やその家族、障害福祉サービス事業者等に対し、これらの訪問系サービスについて、制度改正の状況を含め、改めて広報誌の掲載や制度説明会の開催等を通じて制度の周知に努めていただき、障害者が暮らしやすい地域づくりの推進に努めていただきたい。

障 障 発 1001 第 1 号
平成 26 年 10 月 1 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（公印省略）

同行援護事業所における経過措置期間中の留意点等について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、同行援護従業者要件等の経過措置について、視覚障害者等に対して同行援護が十分に提供出来なくなってしまうこと等の理由により、「厚生労働大臣が定める者」（平成 18 年厚生労働省告示第 548 号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 10 月 31 日障発 1031001 号）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 18 年 12 月 6 日障発 1206001 号）の一部を改正し、平成 30 年 3 月 31 日まで延長されたところで

つきましては、経過措置期間中の同行援護事業所における留意点等を下記のとおりまとめましたので、各都道府県におかれましては管内市町村への周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

1 同行援護従業者に係る経過措置について

同行援護従業者における経過措置の内容は次のとおり。

従業者	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護職員初任者研修修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者 → <u>平成30年3月31日までの間、1年以上の実務経験を要しない経過措置</u> 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者 → <u>平成30年3月31日までの間、1年以上の実務経験を要しない経過措置</u>
サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修、居宅介護従業者養成研修1級課程、居宅介護職員初任者研修課程修了者等で3年以上介護等の業務に従事した者であって、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）を修了した者 → <u>平成30年3月31日までの間、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）修了を要しない経過措置</u> 平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年間従事したもの → <u>平成30年3月31日までの間の経過措置</u>

なお、経過措置の延長については今回限りとし、再延長は行わない。

2 同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）について

同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）については、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を習得すること等を目的としている。

視覚障害者等に対して、適切な同行援護を提供するため、本来の資格要件となっているサービス提供責任者はもとより、従業者においても、同行援護従業者養成研修を積極的に受講していただくようお願いするとともに、各都道府県におかれては、研修機会の確保に努めていただきたい。

3 平成26年10月1日以降の同行援護事業所の従業者について

本来、経過措置は暫定的な取扱いであることから、都道府県等におかれては、今回延長した経過措置期間満了日までの間に、経過措置対象従業者等の解消に努めるとともに、平成26年10月1日以降の新規の指定同行援護事業所においては、本来の要件を満たした従業者等の配置に努めていただくようお願いする。

< 同行援護事業所における人員基準 >

<p>従業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤換算 2.5 人以上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同行援護従業者養成研修一般課程修了者 ・ 居宅介護職員初任者研修修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に 1 年以上従事した経験を有する者 ・ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に 1 年以上従事した経験を有する者 ・ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等
<p>サービス提供責任者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業規模に応じて 1 人以上（管理者の兼務及び常勤換算も可能） <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修、居宅介護従業者養成研修 1 級課程、居宅介護職員初任者研修課程修了者等で 3 年以上介護等の業務に従事した者であって、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）を修了した者 ・ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等
<p>管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

4 その他

経過措置期間中（平成 26 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日）、経過措置対象者の状況について、毎年報告していただく予定である。

なお、一定期間を経過しても、経過措置対象者が減少しない場合、各都道府県に対し、同行援護従業者養成研修実施計画書を策定の上、国に進捗状況を定期的に報告していただく予定であるので、ご了解願いたい。

制度運用実態調査の概要（自立支援給付と介護保険制度との適用関係）

○調査目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、その基本的な考え方、優先される介護保険サービス、介護保険サービス優先の捉え方、具体的な運用等について「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年3月28日障企発第0328002号 障障発第0328002号）にて市町村へ通知しているところであるが、その運用等の実態を把握することを目的とする。

○調査内容

- ・65歳以上で介護保険サービスと障害福祉サービスの併給をしている者、障害福祉サービスのみを利用している者の割合
- ・65歳に到達する障害福祉サービス利用者の介護保険制度利用にあたっての運用について
- ・介護保険被保険者に対する障害福祉サービスの支給決定について 等

○調査対象・調査数

対象	調査方法	調査対象数	抽出方法
全指定都市(20)、 全中核市(43) 及び 右記抽出方法で抽出された市区町村 (222)	質問紙による調査	285	都道府県ごとに下記方法により市町村を抽出 ・各都道府県内の市(特別区を含む)から人口規模の大きい順に2市を抽出(指定都市、中核市を除く) ・各都道府県内の町から人口規模の大きい順に2町を抽出 ・各都道府県内で人口規模が最も大きい村を1抽出(村のない場合を除く)

○調査実施時期

平成26年8月

○回答状況

回答率:90.9% 回答数:計259(内訳:政令市20・中核市34・その他市区町村205)

制度運用実態調査結果①（自立支援給付と介護保険制度との適用関係）

1. サービス利用状況等実態

(1) 65歳以上の者についてのサービス利用状況

区分	人数	構成割合
障害福祉サービス利用人数(65歳未満も含む全体)	350,205	—
障害福祉サービス利用人数(65歳以上)	34,400 ^{※1}	9.8%
併給(介護保険・障害福祉)人数	12,198	[35.7%] ^{※4}
介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から障害福祉サービスを上乗せしている人数	5,575	—
障害福祉サービスのみ利用人数	21,953 ^{※2}	[64.3%] ^{※4}
要介護認定等の結果非該当となったため	1,374	—
介護保険サービスでは適切な支援は困難と判断したため	1,705	—
障害福祉サービス固有のもの(行動援護、同行援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援)であるため	6,514	—
要介護認定等の申請をしていない等その他の理由 ^{※3}	11,291	—

※1 「障害福祉サービス利用人数(65歳以上)」欄の記載はあるが、そのうちの「併給(介護保険・障害福祉)人数」や「障害福祉サービスのみ利用人数」について不明としている自治体があることにより、「併給(介護保険・障害福祉)人数」欄と「障害福祉サービスのみ利用人数」欄を合算した数値が「障害福祉サービス利用人数(65歳以上)」欄の人数と一致しない。

※2 「障害福祉サービスのみ利用人数」欄の記載はあるが、その理由ごとの内訳人数が不明と回答している自治体があるなどにより、「要介護認定等の結果非該当」欄から「要介護認定等の申請をしていない等その他の理由」欄までを合算した数値が「障害福祉サービスのみ利用人数」欄の人数と一致しない。

※3 「介護保険被保険者適用除外施設(障害者支援施設等)入所中」の場合等。

※4 「併給(介護保険・障害福祉)人数」欄と「障害福祉サービスのみ利用人数」欄の人数を合算した数値を基にした場合の構成割合

制度運用実態調査結果②（自立支援給付と介護保険制度との適用関係）

(2) 65歳以上の併給者(介護保険・障害福祉)のサービス併用状況

区分	人数	構成割合
併給(介護保険・障害福祉)人数	12,198	100.0%
併給者のうち居宅介護(障害福祉)を利用している者の人数	5,297	43.4%
居宅介護(障害福祉)と併用している介護保険サービスが訪問介護のみとなっている者の人数	1,297	[24.5%]
居宅介護(障害福祉)と併用している介護保険サービスが訪問介護及び訪問介護以外のサービスとなっている者の人数	3,476	[65.6%]
居宅介護(障害福祉)と併用している介護保険サービスが訪問介護以外のサービスとなっている者の人数	524	[9.9%]
併給者のうち重度訪問介護(障害福祉)を利用している者の人数	1,351	11.1%
重度訪問介護(障害福祉)と併用している介護保険サービスが訪問介護のみとなっている者の人数	161	[1.9%]
重度訪問介護(障害福祉)と併用している介護保険サービスが訪問介護及び訪問介護以外のサービスとなっている者の人数	1,136	[84.1%]
重度訪問介護(障害福祉)と併用している介護保険サービスが訪問介護以外のサービスとなっている者の人数	54	[4.0%]

※ 併給人数の回答のみでその内訳人数が不明としている自治体があるため、「併給人数」から「併給者のうち居宅介護を利用している者の人数」及び「併給者のうち重度訪問介護を利用している者の人数」を除いた人数が、居宅介護と重度訪問介護以外の障害福祉サービスを利用している併給者の人数となるわけではない。

制度運用実態調査結果③（自立支援給付と介護保険制度との適用関係）

(3) 障害程度区分認定者の要介護状態区分等

障害程度区分認定者の要介護状態区分等*					障害程度区分				
障害程度区分	人数	要介護状態区分等	人数	構成割合	障害程度区分	人数	要介護状態区分等	人数	構成割合
区分6	461	要介護5	336	72.9%	区分3	934	要介護5	11	1.2%
		要介護4	74	16.1%			要介護4	29	3.1%
		要介護3	25	5.4%			要介護3	82	8.8%
		要介護2	15	3.3%			要介護2	218	23.3%
		要介護1	7	1.5%			要介護1	208	22.3%
		要支援2	2	0.4%			要支援2	183	19.6%
		要支援1	2	0.4%			要支援1	136	14.6%
		自立	0	0.0%			自立	67	7.2%
区分5	341	要介護5	74	21.7%	区分2	1,129	要介護5	12	1.1%
		要介護4	108	31.7%			要介護4	18	1.6%
		要介護3	71	20.8%			要介護3	29	2.6%
		要介護2	51	15.0%			要介護2	121	10.7%
		要介護1	14	4.1%			要介護1	232	20.5%
		要支援2	18	5.3%			要支援2	291	25.8%
		要支援1	5	1.5%			要支援1	283	25.1%
		自立	0	0.0%			自立	143	12.7%
区分4	442	要介護5	20	4.5%	区分1	387	要介護5	4	1.0%
		要介護4	52	11.8%			要介護4	1	0.3%
		要介護3	95	21.5%			要介護3	7	1.8%
		要介護2	118	26.7%			要介護2	17	4.4%
		要介護1	93	21.0%			要介護1	48	12.4%
		要支援2	37	8.4%			要支援2	63	16.3%
		要支援1	16	3.6%			要支援1	133	34.4%
		自立	11	2.5%			自立	114	29.5%

※ 平成25年度中に65歳に到達した障害福祉サービス利用者が対象。

制度運用実態調査結果④（自立支援給付と介護保険制度との適用関係）

2. 市町村の制度運用

(1) 65歳到達による介護保険移行について

ア. 介護保険制度への移行の案内を行っているか

	自治体数	構成割合
行っている	225	86.9%
65歳の6ヶ月前までに案内	17	[7.6%]
65歳の5ヶ月前までに案内	0	[0.0%]
65歳の4ヶ月前までに案内	6	[2.7%]
65歳の3ヶ月前までに案内	44	[19.6%]
65歳の2か月前までに案内	51	[22.7%]
65歳の1か月前までに案内	38	[16.9%]
案内を行っているが、上記以外	69	[30.7%]
行っていない	34	13.1%
合計	259	100.0%

※ 「行っていない」との回答の中には、「介護保険制度の対象者がいないため」、「介護保険適用除外施設入所者若しくは障害福祉固有のサービスの利用者であるため」、「障害福祉サービスの支給決定の更新時に説明しているため」等も含む。

制度運用実態調査結果⑤（自立支援給付と介護保険制度との適用関係）

イ. 介護保険制度への移行の案内はどのような方法で行っているか

	自治体数(複数回答可)
電話で説明	100
お知らせの送付	89
自治体窓口や利用者宅訪問等により直接説明	129
その他	32

ウ. 介護保険サービスと障害福祉サービスの併給が可能な旨を障害福祉サービス利用者へ事前案内しているか

	自治体数	構成割合
している	101	39.0%
事例によってはしている	108	41.7%
していない	20	7.7%
未回答	30	11.6%
合計	259	100.0%

エ. 介護保険サービスと障害福祉サービスの併給が可能な旨を住民へ周知しているか

	自治体数	構成割合
している	49	18.9%
広報誌で案内	3	[6.1%]
ホームページで案内	9	[18.4%]
その他の方法で案内	37	[75.5%]
していない	209	80.7%
未回答	1	0.4%
合計	259	100.0%

制度運用実態調査結果⑥（自立支援給付と介護保険制度との適用関係）

オ. 65歳に到達する者の障害福祉サービス支給決定の有効期限の設定について

	自治体数	構成割合
65歳に到達する者についてもそれ以外の者と同じ取扱としており、介護保険移行を考慮した期限の設定はしていない	105	40.5%
65歳到達月(誕生日)の月末までの期限としている	85	32.8%
65歳到達月(誕生日)の翌月末までの期限としている	6	2.3%
65歳到達月(誕生日)の翌々月末までの期限としている	5	1.9%
65歳到達月(誕生日)の3ヶ月後の月末までの期限としている	6	2.3%
その他	48	18.5%
未回答	4	1.5%
合計	259	100.0%

(2) 申請勧奨に応じず、要介護認定等を申請していないケースの有無

	自治体数	構成割合
ある(複数回答可)	94	36.3%
自己負担の発生	60	—
馴染みの支援者を希望	38	—
現に受けられたサービスが受けられない可能性があるため	40	—
介護保険優先適用の考え方が理解不能	44	—
その他	10	—
ない	163	62.9%
未回答	2	0.8%
合計	259	100.0%

制度運用実態調査結果⑦（自立支援給付と介護保険制度との適用関係）

(3) 要介護認定等の申請勧奨に応じないまま、65歳到達後も継続して障害福祉サービスの利用申請があった場合どのように対応しているか

	自治体数	構成割合
障害福祉サービスの支給決定を行い、引き続き申請勧奨を行う	63	67.0%
障害福祉サービスの支給決定期限を通常より短くして決定し、引き続き申請勧奨を行う	15	16.0%
障害福祉サービスの利用申請を却下する	6	6.4%
申請勧奨に応じず障害福祉サービスの利用申請を行うまでに至ったケースはない	5	5.3%
その他	5	5.3%
合計	94	100.0%

※ 2(2)において、「申請勧奨に応じず、要介護認定等を申請していないケース」が「ある」と回答した自治体を対象とした質問

(4) 介護保険被保険者に対する障害福祉サービスの上乗せ支給について

ア. 障害福祉サービスの上乗せ利用の要件

	自治体数	構成割合
通知1-(2)-③-アを要件としている※1	176	68.0%
上記に加えて要件を追加している※2	74	28.6%
未回答	9	3.5%
合計	259	100.0%

※1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(平成19年3月28日障企発第0328002号・障発第0328002号)1-(2)-③-アは以下の通り。

・在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合。

※2 上乗せ要件追加例

- ・要介護4ないし5以上であること。
- ・身体障害者(両上下肢機能障害など)であること。
- ・訪問系サービスの上乗せについては、介護保険サービスの訪問介護を居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の5割以上利用していること。

制度運用実態調査結果⑨（自立支援給付と介護保険制度との適用関係）

イ. 上乗せ利用の要件を満たさない場合であっても個別の状況に応じて上乗せ支給を行っているか

	自治体数	構成割合
行っている	23	31.1%
行っていない	51	68.9%
合計	74	100.0%

※ 2.(4)アにおいて、通知1-(2)-③-アの要件に加えて「要件を追加している」と回答した自治体を対象とした質問

※ 「行っていない」と回答している場合には、支給申請事例がなかった場合や、②障害福祉サービスの上乗せ利用の要件に「個別の状況に応じて検討する」ことを盛り込んでいる場合等が含まれている。

(5) 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの特定について

障害福祉サービスの利用者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かについてどのように判断しているか

	自治体数	構成割合
全てのケースで具体的な意向を聴き取り、判断している	128	49.4%
判断が困難なケースで具体的な意向を聴き取り、判断している	96	37.1%
具体的な意向は聴き取らずサービス内容、機能のみで判断している	24	9.3%
その他	8	3.1%
未回答	3	1.2%
合計	259	100.0%

(6) 移動支援（地域生活支援事業）について介護保険給付との併給調整の対象とし、給付調整を行っているか

	自治体数	構成割合
行っている	95	36.7%
行っていない	162	62.5%
未回答	2	0.8%
合計	259	100.0%

制度運用実態調査結果⑩（自立支援給付と介護保険制度との適用関係）

3. 不服審査及び訴訟

(1) 障害福祉サービスに関する審査請求件数

(対象期間:平成24年度以降、平成26年8月1日現在まで)

総件数	84	総件数のうち、65歳以上の者が請求した件数	15
総件数のうち、相談支援専門員がサービス等利用計画を作成していた件数	12	左の件数のうち、請求時に65歳以上だった件数	1
総件数のうち、セルフプランを作成していた件数	5	左の件数のうち、請求時に65歳以上だった件数	0

(2) 介護保険給付と併給調整規定に基づく障害福祉サービスに係る支給決定処分に対する審査請求件数等

(対象期間:平成24年度以降、平成26年8月1日現在まで)

年度	審査請求件数
24	3
25	5
26	3

審査請求における論点	件数
介護保険移行による利用者負担の増加	3
介護保険サービスで適切な支援を受けられるかどうかについての市町村の運用	6
その他	5

※ 1件の審査請求について複数の論点があると回答した自治体がある

制度運用実態調査結果⑩（自立支援給付と介護保険制度との適用関係）

(3) 介護保険給付との併給調整規定に基づく障害福祉サービスに係る支給決定処分に対する訴訟件数

（対象期間：平成24年度以降、平成26年8月1日現在まで）

年度	訴訟件数
24	0
25	1
26	0

訴訟における論点	件数
介護保険移行による利用者負担の増加	1

4. 自治体意見

自治体からの主な意見(全体84件)

意見	件数	構成割合
介護保険移行に伴う利用者負担の発生及び増大が理解を得にくい	33	34.4%
介護保険との併給について国が一定の指針や明確な基準を示してほしい	33	34.4%
介護保険対象者に対する居宅介護の国庫負担基準を設定してほしい	13	13.5%

実態調査結果を踏まえた事務連絡

1. 介護給付費等と介護保険制度との適用関係について

(1) 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの特定について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年3月28日障企発第028002号・障保発第028002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知、以下「適用関係通知」という。）において、市町村は、介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能な否か等について、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聞き取りにより把握した上で、適切に判断することとしているが、改めて各市町村においては、適切な運用をお願いしたい。

(2) 具体的な運用について

申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合であっても、当該サービスの利用について介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能であることとしている。市町村においては、当該介護給付費等を支給する場合の基準を設けている場合であっても、当該基準によって一律に判断するのではなく、介護保険サービスの支給量・内容で十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努められたら。

また、障害福祉サービス利用者が要介護認定等を受けた結果、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の範囲内では、利用可能なサービス量が減少することも考えられる。しかし、介護保険利用前に必要とされていたサービス量が、介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたい。

2. 介護保険制度の円滑な利用に当たっての留意点

(1) 障害福祉サービス利用者への介護保険制度の案内について

要介護認定等の申請は、申請に係る者の状態について大きな変更が生ずることが見込まれないことことから、65歳到達日（誕生日の前日）、特定高齢者に該当する者の45歳到達日（誕生日の前日）又は満期外施設退所日（以下「65歳到達日等」という。）の3か月前以内に要介護認定等申請を受理し、65歳到達日等に認定することを運用上の対応として可能としている。

そのため、障害福祉サービス利用者への介護保険制度の円滑な利用に向け、要介護認定等の申請から認定結果通知にかかる期間を考慮して65歳到達日等前の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行うこと。

その際には、単に案内を郵送するだけでなく、市町村職員から、又は、(3)にお示しする相談支援専門員から直接、介護保険制度について説明を行うことが望ましい。

(2) 障害福祉サービス利用者等に対する介護保険制度との併給が可能な旨の案内について

介護保険法の規定による保険給付が優先されることが、また介護保険のみ利用に制限されるという誤解を障害福祉サービス利用者等に与えることのないよう、適用関係通知(2)②の場合や③の場合については介護給付費等の支給が可能な旨、利用者及び関係者へ適切に案内を行うこと。

(2) 指定特定相談支援事業者と指定居宅介護支援事業者等との連携について

障害福祉サービス利用者や介護保険サービスを利用するに当たっては、障害者が適切なサービスを受けられるよう

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）における指定特定相談支援事業所の相談支援専門員がモニタリングを通じて、必要な介護保険サービスを円滑に利用できるよう利用者に対し、介護保険制度に関する案内を行うことや、介護保険サービスの利用に際しては、本人に了解の上、利用する指定居宅介護支援事業所等に対し、利用者の状態や障害福祉サービスの利用状況等サービス等利用計画に記載されている情報を提供すること

・介護保険サービス利用開始後も引き続き障害福祉サービスを利用する場合は、サービス担当者会議等を活用して相談支援専門員と介護支援専門員が随時情報共有を図ること等必要な案内や連携を行うこと等の周知をお願いしたい。

※なお、ここでいう「指定居宅介護支援事業者等」とは、小規模多機能型居宅介護や介護老人福祉施設のように、人員配置基準において介護支援専門員の配置が義務づけられている事業者を含むものである。

3. 要介護認定等の申請について

介護保険の被保険者である障害者については、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能な否か、当該介護保険サービスに係る介護保険給付を受けることが可能な否か等について判断するためにも、障害者の生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、まずは、要介護認定等申請を行っていただく上で介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当である。

したがって、要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけること。

4. 指定障害者支援施設等入所者の要介護認定等について

介護保険適用除外施設である指定障害者支援施設等入所者は、介護保険サービスに相当する介護サービスが提供されていること等の理由から、自分の関、介護保険の被保険者とはならないこととされている。一方で、個々の事情に応じて介護保険適用除外施設を退所又は退院することもあり得るが、その場合には介護保険の被保険者となり、介護保険法に基づく要介護認定等を受けることにより、これに即した介護保険サービスを利用することが可能となる。

この点、例えば、介護保険適用除外施設からの退所者が介護老人福祉施設等へ入所しようとする場合には、通常、一定の期間を要することから、指定障害者支援施設等の退所日と要介護認定申請の時期の差をいって必要な手続きや調整が円滑に行われなければならないという指摘があるが、介護保険サービスの利用を円滑に進めるために、関係者間で密な情報共有や連携を図ることにより、柔軟に対応願いたい。

22 計画相談支援・障害児相談支援の充実等について

(1) 計画相談支援・障害児相談支援の充実について

平成 27 年 4 月以降、市町村は支給決定を行うに際し、サービス等利用計画案等の提出を求めるものとされているところであるが、経過措置期限の終了が目前と迫っている平成 26 年 12 月末時点における、都道府県全体のサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成の進捗率はともに約 6 割であった。また、市町村毎の進捗率を見ると、6 割以上作成している自治体が 7 割程度ある一方、未だに 4 割以下のところも 1 割強あった。【関連資料① (133 頁)】

これまで、厚生労働省では、特に進捗状況が低い自治体や、業務を行う事業者に対して、各種事務連絡や全国担当主管課長会議を通じて、

- ・ 都道府県・市町村の役割、事業所における柔軟な対応の工夫例やセルフプランを受け付けるに当たっての留意点
- ・ 市町村による基幹相談支援センターや事業所の役割分担・推進方法の協議や、今年度末までに限ったサービス利用支援における日中活動系事業所でのアセスメントの実施
- ・ 平成 27 年度に限った市町村による代替プランの作成の導入

等について示したところ【関連資料② (134 頁～136 頁)】であるが、各都道府県におかれては、管内市町村の平成 27 年度以降の計画相談支援等の対応方針について確認いただき、その取組が不十分であれば上記各事項の対応の余地がないか指導いただきたい。特に、セルフプランの提出については、障害者本人が真にセルフプランの作成を希望する場合はエンパワメントの観点からは望ましいものであるが、身近な地域に相談支援事業者がない場合の対応としては、市町村が必要な事業者の誘致に向けた努力を行ってもなお体制が確保されないことが前提となる。安易に申請者をセルフプランの作成に誘導することは、相談支援事業者によるモニタリングが行われず、適切なサービス利用に向けたきめ細かな継続的支援が提供されないこととなるので、厳に謹むよう留意されたい。【関連資料③ (137 頁)】

なお、上記各事項のうち、今年度末までとしていたサービス利用支援における日中活動系事業所でのアセスメントの実施については、未だに進捗率が進んでいない自治体が一部あることから、平成 28 年 3 月末までに延長することとする。そのため、各都道府県においては、市町村を通じて各事業所に対して効率的にサービス利用支援を提供するよう指導いただくとともに、今回の措置についても緊急的なものであるため、平成 26 年 9 月 26 日付事務連絡「計画相談支援・障害児相談支援の推進等について」でも示したとおり、

- ・ 限定的な措置である旨を利用者に説明
- ・ 家庭状況等の確認が必要な場合は、適切に居宅訪問
- ・ 家族へも面接の趣旨の十分な説明を電話等で実施

等については、実施にあたって留意されたい。

また、重層的な相談支援の体制の充実を図るため、地域生活支援事業の一つである基幹相談支援センター等機能強化事業を活用し、基幹相談支援センター等において、地域の相談支援事業所の支援を図る一方、事業所が作成したサービス等利用計画をチェックする等、相談支援専門員がより適切なマネジメントを行うことができるよう取り組まれない。

適切なマネジメントの実施に当たっては、地域の課題の解決や社会的資源の開発・活用が必須であり、地域の理解の促進や関係機関のネットワークが強化される必要がある。平成 27 年度予算案では、市町村協議会において、地域資源の開発や利用促進等に向けた取組を新たに地域生活支援事業の補助の対象としており、例えば障害児者のニーズ調査やインフォーマルサービスの先進例の情報収集、商工会議所・地域住民への啓発の実施等地域の課題解決に向けて積極的に活用いただきたい。【関連資料④（138 頁）】

（2）計画相談支援・障害児相談支援の報酬改定について

① 質の高い計画相談支援等の提供について

平成 27 年度以降、計画相談支援等の実施に当たっては、相談支援専門員のスキルの向上や事業所の質の確保が重要となる。そのため、平成 27 年度報酬改定では、手厚い人員体制や関係機関との連携等により質の高い計画相談支援が提供されている事業所を評価する（特定事業所加算）こととしている。【関連資料⑤（139 頁）】

特定事業所加算の算定に当たっては、市町村へ体制の要件を満たしている旨の届出を行う必要があるため、各都道府県におかれては、市町村を通じて、事業所に遺漏なきよう周知されたい。【関連資料⑥（140・141 頁）】

なお、要件の 1 つとして、相談支援従事者現任研修を修了している常勤・専従の相談支援専門員を 1 人以上配置していることを求めているため、来年度以降、現任研修の受講希望者数が増加することが見込まれる。各都道府県や各都道府県知事から指定を受けた事業者においては、受講希望者を見込みの上、適切な枠を確保するよう努められたい。

② きめ細かい計画相談支援の提供について

モニタリングの実施期間については、厚生労働省令において利用者の心身の状況及び標準期間等を勘案の上、市町村が設定することとされている。しかし、一部の市町村では、その設定に当たって、

- ・ サービス等利用計画等の作成を優先しているため、長期となっていること
- ・ 利用している障害福祉サービスの種類のみを勘案し、利用者の心身の状況等に関係なく一律に行っていること

等の指摘がされているところ。

障害児者に対するきめ細かな支援を提供するためには、利用者の心身の状況等に合わせたモニタリング期間の設定が重要であることから、市町村においては、相談支援専門員からの提案を十分に勘案の上、障害児者ごとによって適切かつ柔軟なモニタリング期間を設定されたい。なお、厚生労働省では、運用上の取扱いとして、標準期間よりきめ細かなモニタリングが必要と想定される対象者について以下のとおり例示するので了知されたい。【関連資料⑦（142頁）】

○ きめ細かいモニタリングの実施（2、3月ごとに）が必要な対象者像は、以下のとおり（例示）

（計画相談支援）

- a 就労や社会参加のために能力の向上等必要な訓練を行っている者
- b 生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- c 障害福祉サービスのみ利用している65歳以上の者
- d 利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者

（障害児相談支援）

- a 学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化のおそれのある者
- b 就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

（3）サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者における研修要件の取扱いについて

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に当たっては、実務経験と研修修了を要件としているが、一部については一定期間、研修の修了の猶予が設けられているところである。

当該猶予措置の中には、本年3月31日をもって終了することとされているものがあるが、各都道府県における養成の現状等を勘案し、平成27年度以降以下のとおりにすることとしたので、各都道府県においては、管内事業所に周知いただくとともに、事業所が属する都道府県において確実に研修を受講できるよう計画的に開催されたい。【関連資料⑧（143頁）】

【サービス管理責任者】

平成27年3月31日までの経過措置とされている、平成24年4月1日前までに事業を開始した多機能型事業所等に配置される際の経過措置については、廃止する。また、指定障害福祉サービス事業所等の開始日を起点とした1年間の猶予については、3年間の経過措置を設けて廃止する

(平成 29 年 4 月 1 日以降に事業を開始した場合は、平成 30 年 3 月 31 日までとする)。

【児童発達支援管理責任者】

平成 27 年 4 月 1 日から 3 年間に限り、障害児通所支援事業所等の開始日を起点として 1 年間の猶予を設ける(平成 27 年 4 月 1 日前から事業を行っている場合は、平成 28 年 3 月 31 日までの間、平成 29 年 4 月 1 日以降に事業を開始した場合は、平成 30 年 3 月 31 日までとする)。また、やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、発生日から起算して 1 年間の猶予を設けるものとする。

(4) 平成 27 年度における国研修の開催予定について

平成 27 年度における相談支援専門員及びサービス管理責任者に係る国研修については、受講者要件を本年度(平成 26 年度)から変更することなく、以下の日程で実施する予定であるので、都道府県におかれては、適任者を推薦していただく等、御協力をお願いする。

相談支援従事者指導者養成研修会(国研修)

■日時：平成 27 年 5 月 27 日(水)～29 日(金)

■場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院
(埼玉県所沢市並木 4 丁目 1 番地)

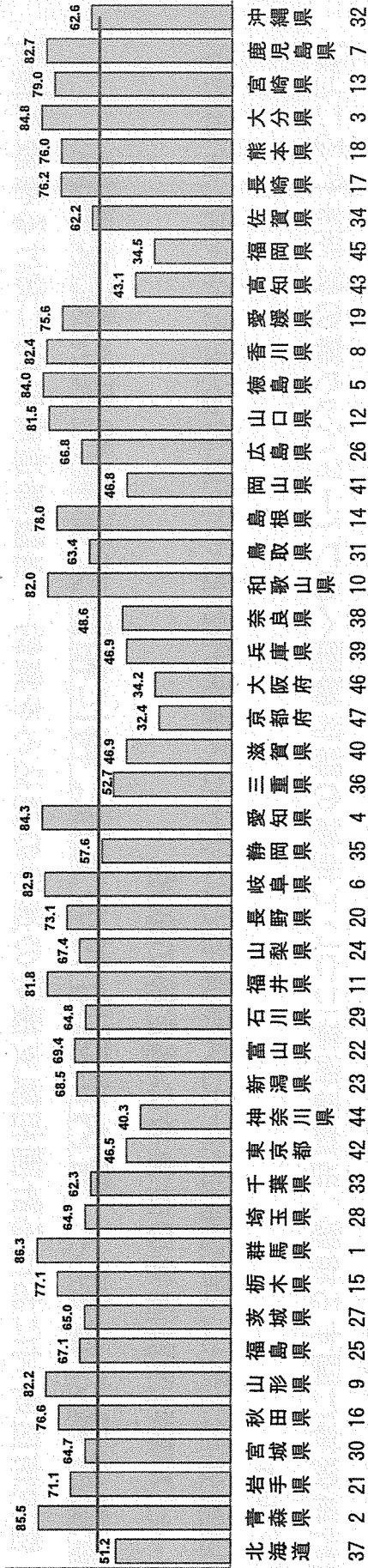
サービス管理責任者指導者養成研修会(国研修)

■日時：平成 27 年 9 月 30 日(水)～10 月 2 日(金)

■場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院

計画相談支援関連データ (都道府県別：実績)

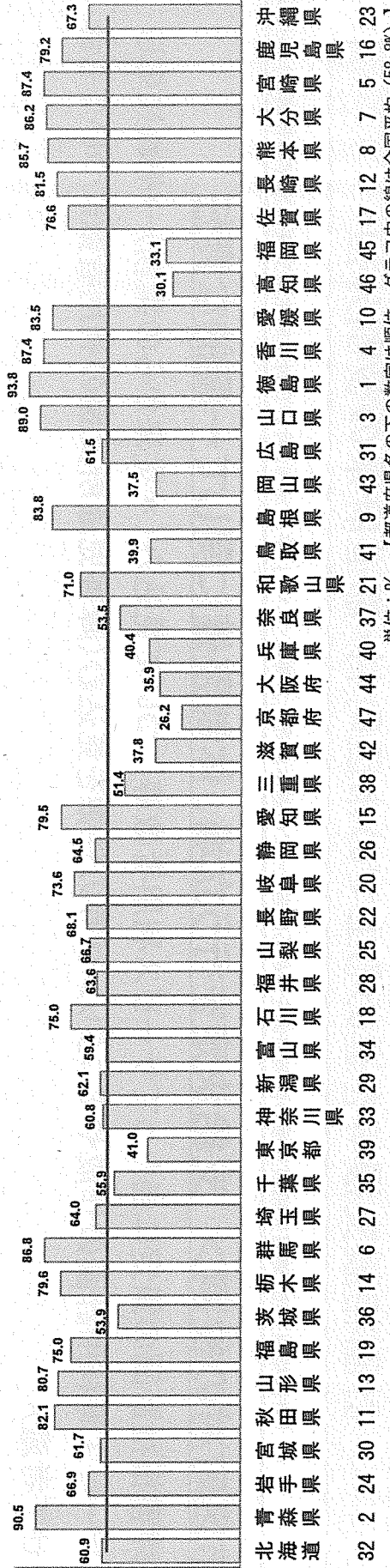
○ 都道府県別 計画相談支援実績 (H26.12：厚生労働省調べ)



【都道府県名の下の数字は順位、グラフ中の線は全国平均(59.0%)】

↑ 同月の障害福祉サービス・地域相談支援の利用者のうち既にサービス等利用計画を作成しているものの割合

○ 都道府県別 障害児相談支援実績 (H26.12：厚生労働省調べ)



単位：% (都道府県名の下の数字は順位、グラフ中の線は全国平均(58.8%))

↑ 同月の障害児通所支援の利用者のうち既に障害児支援利用計画を作成しているものの割合

計画相談支援等を進める上での市区町村・都道府県の役割分担

* 「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」(平成26年2月27日付地域生活支援推進室事務連絡)より抜粋

<市区町村の役割> 支給決定を行う立場、体制整備に関して一義的な責任

- ・ 障害福祉計画の策定に当たってサービス利用者数等について見込み(*従来からの業務)→それに応じてサービス等利用計画の作成やモニタリング等の件数を見込む(障害児通所支援の利用者数についても合わせて考慮)
- ・ 管内又は近隣の事業所に対して特定相談支援事業所等の開設の働きかけ
- ・ 事業所側として将来的な業務計画等を立てることができる環境づくり(例:半年後・1年後にどの程度の件数が見込まれるのか等の情報を事業所側に提供)
- ・ 基幹相談支援センターの設置等を通じて、研修の実施による人材育成や特定相談支援事業所等からの困難事例等に関する相談、当該事例等について地域の関係機関へのフィードバック等の体制を作ることが望まれる
- ・ 協議会を活用し、障害福祉サービス事業者とのサービス等利用計画の作成の必要性の共有、計画的なサービス等利用計画等の対象者の選定等の取組

<都道府県の役割> 管内市区町村の支援、特に相談支援専門員の養成確保

- ・ 管内市区町村における計画相談支援等の進捗の見込みを集約→当該都道府県内における相談支援専門員の必要数の見極め→その確保のために十分な規模の養成研修の実施
- ・ 計画相談支援等の進捗率を定期的に把握して市区町村に還元、進捗率の低い市区町村の課題の把握や適切な支援

(週補録 ②)

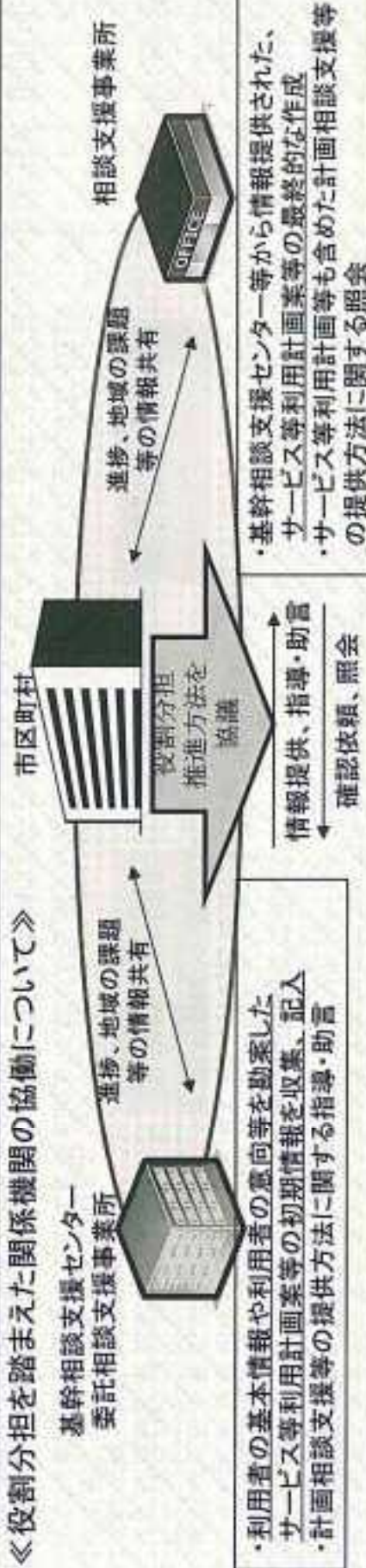
サービス等利用計画等の作成の効率的な実施について

平成26年9月26日事務連絡「計画相談支援・障害児相談支援の推進等」について

《平成26年2月27日事務連絡の周知・徹底について》

- 全ての利用者についてサービス等利用計画等の作成等が行われることを原則とした理由、体制整備のために都道府県・市区町村の担うべき役割、当省において進めている支援策等について改めて整理するとともに、(1)計画相談支援等の完全実施に向けた体制整備の加速化策として考えられる手法
- (2)特定相談支援事業所等の作成に代えて提出することができる「セルフプラン」を受け付けるに当たっての留意事項について、新規事業所や新たに従事した相談支援専門員に改めて周知

《役割分担を踏まえた関係機関の協働について》



- ・利用者の基本情報や利用者の意向等を収集したサービス等利用計画案等の初期情報を収集、記入
- ・計画相談支援等の提供方法に関する指導・助言

《サービス利用支援におけるアセスメントの実施場所に係る緊急的な措置について》
【本来（現行）】



※ 基準省令第15条第2項第6号「相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接しなければならぬ。」

《27年3月末→28年3月末までの暫定措置》



- 今回に限ったものである旨を利用者に説明
- 家庭状況等の確認が必要な場合は、適切に居宅訪問
- 家族へも面接の趣旨の十分な説明を電話等で実施

市町村における代替プランについて

* 「障害保健福祉関係主管課長会議資料」(平成26年11月4日)より抜粋

<概要>

○ 平成27年度に支給決定を行う利用者に対して、指定特定相談支援事業者等がサービス等利用計画面案等が作成できる用途が立たない場合は、暫定的な措置として、各市町村の責任において、サービス等利用計画面案等の代替となる計画面案(以下「代替プラン」という。)を作成する。

なお、当該措置は、計画相談支援等の提供が未だ受けていない利用者のための平成27年度に限った緊急かつやむを得ない措置

<留意事項(ポイント)>

① 計画相談支援等と同等の質の確保について

代替プランの内容及び質は、指定特定相談支援事業者等が作成するサービス等利用計画面案等と同等の水準となるよう各市町村において取り組む。具体的には、

・ 計画相談支援等における、居室等の訪問やサービス担当者会議の開催、モニタリングの実施等の運営基準に準ずる業務を実施

・ 作成に当たっては、障害福祉行政の相談業務等に一定期間従事した職員が実施 等

なお、市町村は、次回のサービスの利用計画等の作成等については、新たに確保した指定特定相談支援事業者等に速やかに依頼できるよう、市町村が代替プランを作成した利用者をリスト化し、管理すること。

② 適切な時期の指定特定相談支援事業者等への引き継ぎ

市町村による代替プランの作成については、緊急的な措置であることから、次回の支給決定時においては、指定特定相談支援事業者等の体制の整備を図るとともに、代替プランの内容や利用者に関する状況を指定特定相談支援事業者等に適切に引き継ぐこと。

※ 都道府県は、市町村が作成する代替プランについて、次回の支給決定時までに指定特定相談支援事業所等に適切に引き継がれているかどうかを定期的に把握し、必要に応じて、市町村に対し、体制整備に関する助言・指導を行う。

「セルフプラン」を受け付けるに当たっての留意事項(ポイント)

* 「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」(平成26年2月27日付地域生活支援推進室事務連絡)より抜粋

＜基本的考え方＞

○「セルフプラン」自体は、障害者本人(又は保護者)のエンパワメントの観点からは望ましいもの。一方、市区町村が計画相談支援等の体制整備に十分に力を入れないまま安易に「セルフプラン」の提出を誘導しているとの指摘もある。一定の原則が必要。

＜留意事項(ポイント)＞

○「セルフプラン」を・・・

①「申請者が希望する場合」:申請者の自由な意思決定が担保されていることが前提

②「身近な地域に指定特定相談支援事業者等がない場合」:市区町村(都道府県)が必要な事業者の誘致に向けた努力を行ってもなお体制が確保されない場合が前提

→ 各市区町村は、平成27年度に向けた体制整備を各市区町村・都道府県が進めている中で、体制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者を「セルフプラン」に誘導することは厳に慎むべき。

○上記(②)の場合には、市区町村は・・・

・ 日頃から、相談支援事業者等の充足に向けた支援を図るべき。

・ 管内の障害福祉サービス事業所の状況に関する情報提供や記載方法に関する説明や相談等十分な支援を行うとともに、モニタリングに代わるものとして、市区町村が本人の状況を定期的に把握すべき。

・ 支給決定の更新時には、相談支援事業者等がサービス等利用計画を作成すべき。

(関連資料)

③

○協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援

予算額：地域生活支援事業の内数

(事業概要)

障害児者の社会参加を進めるためには、地域の課題の解決や社会的資源の開発・活用が必須であり、地域の理解の促進や関係機関のネットワークが強化されることから、市町村協議会において、先進的に地域資源の開発・利用促進等に向けた取組の支援を行い、障害児者への総合的な地域生活支援の実現を目指す。

1 事業内容

地域資源を総合的に活用して、障害児者の社会参加に向けた支援の体制を構築するため、市町村協議会における地域資源の開発・利用促進等に向けた取組に係る事業について助成する。

【事業例】

- ① 社会的資源の開発に向けて、障害児者のニーズ調査や先進例の情報収集、商工会議所・地域住民等への啓発の実施、
- ② 円滑な医療、教育、福祉サービスの提供や様々な地域資源を複合的に提供するため、コーディネーターを配置の上、相談支援専門員と連携のもと、関係者間の総合的な調整やチームアプローチを実施
- ③ 児童発達支援センターや保育所等関係機関が連携し、障害児の特性や家族の情報を早期に見出し、一般策も含めた支援に繋げるための仕組みの構築
- ④ 医療機関、教育機関の専門職等も含めた多職種による、サービス等利用計画や個別支援計画の評価・助言の実施

2 実施主体 市町村

3 補助率 国1/2以内、都道府県1/4以内

(効果)

各市町村において新たな社会的資源が開発され、障害児者の自立した生活や、社会参加が推進されるとともに、障害児者により適切なサービスを提供することが可能となる。

計画相談支援・障害児相談支援にかかる新規加算の要件について

○特定事業所加算（計画相談支援・障害児相談支援共通） 単位数：300単位

事業所の質の担保や相談支援専門員のスキルの向上の観点から、以下の要件すべてを満たしている場合に算定

- ① 常勤・専従の相談支援専門員を三名以上配置。そのうち、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員を一名以上配置
- ② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に関催
- ③ 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保
- ④ 新たに採用する全ての相談支援専門員に対し、現任研修を受けた相談支援専門員の同行による研修を実施
- ⑤ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該事例に係る者に相談支援を提供
- ⑥ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加

○初回加算（障害児相談支援のみ） 単位数：500単位

保護者の障害受容ができないこと等により、以下のいずれかを満たす場合は、特にアセスメントに係る業務負担として、評価する。

- ① 新規に障害児支援利用計画を作成する場合
- ② 前六月間において、障害児通所支援・障害福祉サービスを利用していない場合

（関連資料）⑤

(別紙)

平成 年 月 日

特定事業所加算に係る届出書（相談支援事業所）

事業所名				
異動等区分	1 新規	2 継続	3 変更	4 終了

① 常勤かつ専任の相談支援専門員を配置している。 相談支援専門員の配置状況	有・無								
<table border="1"> <tr> <td>相談支援専門員</td> <td>常勤専従</td> <td>人</td> <td>※ 3名以上</td> </tr> <tr> <td>上記のうち現任研修修了者</td> <td>常勤専従</td> <td>人</td> <td>※ 1名以上</td> </tr> </table>	相談支援専門員	常勤専従	人	※ 3名以上	上記のうち現任研修修了者	常勤専従	人	※ 1名以上	
相談支援専門員	常勤専従	人	※ 3名以上						
上記のうち現任研修修了者	常勤専従	人	※ 1名以上						
② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催している。	有・無								
③ 24時間常時連絡できる体制を整備している。	有・無								
④ 当該指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、熟練した相談支援専門員の同行による研修を実施している。	有・無								
⑤ 基幹相談支援センター等からの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。	有・無								
⑥ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。	有・無								

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

※ 当該届出様式は標準様式とする。

計画相談支援・障害児相談支援における特定事業所加算に係る基準の遵守状況に関する記録
(保存用)[標準様式]

平成 年 月サービス提供分

区 分	1 新規	2 継続	3 廃止
-----	------	------	------

1 相談支援専門員(常勤・専従)の状況

相談支援 専門員数	人	内 訳	常勤	専従	人	非常勤	専従	人
				兼務	人		兼務	人

※ 相談支援専門員初任者研修の修了証を添付すること。

相談支援専門員(現任研修修了者)の状況

相談支援専門員氏名	
-----------	--

※ 相談支援専門員現任研修の修了証を添付すること。

2 定期的な会議の開催

利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を概ね週1回以上開催している。 ※「有」の場合には、開催記録を添付すること。					有	無
開催日	① 日	② 日	③ 日	④ 日	⑤ 日	

3 24時間連絡体制の確保

24時間常時連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。		有	無
具体的な方法			

※ 「有」の場合には、具体的な体制を示した書類の添付でも可とする。

4 研修の実施

当該相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、熟練した相談支援専門員の同行による研修を実施している。	有	無
--	---	---

※ 「有」の場合には、研修の実施計画及び実施状況を示した書面を添付すること。

5 基幹相談支援センター等との連携について

(基幹相談支援センター等から支援が困難な利用者の紹介があった場合)当該利用者に計画相談支援の提供を開始した。	有	無
	(開始件数 :	件)
(基幹相談支援センター等が開催する事例検討会等がある場合)当該事例検討会等に参加した。	〔 有 ・ 無 〕	
	参加年月日: 主催団体名:	

きめ細かいモニタリングの実施について

- モニタリングの実施については、標準期間として、対象者の状況等に応じて、1月、6月、12月ごとに行うことを目安として示しており、それらを市町村が対象者の状況等を勘案して個別に定める仕組みとしているところであるが、利用している障害福祉サービスや障害児通所支援をもって、一律に設定されているとの指摘がある。
- 利用者への適切なマネジメントを継続的・効果的に行うため、きめ細かいモニタリングを実施できるよう対応

(現行の標準期間)

- ① 新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しく変更があった者 → 利用開始から3ヶ月間、毎月
- ② 在宅の障害福祉サービス利用者(障害児通所支援を含む)又は地域相談支援利用者 ※①を除く → 6ヶ月ごと
ただし、以下の者(従前の制度の対象者)を除く。 → 毎月
 - ・ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
 - ・ 単身の世帯に属するため連絡調整を行うことが困難である者
 - ・ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに着しい支障があるものうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者
- ③ 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援 → 1年ごと

○ きめ細かいモニタリングの実施が必要な対象者

例えば次のような利用者については、標準期間よりきめ細かに2、3月ごとを実施する取扱いとする。

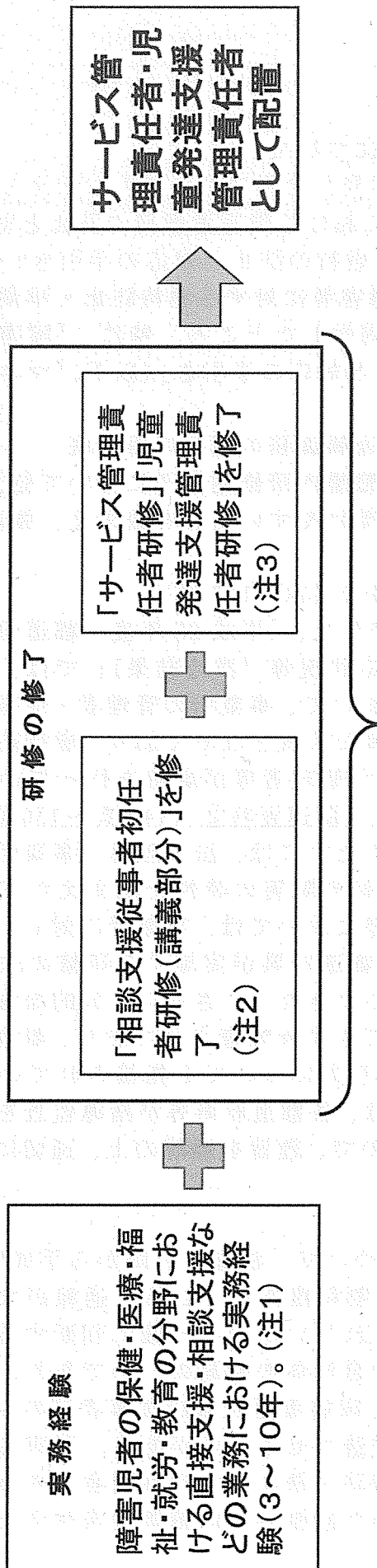
(計画相談支援)

- a 就労や社会参加のために能力の向上等必要な訓練を行っている者
- b 生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- c 障害福祉サービスのみ利用している65歳以上の者
- d 利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者

(障害児相談支援)

- a 学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者
- b 就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件



(平成27年度以降の取扱い)

- 事業の開始後1年間は、実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす(ただし、平成30年3月31日をもって廃止)。
・平成29年4月1日以降に事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの猶予とする。
・児童発達支援管理責任者については、平成27年4月1日前までに事業を開始している場合は、平成28年3月31日までの猶予とする。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、1年間は実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす。

(注1) 実務経験については、別に定める。

(注2) 「相談支援従事者研修(講義部分)」とは、同研修のカリキュラムのうち、別に定める講義部分(2日間程度)をいう。

(注3) 多機能型の運営において複数種類の事業のサービス管理責任者研修の場合、「サービス管理責任者研修」のうち、該当する種類の事業に係るすべてのカリキュラムを修了することが必要。ただし、事業開始後3年間は、少なくとも一つの種類の事業に係る研修を事業開始後1年までに修了していればよいこととする(ただし、事業開始後1年間の猶予については、平成30年3月31日をもって廃止)。

23 障害者虐待防止対策について

(1) 障害者虐待の未然防止・早期発見について

先月行われた、全国厚生労働関係部局長会議においてもお伝えしたとおり、厚生労働省では、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」、「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」を改訂し、平成26年12月19日付事務連絡「障害者に対する虐待防止・早期発見に向けた取組の徹底について」において周知したところ。特に、「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」(以下、「マニュアル」)については、

- ① 深刻な虐待事案の発生を踏まえ、通報義務の履行の再徹底
- ② 事業所の職員用に新たに作成した職場内研修用冊子について紹介・活用
- ③ 行動障害を有する障害者が虐待を受けやすいことを踏まえ、強度行動障害支援者養成研修の受講勧奨

等について追加している。【関連資料①(146・147頁)】

また、平成26年11月25日に公表した、「平成25年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)」では、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待において、事業所の管理者・従事者等が通報した割合は、全体の2割未満と低調な状況となっており、虐待防止を事業所内で積極的に推進すべき役割を担う管理者等が虐待を行っていた事案についても約2割となっていたところ。【関連資料②(148頁～150頁)】

障害者虐待の早期発見・未然防止のためには、法の理解、事業所における虐待防止委員会の設置等組織的な取組や障害の特性を踏まえた支援のスキルの向上が重要である。各都道府県等においては、事業者に対し、上記研修用冊子を活用した通報義務の徹底や都道府県が実施する研修の未受講の管理者に対する受講勧奨等に努めていただきたい。さらに、公的な施設等における障害者虐待に関する事案についても度々報道されており、都道府県・市区町村による事実確認や指導監査の在り方についても指摘されているものがある。マニュアルや上記事務連絡では、各都道府県等が指導監査を行うに当たっての実施方法例も明記しているので、趣旨を理解の上、適切に対応されたい。

なお、障害者虐待に関する通報について、法施行以降から平成25年度末までに未だに通報がない市町村が4割程度あるところ。通報がないことをもって、普及啓発に関する取組がされていないと一概に判断することはできないが、通報義務等の広報は国や自治体の責務の一つであり、障害者虐待の早期発見・未然防止のためには、障害者福祉施設従事者等のみならず、障害者や地域住民に対して制度を浸透させる必要がある。障害福祉サービス事業者の協力を通じた障害者虐待防止法に関する利用者への案内や、市区町村における通報窓口の周知も含めた勉強会の開催等地域生活支援事業も活用の上、普及啓発に努められたい。

(2) 日本年金機構からの個人情報の閲覧防止に関する協力依頼について

日本年金機構では、支援機関等が発行する証明書を所持する配偶者からの暴力（DV）被害者のうち、希望があれば、年金記録を含む個人情報について他者の閲覧を防止する取組を行っているが、障害年金等の財産を家族等から不当に搾取されているといった経済的虐待等を受けている障害者についてもこれに準ずる取り扱いが行われる予定である（運用開始は平成27年度中）。

については、障害者の権利擁護の観点から、虐待を受けている障害者等から市町村に対し公的証明発行の要請があった場合には、障害者虐待の事実に関する証明書の発行について協力するとともに、日本年金機構における当該対応について、住民等へ周知されるよう、管内市町村に対し併せて周知いただくようお願いする。【関連資料③（151頁）】

(3) 使用者による虐待の取扱いと都道府県労働局との連携等について

厚生労働省では、使用者による経済的虐待の判断の考え方を一部変更し、平成27年4月からは、障害者である労働者とその他労働者の区別なく発生している、賃金不払い等の労働基準関係法令上問題がある事案を経済的虐待にあたるものとするところ。これに伴い、再度マニュアルを改訂の上、HPに掲載するので、関係者に遺漏なきよう周知いただきたい。

なお、使用者による虐待に関する対応に当たっては、各都道府県労働局との連携が非常に重要であり、マニュアルにおいても「都道府県労働局においては、虐待の早期対応に当たって、市町村、都道府県が虐待に関する通報、届出を受けた際に、労働相談票を作成して障害者虐待防止法第24条に基づく報告を行う前に、事案の概要や市町村等の対応予定状況、緊急を要するか否かについて、事前の情報提供を要請する等、都道府県との連携体制を構築すること」とされている。

障害者虐待における都道府県・市町村における障害者虐待事例への対応状況等の調査結果では、都道府県と都道府県労働局における障害者虐待に関する予防、対応手順、連携に関する協議は、概ね行われているところであったが、定期的に虐待事案の進捗状況の情報交換や、都道府県で実施する研修において講師の依頼・出席の案内を行う等、密な連携を図っていただきたい。

市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応改訂のポイント

1. 改訂の趣旨

虐待死亡事案等、障害者福祉施設従事者等による深刻な障害者虐待事案が続いていること、関連する制度が改正されたこと等を踏まえ改訂。

2. 改訂のポイント

(1) 従来の内容の補足

- ① 虐待行為が刑事罰に該当する場合があることを記述。(P.5)
- ② 保育園、学校、医療機関等の虐待通報があった場合の適切な対応について補足。(P.16)
- ③ 措置による一時保護の受入施設確保の観点から、措置委託の応諾義務について明記。(P.57)
- ④ 行政の指導監査時に、虐待の有無のチェックについても心がける旨記述。(P.76)

(2) 関連の制度改正による新たな対応と事例の提示

- ① 虐待被害防止のための住民基本台帳閲覧制限、年金基本情報目的外提供を記載。(P.60～61)
- ② 調査研究事業、報道等から具体的な虐待事案を例示。(P.70～71・P.94・P.118)

(3) 法施行後の虐待事案等を踏まえた対応の強化

- ① 法に基づく事実確認調査に対して虚偽答弁をした場合、障害者総合支援法の虚偽答弁禁止及び罰則規定の対象となることを説明し、誠実な協力を要請することを記述。(P.80)
- ② 事実確認を適切に行うため、聞き取り調査の留意点を記述。(P.82～83)
- ③ NPO法人による障害福祉サービス事業所への権限行使の根拠として特定非営利活動促進法を記述。(P.89)
- ④ 行動障害を有する者が虐待に遭いやすいことから、強度行動障害支援者養成研修について記述。(P.98～99)
- ⑤ 使用者による障害者虐待では、経済的虐待が8割以上を占めることから、注意を喚起。(P.102)

障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き改訂のポイント

1. 改訂の趣旨

平成25年度に発生した虐待死亡事案等、障害者福祉施設従事者等による深刻な障害者虐待事案が相次いでいること等を踏まえ改訂。

2. 改訂のポイント

(1) 虐待が起きた場合の対応について

- ① 重大かつ深刻な虐待事案をについて、報道を参照しつつ具体的に記載。(P.4)
- ② 虐待行為が刑事罰に該当する場合は記載。(P.6)
- ③ 通報義務が長期間に亘り果たされていない事案を踏まえ、通報義務について強調。(P.7)
- ④ 行政の権限に基づく立ち入り調査等に対する虚偽答弁が、障害者総合支援法の虚偽答弁の禁止規定と罰則規定の対象となることを明記。(P.8)

(2) 虐待防止のための体制整備の強化について

- ① 虐待防止の組織的取り組みとして、虐待防止委員会における虐待防止マネージャーの位置づけについて強調。(P.10～11)
- ② 施設等の職場内研修用の冊子を巻末資料に掲載。(P.12・P.43～54)
- ③ 職員がストレスが虐待の背景要因として指摘されていることを踏まえ、職員のストレスの把握とメンタルヘルスについて記述し、チェックリストを巻末資料に例示。(P.14・P.31～33)
- ④ やむを得ず身体拘束を行う場合の記録が、基準省令上義務づけられていることを明記。(P.22)
- ⑤ 行動障害を有する障害者が虐待に遭いやすいことを踏まえ、強度行動障害支援者養成研修について記述。(P.26)

平成25年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

○平成24年10月1日に障害者虐待防止法施行(養護者、施設等職員、使用者による虐待)
 →平成25年度における養護者、施設職員等による虐待の状況について、都道府県經由で
 調査を実施。

(※使用者による虐待については、今年7月に公表済み(大臣官房地方課労働紛争処理業務室))

【調査結果(全体像)】

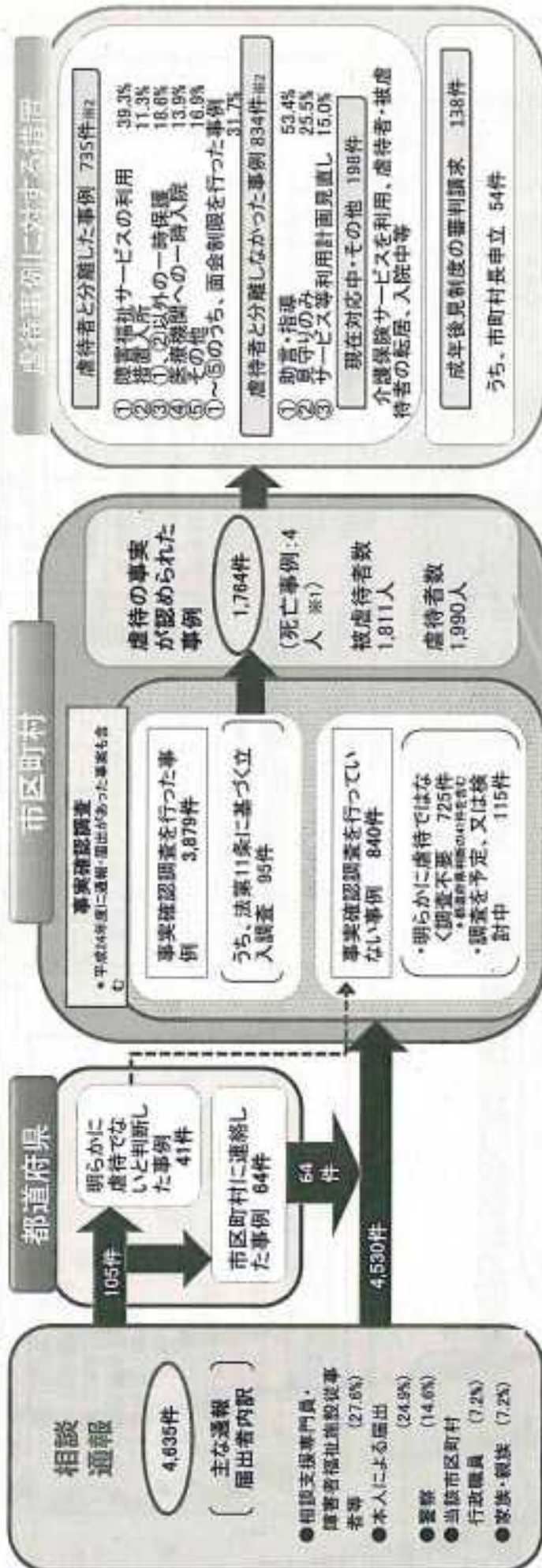
	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待	
			虐待判断 件数 (事業所数)	(参考)都道府県労働局の対応
市区町村等への 相談・通報件数	4,635件 (3,260件)	1,860件 (939件)	628件 (303件)	253件 (133件)
市区町村等による 虐待判断件数	1,764件 (1,311件)	263件 (80件)	/	393人 (194人)
被虐待者数	1,811人 (1,329人)	455人 (176人)		

・上記は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。カッコ内については、前回の調査結果(平成24年10月1日から平成25年3月31日まで)のもの。

・都道府県労働局の対応については、平成26年7月18日大臣官房地方課労働紛争処理業務室のデータを引用。

②

平成25年度 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞



虐待者(1,990人)

- 性別 男性(65.6%)、女性(34.1%)
- 年齢 60歳以上(32.9%)、50～59歳(22.6%)、40～49歳(19.9%)
- 続柄 父(20.6%)、兄弟姉妹(19.7%)、母(18.6%)

虐待の種類・票型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
63.3%	3.8%	31.6%	18.6%	25.8%

被害者(981人)

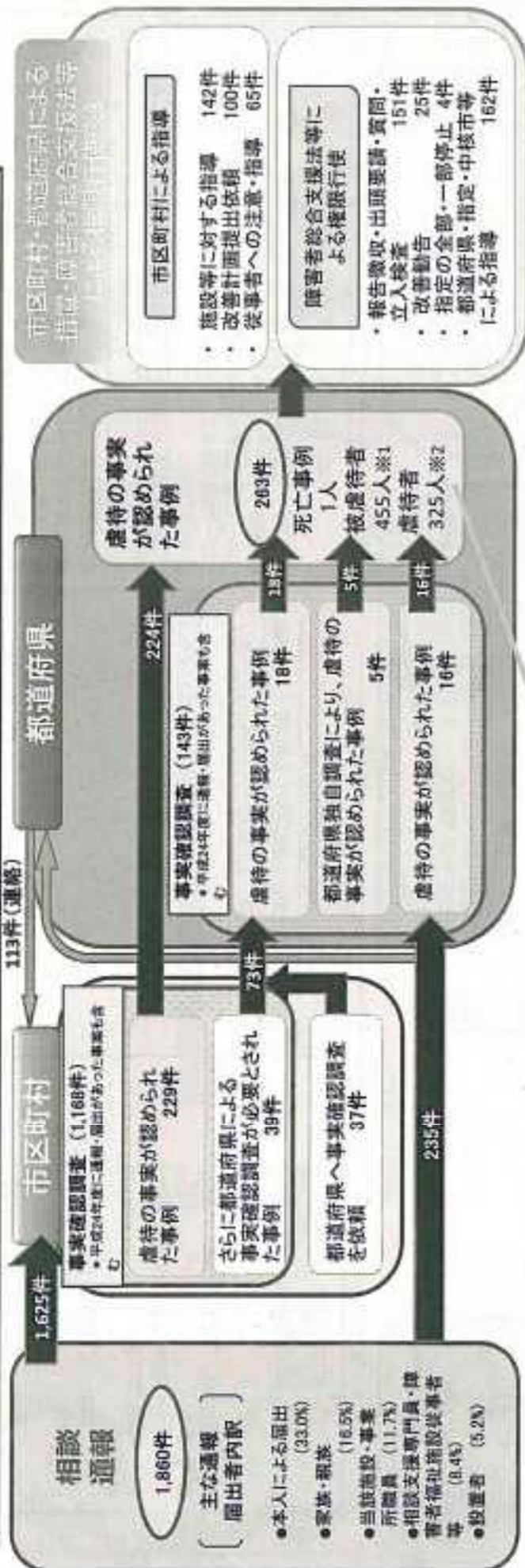
- 性別 男性(37.1%)、女性(62.9%)
- 年齢 50～59歳(20.9%)、40～49歳(19.5%)、20～29歳(19.4%)
- 障害種別

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
25.8%	50.6%	36.0%	1.7%	2.0%

- 障害程度区分認定済み (51.7%)
- 行動障害がある者 (25.1%)
- 虐待者と同居 (79.8%)
- 世帯構成 両親と兄弟姉妹(13.5%)、単身(10.8%)、配偶者(10.0%)

※1 うち2件は、心中事件により発生した事例のため、1,764件には含まれていない。
 ※2 虐待者との分離については、被虐待者が複数である対応(分割と非分割)を行った事例1,764件と一致しない、事例に対する措置の合計件数は、虐待が認められた事例1,764件と一致しない。

平成25年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>



虐待者(325人)

- 性別 男性(66.8%)、女性(33.2%)
- 年齢 40～49歳(20.9%)、50～59歳(19.1%)、60歳以上(17.5%)
- 職種 生活支援員(43.7%)、その他従事者(16.3%)、管理者(9.5%)、設置者・経営者(6.2%)、サービスマネジメント(5.8%)

被害者(455人)

- 性別 男性(62.2%)、女性(37.8%)
- 年齢 20～29歳(25.3%)、40～49歳(21.5%)、30～39歳(20.9%)
- 障害種別

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
29.2%	79.8%	14.1%	6.4%	1.8%

- 障害程度区分認定済み (74.1%)
- 行動障害がある者 (21.3%)

虐待者の種別・類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置	経済的虐待
94.3%	11.6%	40.8%	4.6%	0.8%

障害者虐待が認められた事業所種別

障害者支援施設	71	27.0%
居宅介護	2	0.8%
虐待訪問介護	2	0.8%
行動支援	1	0.4%
職業介護	2	0.8%
生活介護	36	13.7%
短期入所	5	1.9%
共同生活介護	35	13.3%
自立訓練	1	0.4%
就労移行支援	4	1.5%
就労継続支援A型	16	6.1%
就労継続支援B型	51	19.4%
共同生活援助	10	3.8%
移動支援	3	1.1%
地域活動支援センター	6	2.3%
児童発達支援	3	1.1%
放課後等デイサービス	10	3.7%
合計	263	100.0%

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため設置者・経営者が特定できなかった事例の10件を除く125件が対象。
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった129件を除く325件が対象。
 ※3 平成25年度末までに行われた調査及び権限行使。

DV被害者に準ずる者への対応について

制度概要

背景

日本年金機構では、支援機関等が発行する証明書を所持する配偶者からの暴力(DV)被害者のうち、希望があれば、年金記録を含む個人情報について他者の閲覧を防止する取組(以下「秘密保持の手続」という。)を行っている。

一方で、DV被害者以外の方からも秘密保持の手続を希望する声が年金事務所に寄せられていることに鑑み、DV被害者に準ずる者についても同様の取扱いを行う。

新たな対象者

秘密保持の手続を希望する者のうち、暴力、財産の不当な搾取等の虐待を受けているため、保護・支援されている又は過去にさされていたことが公的機関により証明されている者。

(例1) 両親からの暴力を受けているため避難しており、住所を両親に隠す必要がある子供

(例2) 老齢・障害年金を家族等から不当に搾取されているといった経済的虐待等を受けている高齢者・障害者

秘密保持の手続による対応内容

秘密保持の手続を経たDV被害者に準ずる者については、以下の対応を行う(※DV被害者と同様の対応)。

- ① 基礎年金番号を別の番号に変更する
- ② 本人又は法定代理人以外の者が委任状を持参して来訪したとしても個人情報に関する回答及び手続を行わない

日本年金機構からの協力依頼

秘密保持の手続の要件として、公的機関による証明書の提出を求めているため、保護を求める虐待被害者等が市町村に対して、公的証明発行の要請を行った場合においては、保護・支援を受けている又は過去にされていた旨の証明を行っていただくなどのご協力をお願いします。また、日本年金機構における当該対応の周知等も併せてご協力をしていただくようお願いいたします。

施行時期

平成27年度(未定)

24 障害者の地域生活への移行等について

(1) グループホームの整備の促進について

障害者の地域生活への移行を促進するためには、地域における住まいの場であるグループホームを確保することが重要である。

グループホームの利用者数については、各都道府県の国民健康保険団体連合会による介護給付費等の支払実績によれば、平成26年10月時点で、介護サービス包括型では7.7万人、外部サービス利用型では1.6万人、計9.3万人となっており、障害者自立支援法施行前の平成17年度の3.4万人から着実に増加してきている。

各自治体が定める第3期障害福祉計画では、平成26年度末までに全国で10.0万人がグループホームを利用することが見込まれており、引き続き、整備を進めていくことが求められている。

また、平成26年度から、都市部など土地の取得が困難な地域等において、各都道府県等の判断で地域の居住支援体制を柔軟に整備できるよう、一定の条件を満たすものとして都道府県知事等が認めた場合には、1つの新築の建物の中に合計定員20名までの範囲内で複数の共同生活住居の設置を認めることとしているので必要に応じ活用されたい。

なお、第4期障害福祉計画においては、これまでの障害福祉計画と同様、施設入所者数の削減を目標としていくこととしており、具体的には、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行するとともに、合わせて平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを基本としており、都道府県等におかれては、引き続き、施設入所者の地域生活への移行に努められたい。

(2) グループホームの体験利用等について（関連資料①（163頁））

入所施設や精神科病院等に入所又は入院している障害者の地域生活への移行を円滑に進めるためには、それらの者が移行後に利用するサービス内容に納得感を持ちつつ、地域での生活に徐々に慣れていくプロセスが重要である。このため、入所又は入院中の段階から宿泊やサービス利用等を通じた地域生活の体験ができるよう、平成21年4月の報酬改定において、グループホームの体験入居の仕組みを創設した。

① 利用実績の推移等

グループホームの体験入居の利用状況については、国民健康保険団体連合会による介護給付費等の支払実績によれば、下表のとおり増加傾向が認められる。

また、このグループホームの体験入居については、入所又は入院している障害者が地域生活に移行する場合だけでなく、家族と同居して自宅で生活している障害者が利用することも可能であるので、今後とも都道府県等

におかれては、本制度の周知などその利用の促進に努められたい。

(参考) 体験入居の利用者数実績の推移

	平成 23 年 10 月	平成 24 年 10 月	平成 25 年 10 月	平成 26 年 10 月
包括型 GH(旧 CH)	480 人	762 人	905 人	1,116 人
外部型 GH(旧 GH)	190 人	225 人	285 人	138 人
合計	670 人	987 人	1,190 人	1,254 人

② 地域移行支援の体験利用、体験宿泊の活用

平成 22 年 12 月に成立した障害者自立支援法等の一部改正法の施行に伴い、平成 24 年 4 月から個別給付として実施している地域移行支援においても、入所施設や精神科病院等に入所又は入院している障害者を対象として、日中活動サービスや 1 人暮らしに向けた宿泊等の地域生活の体験利用について報酬上評価しているところである。

また、今回の報酬改定において、体験利用の提供開始日に関わらず 1 回の給付決定につき 15 日以内で利用可能とする見直しを行うこととしているので（現行では利用期間が体験利用の提供開始日から 90 日以内に限られている）、都道府県等におかれては、地域移行支援を利用する障害者の意向等も勘案しつつ、こうした体験利用の制度の積極的な活用を図られたい。

(参考) 地域移行支援の体験利用、体験宿泊の利用者数実績の推移

	平成 24 年 10 月	平成 25 年 10 月	平成 26 年 10 月
障害福祉サービスの体験利用	53 人	55 人	40 人
体験宿泊	36 人	25 人	31 人
体験宿泊(夜間支援を行う場合)	15 人	31 人	33 人
合計	104 人	111 人	104 人

(3) グループホームの防火安全対策について

① 消防法施行令等の改正（関連資料②（164頁）～⑥（182頁））

グループホームの防火安全対策については、平成25年2月に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム及び新潟県新潟市のグループホームにおける火災を受け、昨年度、総務省消防庁において「障害者施設等火災対策検討部会」が4回開催され、昨年3月に報告書がとりまとめられた。

これを踏まえ、消防法施行令等が改正され、グループホーム等における消防用設備の設置基準の見直しが行われたことに伴い、総務省消防庁から管内の自治体等に対し、「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）」（平成26年3月28日消防予第118号消防庁予防課長通知。以下「第118号通知」という。）、「消防法施行規則の一部を改正する省令の公布について」（平成26年3月26日消防予第101号消防庁次長通知）等が通知されているところである。

見直しの概要は以下のア～エのとおりであるが、見直し後の基準は、既存施設については平成30年4月から、新規施設については平成27年4月から適用されることとなるため、都道府県等におかれては、これらの内容をご了知の上、管内の消防署等と連携を図りつつ、管内市町村、関係事業所等に対して必要な周知徹底をし、グループホーム等の防火安全体制の推進に万全を期されるようご協力をお願いする。

また、スプリンクラー設備など消防用設備の設置義務のあるグループホームなど障害者施設等はもとより、構造等により設置義務のない場合であっても、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、社会福祉施設等施設整備費補助金の助成対象としているので、積極的に活用すること等により、その設置の促進に努められたい。なお、消防用設備を賃貸物件に設置する場合についても、助成対象としているので、ご了知の上、管内の障害福祉サービス事業所や関係団体等に周知されたい。

ア スプリンクラー設備の設置義務について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号。以下「改正令」という。）の施行により、消防法施行令別表第1（6）項ロに掲げる障害者グループホームなど障害者施設等（「参考1」参照。以下「（6）項ロに該当する障害者施設等」という。）については、従来の面積要件（延べ面積275㎡以上）が撤廃され、原則として、スプリンクラー設備の設置が義務付けられることになる（イのスプリンクラー設備の設置義務の免除要件に該当する場合を除く。）。

各自治体においては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、スプリンクラー設備の設置義務の免除要件を踏まえた上で、スプリンクラー設備の設置が新たに義務付けられる施設に対しては、改正令の施行時期にかかわらず、早期の設置促進に努められたい。

(参考1) 消防法施行令別表第1(6)項口に掲げる施設

- ・ 障害児入所施設
- ・ 障害者支援施設(※1)
- ・ 短期入所を行う施設(※1)
- ・ 共同生活援助を行う施設(※1)

※1 避難が困難な障害者等を主として入所させる施設(※2)に限る。

※2 障害支援区分4以上の者が概ね8割を超える施設

イ スプリンクラー設備の設置義務の免除について

(6)項口に該当する障害者施設等であっても、「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの」又は「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のものであって、延べ面積275㎡未満のもの」については、スプリンクラー設備の設置義務が免除されることになる。

このうち「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの」の内容については、総務省消防庁から通知されている第118号通知等において、障害支援区分が4以上の者であって一定の認定調査項目に該当する者の数が利用者の概ね8割を超えるものと示されているので、留意されたい。

なお、サテライト型住居については、第118号通知にあるように、その入居形態は一般の共同住宅と変わらないことから、通常は、(5)項口(寄宿舎、下宿又は共同住宅)として取り扱われるものと考えられるが、具体的な個々の事例において疑義が生じた場合には、管内の消防署と協力、連携の上適切に対応されたい。

ウ 自動火災報知設備と火災通報装置の連動について

消防法施行規則の一部を改正する省令(平成25年総務省令第126号。以下「改正省令」という。)の施行により、(6)項口に該当する障害者施設等に設ける消防機関へ通報する火災報知設備については、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するようにすることが義務付けられることになる。

障害者施設等の従業員は、自動火災報知設備や消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて習熟していることや非火災報対策を行うことが求められる(「参考2」参照)ため、各自治体においては、消防部局からの障害者施設等に対する十分な技術的指導等が行われるよう、必要な協力をお願いしたい。

(参考2) 第118号通知においては、施設側において次により非火災報対策を行うことが求められている。

- ・ 誤操作による出動を防止するため、従業員等に対して自動火災報知設備及び火災通報装置の取扱いについて習熟させておく必要があること。
- ・ 非火災報又は誤作動と判明したときは、直ちに消防機関にその旨を通報すること。
- ・ 自衛消防訓練を実施する場合は、連動停止スイッチ箱等を操作し、必ず非連動として、自動火災報知設備が作動したことを知らせるメッセージが送信できない状態にした後、実施すること。
- ・ 非火災報が発生した場合は、その原因を調査し、感知器の交換等必要な非火災報防止対策を講じること。

エ 自動火災報知設備の設置義務について

改正令の施行により、消防法施行令別表第1(6)項ハに掲げる障害者グループホームなど障害者施設等(「参考3」参照)のうち、利用者を入居又は宿泊させるものについては、従来の面積基準(延べ面積300㎡以上)が撤廃され、全ての施設に自動火災報知設備の設置が義務付けられることになる。

各自治体においては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、改正令の施行を待たずに、現在未設置の施設に対して、自動火災報知設備の早期の設置促進に努められたい。

(参考3) 消防法施行令別表第1(6)項ハに掲げる施設

- ・ 身体障害者福祉センター
 - ・ 障害者支援施設(※)
 - ・ 地域活動支援センター
 - ・ 福祉ホーム
 - ・ 生活介護を行う施設
 - ・ 短期入所を行う施設(※)
 - ・ 自立訓練を行う施設
 - ・ 就労移行支援を行う施設
 - ・ 就労継続支援を行う施設
 - ・ 共同生活援助を行う施設(※)
- ※ 避難が困難な障害者等を主として入所させる施設を除く。

②建築基準法施行令等の改正（関連資料⑦（183頁））

グループホームは、建築基準法上、寄宿舎の用途区分に該当する場合が多いが、国土交通省において、昨年7月に建築基準法施行令が改正され、同年8月に必要な告示が公布及び施行されたことに伴い、防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とすること等が求められている一定の建築物（寄宿舎を含む）について、自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁は準耐火構造とすること等を要しないこととされた。このように、一定の区画ごとにスプリンクラーを設置した場合や小規模で避難が極めて容易な構造の場合には、防火対策の規制の合理化が図られていることから、グループホームを整備するに当たって、必要に応じて建築部局とも連携を図りつつ整備を進められたい。

（4）精神科病院の敷地内におけるグループホーム等について

（関連資料⑧（185頁）、関連資料⑨（186頁））

グループホームは、地域との交流を図ることにより社会との連帯を確保する観点から、入所施設や病院の敷地内に立地されるのではなく、住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中に立地することを求めており、入所施設や病院の敷地外にあるようにしなければならないこととしている。

しかし、昨年行われた「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会」で取りまとめられた報告書において、精神科病院に長期間入院している精神障害者の地域移行を促進する観点から、入院医療の必要性の低い長期入院精神障害者のうち退院に向けた支援を徹底して実施してもなお地域への退院意欲が固まらない者について、段階的な移行も含めて入院医療の場から生活の場に居住の場を移すことが必要であり、その選択肢の一つとして、障害者権利条約に基づく権利擁護の観点も踏まえ、「精神病床の削減を伴うこと、利用対象者を長期入院精神障害者に限ること、利用期間を設けること、構造上の独立性を確保すること」など一定の条件付けを行った上で、通過的な居住の場として、病院の敷地内にグループホームの設置を試行的に認めるべきとされた。

このため、新規指定の期間は平成27年4月から平成31年3月まで、運営期間は指定を受けた日から6年間と限定し、平成30年度においては、それまでの制度の施行状況を踏まえてその後の制度の在り方を検討することとした上で、新たに平成27年度から病院の敷地内におけるグループホーム（地域移行支援型ホーム）の設置を認めることとした。

各都道府県等におかれては、精神科病院から地域移行支援型ホームに関する指定の申請や相談があった場合には、その設置目的や、あくまでも試行的に実施するものであることを十分説明いただきたい。

また、指定に当たっては、設置条件として、地域移行支援型ホームの従業

者と当該ホームを設置する精神科病院の職員の兼務を禁止しているが、この点については各都道府県等で使用している指定申請書の様式に従業者がこれらの兼務をしていない旨の欄を設けるなどにより確認いただきたい。また、地域移行支援型ホームの共同生活住居の構造及び設備は、利用者の生活の独立性が確保されたものでなければならないが、この点については指定申請書に添付された建物の構造概要、平面図及び設備の概要によるほか、必要に応じて現地を訪問するなどにより確認いただきたい。さらに、改正後の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」附則第11条第2項において、地域移行支援型ホーム事業者は「協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの」に対して定期的に事業の実施状況等を報告し、協議会等の評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととしている。このため、管内に地域移行支援型ホーム事業所を設けた場合には、少なくとも年に1回以上協議会等を開催し、議題の1つとして当該事業所の運営状況等の評価等を行っていただくようお願いする。なお、「その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの」とは、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課から平成27年度予算案で要求している「長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業」における地域移行推進連携会議を想定しているところである。

地域移行支援型ホームは、様々な条件を設けて実施する制度であるが、本来、精神科病院に長期間入院している精神障害者で入院医療の必要性が低い者は、直接病院の敷地外である地域生活に移行することが原則である。障害者権利条約の趣旨を踏まえ、利用者本人の意向を第一に、家族や相談支援事業所、その他の障害福祉サービス事業所、市町村、保健所など第三者の意見も聴きつつ、十分にその利用の要否が検討されなければならない。地域移行支援型ホームが地域移行を支援するための通過的な居住の場としての役割を十分果たすよう、適宜事業所の運営状況について注視し、必要に応じて助言、指導等を実施されたい。

なお、長期入院精神障害者の地域移行を推進するに当たり、地域移行支援型ホームを設置していない自治体においても、地域の実情に応じて、協議会に地域移行や居住支援などの課題に対応した役割を担う専門部会を設置する等、関係機関で精神障害者が地域で生活する上での課題解決等に関する情報共有等が行われることが望ましい。

(5) 障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について

障害者が入所施設等ではなく地域の中で生活を送れるよう、住まいの場を確保することが重要である。

このため、厚生労働省と国土交通省が協力し、両省における住まいの場の確保策をまとめた「障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局

の連携について」(平成 21 年 11 月 12 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、国都交通省住宅局住宅総合整備課長連名通知)を发出し、福祉部局と住宅部局の連携による障害者の住まいの場の確保の取組をお願いしている。

障害者の住まいの場の確保のためには、公営住宅のグループホームとしての活用や公的賃貸住宅、民間賃貸住宅への入居促進等が重要であるため、各種会議・研修等を通じて、当該通知の周知に努めるなど、引き続き、福祉部局と住宅部局の連携による取組の強化をお願いする。

また、高齢者、障害者、子育て世帯等のように、居住や福祉に関する支援ニーズの高い方々に対する居住支援の強化を図ることを目的として、①厚生労働省及び国土交通省における居住・福祉に関する施策や、②各地の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成 19 年法律第 112 号)第 10 条第 1 項に規定する「居住支援協議会」で行っている先進的な取組に関する情報提供の場として、平成 24 年度から地方公共団体の実務者を対象とした連絡会議を国で開催しているところであり、平成 27 年度の開催は現時点では未定であるが、開催される場合には住宅部局の担当職員とともに積極的な参加をお願いする。

(6) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援策について

矯正施設等を退所した障害者については、福祉的支援が必要であるにもかかわらず必要とする福祉サービス等を受けていない者が少なくない状況が明らかになっている。

このため、矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行を支援するため、平成 21 年度から地域生活定着支援センターと保護観察所が協働し、グループホームなど福祉施設等への受け入れ調整等を行っているところである。

また、平成 24 年 6 月に成立した障害者総合支援法では、地域移行支援の対象に新たに「その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるもの」が追加され、平成 26 年 4 月から、保護施設や矯正施設、更生保護施設に入所等している障害者が加えられた。

都道府県等におかれては、矯正施設等に入所等している障害者が退所等に伴い円滑に地域生活に移行できるよう支援するため、障害者の意向等を勘案しながら地域移行支援の活用が図られるよう取り組んでいただきたい。

矯正施設等に入所している障害者に対する面談、支援計画の作成、住居の確保など障害者支援施設やグループホーム等で矯正施設等を退所した障害者を受け入れ、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合には、報酬上、加算(地域生活移行個別支援特別加算)として評価している。

その算定実績をみると、地域生活定着支援センターの設置数の増加等に

比例して、下表のとおり算定対象者数の着実な増加が認められるところであるが、一部の算定実績の全くない自治体があるなど地域によってその取組状況に差が認められるところである。

(参考) 地域生活移行個別支援特別加算の対象者数実績の推移

	平成 24 年 10 月	平成 25 年 10 月	平成 26 年 10 月
包括型GH	71 人	110 人	256 人
外部型GH	88 人	134 人	68 人
障害者支援施設	40 人	42 人	46 人
宿泊型自立訓練	31 人	41 人	33 人
合計	230 人	327 人	403 人

※障害者支援施設については、個人加算の算定利用者数を計上

こうした状況も踏まえ、障害福祉サービス事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修の実施等に必要な費用について、平成 25 年度から地域生活支援事業のメニュー（「矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業」）として支援を行っているところである。

罪を犯した障害者が矯正施設等を退所した後に地域で生活できるようにするためには、多様な福祉サービス等を確保するとともに、地域や福祉施設等での理解を深めることが重要であるので、各都道府県等におかれては、保護観察所や地域生活定着支援センターなど関係機関とも緊密に連携の上、これらの助成制度等の積極的な活用を努められたい。

(参考) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業の概要

ア 事業の目的

障害福祉サービス事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者等の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修等を実施することにより、矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行・定着を推進することを目的とする。

イ 事業の内容

(ア) 研修事業

障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者等の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修を実施

(イ) 普及啓発事業

地域住民をはじめとする関係機関等に対して罪を犯した障害者等に関するシンポジウムの開催やパンフレットの作成等により広報その他の啓発活動を実施

(ウ) 受入促進事業

障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所又はグループホームが実施する矯正施設等を退所した障害者の受け入れ促進のために有効な取組への支援

【取組の例示】

- ・ 受け入れ前の求人その他の体制確保
- ・ 従事者研修の開催 等

※ 事業の一部又は全部を団体等に委託することが可能

(7) 地域相談支援の着実な実施等について

(関連資料⑩ (187頁)、関連資料⑪ (188頁))

① 地域相談支援の提供体制の整備について

平成24年4月1日から創設された地域移行支援、地域定着支援については、各自治体が定める第3期障害福祉計画において、平成25年度にそれぞれ1か月平均で、地域移行支援は7,634人、地域定着支援は11,129人が利用することが見込まれていたところである。

しかしながら、その利用実績については、各都道府県の国民健康保険団体連合会による介護給付費等の支払実績によれば、直近の平成26年10月でも、地域移行支援が495人、地域定着支援が2,044人と計画値に対して極めて低調となっており、都道府県別にみても大きな格差が生じているところである。また、障害種別ごとにみると特に地域移行支援はその利用者の8割以上が精神障害者となっており、知的障害者及び身体障害者の利用は進んでいない状況である。

また、第4期障害福祉計画において、障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等を各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備することを目標として設定することとしているが、当該拠点等では緊急時の受入や地域の体制づくり等の機能が求められており、常時の連絡体制の確保や緊急時支援を行う地域定着支援は重要な役割を担うものである。

このため、特にこれらの利用が進んでいない自治体におかれては、障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行及び地域移行後の地域生活への定着を着実に進めるため、必要に応じて障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会を積極的に活用しながら、今年度の利用実績の分析や課題の整理、対応方策等の検討、障害者向けの地域移行に関するパンフレットの作成等の取組を推進するなど計画的な地域相談支援の提供体制の整備の推進に取り組むよう、よろしく願います。

なお、地域定着支援の給付決定に際して、地域移行支援を利用していない障害者や家族と同居している障害者を一律に給付対象外として運用している自治体が見受けられるが、いずれのケースも地域定着支援の給

付対象となり得ること、また、地域定着支援は必ず1年間しか利用できないと認識している自治体もあるが、緊急時等の支援体制が必要と見込まれる場合には更新が可能（更なる更新も可能）であることから、各自治体においては、本人の意向や心身の状況、同居家族の状況等を十分に勘案の上、適切な運用に努められたい。

②精神障害者の退院支援体制の整備等について

平成25年6月に成立した精神保健福祉法の一部改正法により、医療保護入院者の地域生活への移行を促進する観点から、精神科病院の管理者に対する相談支援事業者等の紹介努力義務規定が設けられ、平成26年4月から施行されているところである。

これを受け、相談支援事業者等（地域援助事業者）において、通常必要となる職員に加えて退院支援に関する業務等を行うための職員の配置に必要な費用等について、地域生活支援事業費補助金のメニュー（「相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保」）として財政支援を行っているので、当該助成制度の積極的な活用に努められたい。

（参考）相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保の概要

ア 目的

精神保健及び精神障害福祉に関する法律第33条の5の規定に基づく地域援助事業者が退院支援体制の確保に要する費用の一部について補助を行い、医療保護入院者の地域生活への移行を促進することを目的とする。

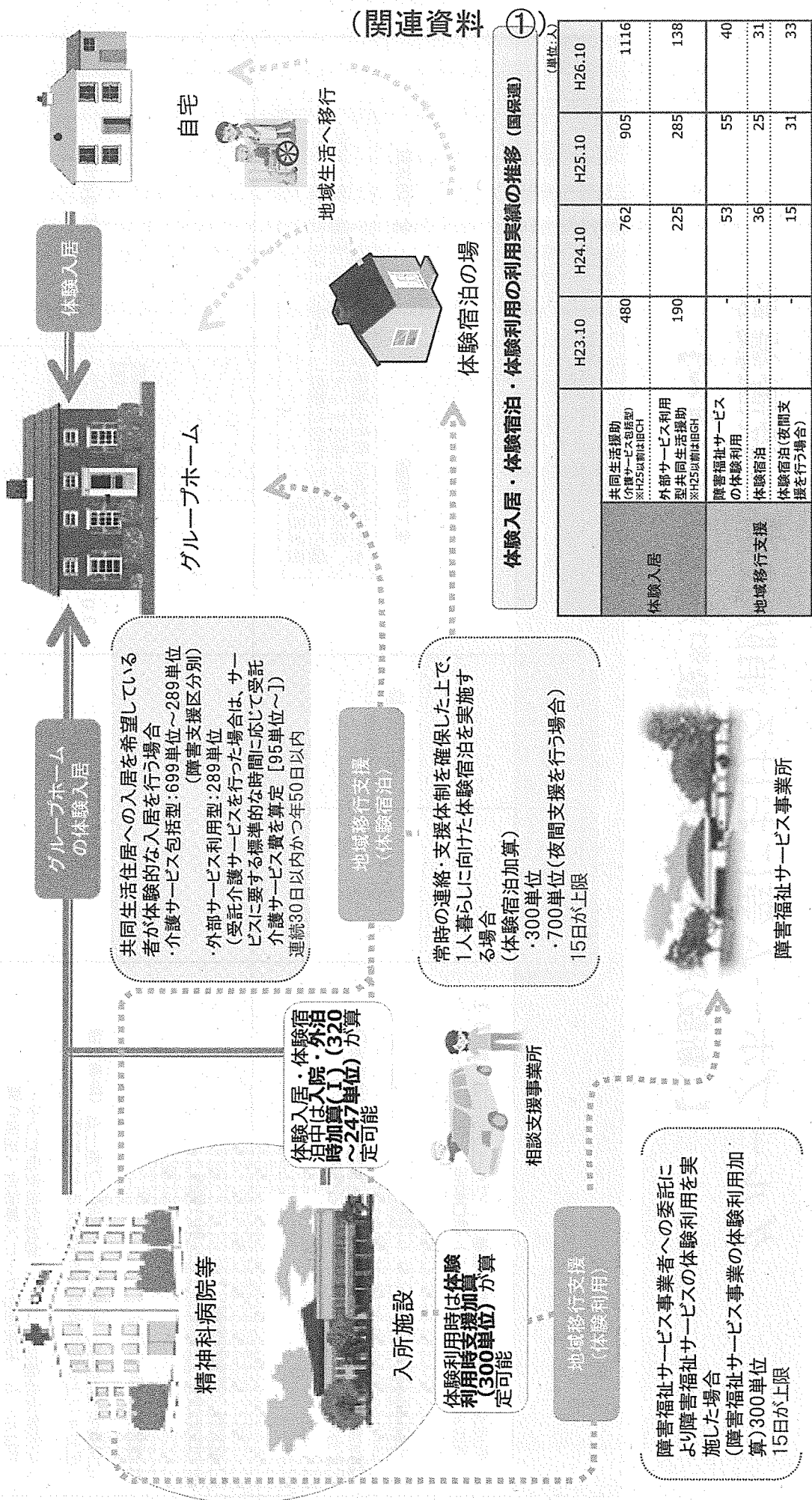
イ 事業内容

相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制を確保するため、必置職員以外の職員を配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。

施設入所者等の地域生活の体験に関する仕組み

※ 一部の単位数等はH27.4～の予定

施設入所者等の地域生活への移行を円滑に進めるためには、地域での生活に徐々に慣れていくことが重要であることから、入所・入院中の段階から宿泊等の地域生活の体験ができるようグループホーム等の体験入居や体験宿泊、障害福祉サービスの体験利用を促進。また、グループホームの体験入居については、家族と同居しながら自宅で生活する障害者も利用可能。



グループホーム等における消防設備の設置義務

【(新設)平成27年4月～(既設※1)平成30年4月～】

対象施設	スプリンクラー設備 ※3		自動火災報知設備		消防機関へ通報する火災報知設備	
	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～
<p>【入所施設(障害児・重度障害者)、グループホーム(重度)】 ※消防法施行令別表第1(6)項口関係</p> <p>①障害児施設(入所)</p> <p>②障害者支援施設・短期入所・グループホーム(障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものに限る。)</p>	275m以上	全ての施設 ※2を除く。	全ての施設	全ての施設	全ての施設	全ての施設
<p>【上記以外(通所施設等)】 ※消防法施行令別表第1(6)項ハ関係</p> <p>①障害児施設(通所)</p> <p>②障害者支援施設・短期入所・グループホーム(障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものを除く。)</p> <p>③身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)</p>	6000m以上 (平屋建てを除く)	300m以上	利用者を入居させ、若しくは宿泊させるもの又は、延べ面積が300m以上のもの	500m以上		

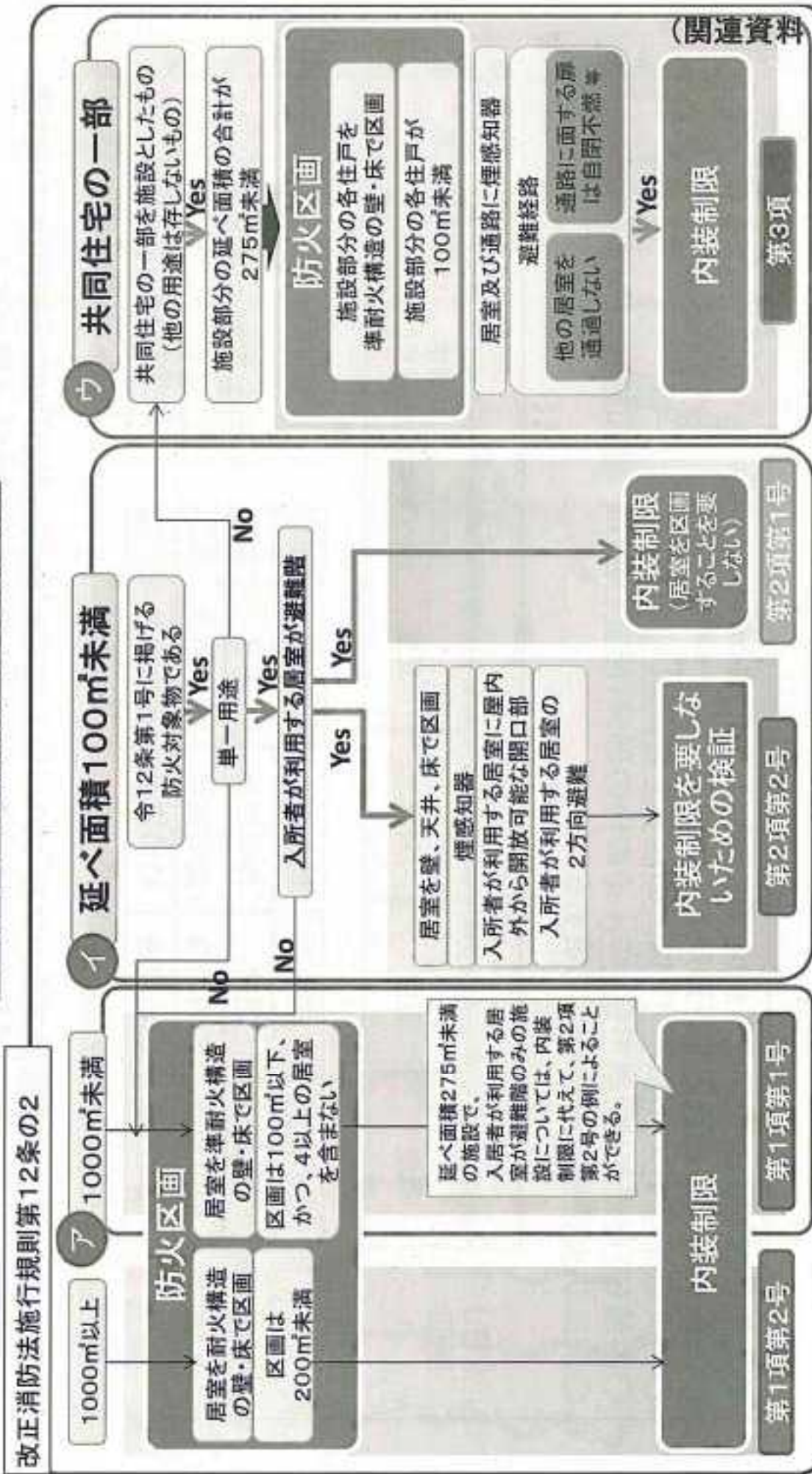
※平成27年4月から基準を変更
消防機関へ通報する火災報知設備は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものとするよう基準を変更

※1 既存のグループホーム(新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中のものを含む)については、平成30年3月末までの猶予期間あり。
 ※2 障害支援区分の認定調査項目のうち、障害支援区分4以上で「移動」「危険の認識」「説明の理解」「多動・行動停止」「不安定な行動」の6項目のいずれの項目も「全面的な支援が必要」「理解できない」「判断できない」等に該当しない者の数と障害支援区分3以下の者の数との合計が利用者の2割以上であって、延べ面積が275㎡未満のもの
 ※3 防火区画を設けること等による構造上の免除要件あり(別紙)

(関連資料 ②)

スプリンクラー設備の設置基準の見直し

スプリンクラー設備の設置を要しない構造



いずれにも該当しないものはスプリンクラー設備を設置

ア 現行の消防法施行規則第12条の2「第1項第1号」(1000㎡未満)の構造

構造要件(消防法施行規則第12条の2(施設面積1000㎡未満の場合))

- 準耐火構造の防火区画を形成すること(図 ■ ■ ■ 線)
- 防火区画は100㎡以下で4以上の居室を含まないこと
- 内装(避難経路は「**準不燃材料**」、その他の部分(居室を含)は「**難燃材料**」)
- 扉は防火設備で自動的に閉鎖すること



例1)
平面

他の用途	居室	他の用途	居室	居室	階
居室	居室	他の用途	居室	他の用途	段
他の用途	他の用途	他の用途	他の用途	他の用途	
他の用途	他の用途	他の用途	他の用途	他の用途	

例2)
立面

内装不燃化の部分



新たにスプリンクラー設備設置対象となる「100㎡以上(275㎡未満)」及び「100㎡未満かつ単体用途以外」でスプリンクラー設備を設置しない場合には、防火区画を設置する必要がある。

改正案消防法施行規則第12条の2「第2項第1号、第2号」(100㎡未満)の構造

第2項
柱書

- 100㎡未満であること
- 入所者が利用する居室が避難階のみ
- 単一用途

平屋建

1F(避難階)	居室	居室	居室	従業員室
平屋建以外(傾斜地)	居室	居室	居室	2F(避難階)
1F(避難階)	共用室	共用室	従業員室	

防火区画を要さない+居室(共用室を含む)の数を問わない

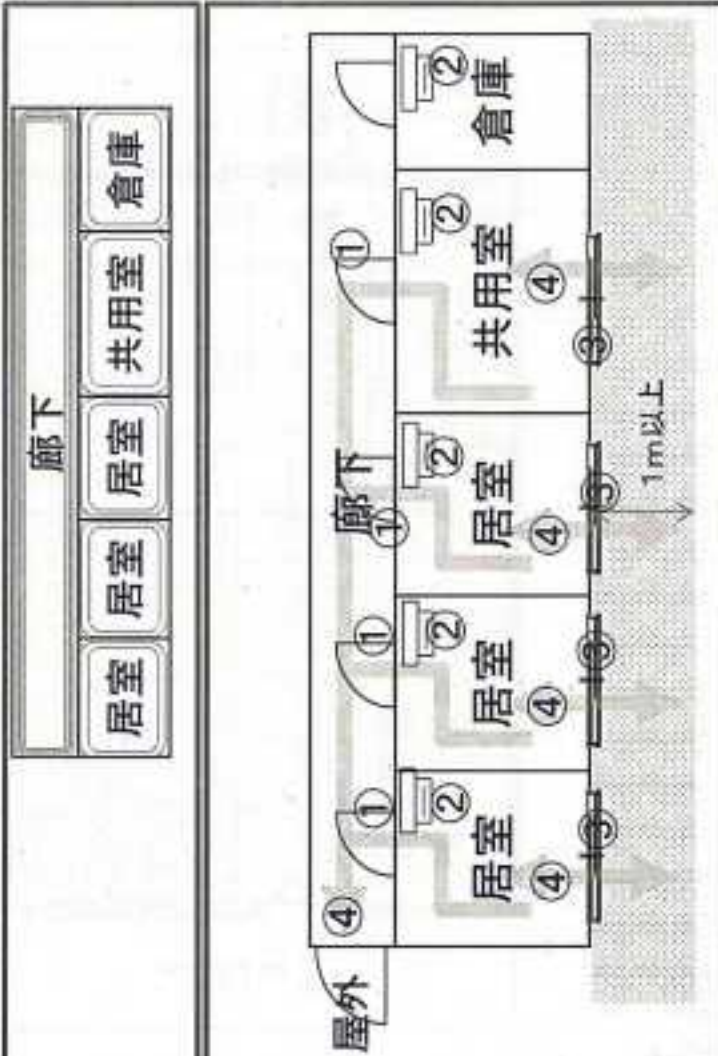
- I 内装不燃化
- 避難経路を準不燃材料
 - その他の部分を難燃材料

第2項
第1号

- II 内装不燃化を要しない

- ①居室区画(扉は自動閉鎖)
- ②煙感知器
- ③各居室の開口部
 - ・屋内外から容易に開放
 - ・幅員1m以上の空地に面する
 - ・避難できる大きさ等
- ④2方向避難が確保されている
- ⑤火災の影響の少ない時間内に
屋外へ避難できること

第2項
第2号



「避難階」、「火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できること」の各要件については、個別の防火対象物の状況に応じて消防法施行令第32条を適用することができる場合があるのではないか。

ウ 改正消防法施行規則第12条の2第3項の構造

共同住宅の住戸を令別表第1(6)項口の用途に供する場合において、(6)項口の用途に供する住戸全体の延べ面積が275㎡未満のものうち、次の第1号から第7号までに定めるところにより区画を設けたものには、スプリンクラー設備の設置を要しない

- 一 令別表第1(6)項口の用途に供する各住戸を準耐火構造の壁及び床で区画すること。
- 二 令別表第1(6)項口の用途に供する各住戸の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下に面していること。
- 三 二の主たる出入口には、防火戸等を設けたものであること。
- 四 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、この廊下に通ずる通路には準不燃材料で、その他の部分には難燃材料としたものであること。
- 五 二の廊下に通ずる通路を消防庁長官が定めるところにより設けたものであること。
- 六 居室及び通路に煙感知器を設けたものであること。
- 七 令別表第1(6)項口の用途に供する各住戸の床の面積が100㎡以下であること。



消防予第 118 号
平成 26 年 3 月 28 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長
(公印省略)

消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について (通知)

「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」(平成 25 年 12 月 27 日付け消防予第 492 号)、「消防法施行規則の一部を改正する省令の公布について」(平成 26 年 3 月 26 日付け消防予第 101 号)及び「入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件等の公布について」(平成 26 年 3 月 28 日付け消防予第 110 号)により、消防法施行令の一部を改正する政令(平成 25 年政令第 368 号、以下「改正政令」という。)等及び消防法施行規則の一部を改正する省令(平成 26 年総務省令第 19 号)等の公布について通知したところですが、改正後の消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。)及び消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。)等の運用に当たっては、下記事項にご留意いただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであること、また、本通知の 2 の内容は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課及び厚生労働省社会・援護局保護課と協議済みであることを申し添えます。

記

1 スプリンクラー設備設置対象に関する事項(規則第 12 条の 2 関係)

令第 12 条第 1 項第 1 号の火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造については、次のとおりであること。

- (1) 規則第 12 条の 2 第 1 項第 1 号ロただし書に規定する「居室(もつぱら当該施設の職員が使用することとされているものを除く。)」については、居室のうち、職員が使用するための事務室、会議室などを除くものであること。
- (2) 規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する「区画」とは、壁及び天井等により

構成されるものをいい、襖、障子、カーテン又はパーティション等により間仕切りされるものはこれにあたらぬものであること。

- (3) 規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する「避難に要する時間として消防庁長官が定める方法により算定した時間」については、設計図書や事業計画等により算出するものであり、算出時間を実地にて計測することを求めるものではないこと。
- (4) 規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号ロに規定する「屋内及び屋外から容易に開放することができる開口部」については、屋内から直接地上へ通ずる窓、扉その他の開口部で、屋外からの鍵の使用や自動火災報知設備との連動により解錠するもの等破壊せずに解錠することを想定していること。
- (5) 規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号ニに規定する「入居者等が内部から容易に避難することを妨げるものでない」開口部については、いわゆる「掃き出し窓」を想定しているものであるが、その幅、高さ及び下端の床面からの高さについては、当該居室の入居者の避難に際して器具を使用する場合などを勘案し、避難、救出が容易である大きさ、構造の開口部をいうものであること。
- (6) 規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号ホに規定する「2 以上の異なった避難経路」については、当該防火対象物の廊下や玄関、勝手口を経て屋外へ到達することができる経路と規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号ロにより設けられた開口部を介して屋外へ到達することができる経路をいうものであること。
- (7) 規則第 12 条の 2 第 3 項第 2 号に規定する「直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下」については、特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成 17 年消防庁告示第 3 号）第 4(4)に定める廊下等をいうものであること。

2 障害者施設等のスプリンクラー設備設置対象に関する事項（令第 12 条及び規則第 12 条の 3 関係）

令別表第 1（6）項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物のスプリンクラー設備設置対象については、1 による他、次のとおりであること。

- (1) 障害者支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 8 項に規定する短期入所若しくは同条第 15 項に規定する共同生活援助を行う施設（平成 26 年 3 月 31 日までは、同条第 10 項若しくは第 16 項に規定する共同生活介護若しくは共同生活援助を行う施設）にあっては、障害者総合支援法第 4 条第 4 項に定める障害支援区分（平成 26 年 3 月 31 日までは、障害程度区分。以下「障害支援区分」という。）が 4 以上の者が概ね 8 割を超える施設が令別表第 1（6）項ロとして取扱われることは、従前から変わるものではないが、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の全部を改正する省令（平成 26 年 1 月 23 日公布。厚生労働省令第 5 号。）による障害支援区分の

取扱いに変更があることから、留意されたいこと。

なお、令別表第1(6)項の用途区分の取扱いについては、消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について(平成26年3月14日付け消防予第81号)2(1)に留意されたいこと。

- (2) 令第12条第1項第1号ロに規定する「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの」とは、規則第5条第5項に該当する者(障害支援区分が4以上の者)であって、規則第12条の3第1号から第6号までのいずれかに該当する者の数が、利用者の概ね8割を超える施設を規定するものであり、該当する防火対象物についてはスプリンクラー設備の設置を要するものであること。
- (3) 障害者施設等に入居若しくは入所又は宿泊している障害者等の規則第12条の3各号に掲げる認定調査項目の確認は、入居者又はその委任を受けた者が市町村へ開示請求し、消防機関が施設関係者に提出を求めることにより行うことを想定していること。
- (4) 障害支援区分の設定がない障害児入所施設及び救護施設における「介助がなければ避難できない者」に該当するかどうかの判断については、次により取り扱うこと。

ア 障害児入所施設

(ア) 認定調査項目に代わる判断基準

「学齢期以上で、介助なしで通学又は日中活動支援への参加等のための外出ができていくかどうか」の判断基準により確認すること。

(イ) 確認の流れ

都道府県は、児童福祉法に基づき施設の設置認可(報酬支払いに関する指定)及び指導監督の権限を持ち、指定基準や消防法令に定める防火基準を遵守させる業務を行うこととなっていることから、「避難の困難性」の内容を確認することとなる。都道府県により確認される事項のうち、各施設の介助がなければ避難できない児童数に関する情報を消防機関が施設関係者に確認することにより、スプリンクラー設備の設置義務の有無を判断することを想定していること。

なお、大都市特例により、指定都市及び児童相談所設置市においても、認可、指定及び指導監督等の業務を行うこととなっていることから、同様の想定をしていること。

(ウ) 留意事項

(イ)の確認は、すべての入所児童に対して行わなければならないものではなく、介助がなければ避難できない者が施設の利用者の8割未満であるという基準に沿って、スプリンクラー設備の設置を要しないということを証明するのに必要な人数の確認で足りるものであること。

イ 救護施設

(ア) 原則として、障害支援区分の認定を受け、認定調査項目により確認すること。

(イ) (ア)によらない場合にあっても、都道府県は、生活保護法に基づき施設の設置認可及び指導監督の権限を持ち、保護施設の基準や消防法令に定める防火基準を遵守させる業務を行うこととなっていることから、「避難の困難性」の内容を確認することとなる。都道府県により確認される事項のうち、各施設の介助がなければ避難できない者の人数に関する情報を消防機関が施設関係者に確認することにより、スプリンクラー設備の設置義務の有無を判断することを想定していること。

なお、大都市特例により、指定都市及び中核市においても、認可及び指導監督等の業務を行うこととなっていることから、同様の想定をしていること。

(5) 共同生活援助のサテライト型住居の取扱い

共同生活援助のサテライト型住居（※）については、本体住居（サテライト型住居以外の共同生活住居であって、サテライト型住居への支援機能を有するもの）との密接な連携を前提として、利用者がマンション等の一室に単身で居住する形態として、平成26年4月に創設されるものであるが、その入居形態は一般の共同住宅と変わらないことから、通常は、令別表第1（5）項口として取扱われるものと考えられること。

今後、制度施行後のサテライト型住居の入居形態の実態等を踏まえた上で、実態に則した消防法令上の取扱いを通知するものであること。

※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）第210条第2項に規定するサテライト型住居をいう。

(6) 居宅生活訓練事業を行う居宅の取扱い

居宅生活訓練事業は、救護施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、居宅生活に移行可能な対象者のための訓練用住居（アパート、借家等）を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、施設に入所している被保護者がスムーズに居宅生活に移行し、継続して居宅において生活できるよう支援することを目的とされ、対象者も居宅において生活を送ることが可能であると認められる者であることから、各居宅の実態に応じて、単身入居であり、かつ、入居形態が一般の共同住宅と変わらないものにあつては、令別表第1（5）項口として取扱うことが適当と考えられるものであること。

(7) 利用者の入れ替わり、障害支援区分の変更や期限が切れている等の事情により令別表第1の用途又は(2)に該当するかどうか定まらない場合には、福祉部局と連携の上、施設関係者から利用者の状況に関する資料の提示を求める等により、定常的な状態として前年度実績等の一定期間の利用者の状況を確認するなど、施

設の状況を十分に確認し対応すること。

3 「入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件」(平成 26 年消防庁告示第 4 号。以下「避難告示」という。) 関係

(1) 規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号ホに規定する避難経路については、各居室がそれぞれ火災室となった場合を想定して算定するものであること。

(2) 避難告示第 2 については、次の手順により算定すること。

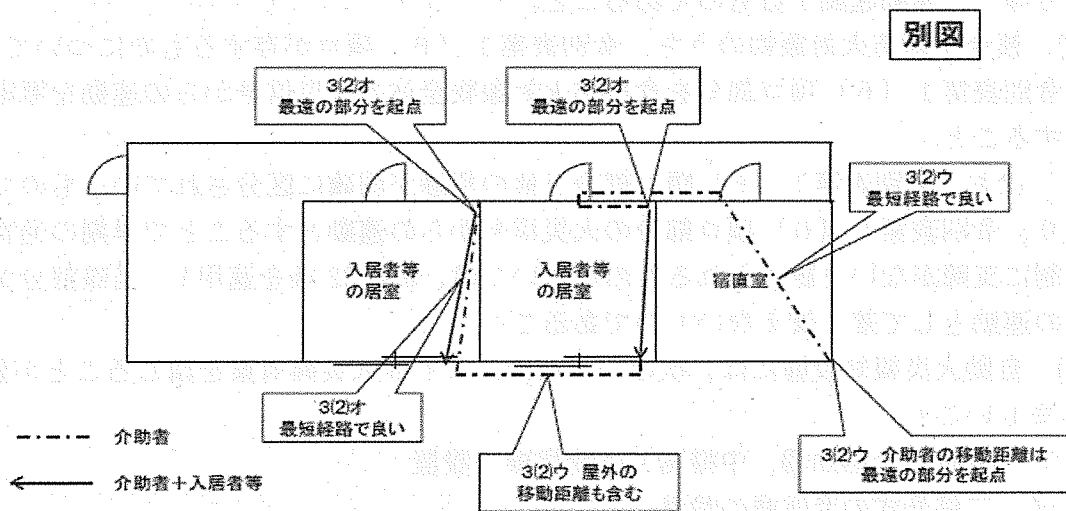
ア 算定上の介助者は 1 人として、施設内の全入居者等が避難に要する時間を算定するものであり、実際の職員数とは異なるものであっても差し支えないものであること。

イ 介助者は、事務室、宿直室又は当直室等もっぱら当該施設の職員が使用することとされている居室のうち、最も滞在時間が長い居室を起点とした移動距離について算定すること。

ウ 避難告示第 2 第 2 号(1)の介助者の移動距離については、イの居室内の最遠の部分から起点とし、起点からの経路にあつては最短経路とすること。また、入居者等を屋外まで介助して避難させた後、他の入居者等の居室へ至る経路のうち、屋外を移動する距離についても含むものであること。(別図参照)

エ 避難告示第 2 第 2 号(2)の「介助用具」とは、車いすその他の避難の際にベット等から移乗を要する用具をいうものであること。

オ 避難告示第 2 第 2 号(3)の居室から入居者等を介助して避難する移動距離については、避難経路となる当該居室の出入口又は規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号ロの開口部から最遠の部分から起点とし、起点からの経路にあつては最短経路とすること。(別図参照)



4 自動火災報知設備の設置基準関係 (令第 21 条関係)

(1) 「利用者を入居させ、又は宿泊させるもの」とは、夜間において利用者が就寝

を伴う用途における火災危険に着目したものであり、入院や入所を含むものであること。

なお、利用者に対して日中に行っている役務（治療や保育等）が夜間を通して行われるのみで宿泊を伴わないものについては、原則として該当しないものであること。

- (2) 令第 21 条第 1 項第 1 号に掲げる防火対象物のうち、令別表第 1（5）項イ並びに（6）項イ及びハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）に掲げる防火対象物で、次のアからウまでのすべてに適合するものにあつては、令第 32 条を適用して、自動火災報知設備を設置しないことを認めて差し支えないものであること。

ア 延べ面積が 300 m²未満のものであること。

イ 改正政令の施行の際に特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号）第 3 条第 2 項第 2 号イ及びロに規定する部分すべてに、現に住宅用防災警報器（連動型であり、かつ、規則第 23 条第 4 項第 1 号ニに掲げる場所を除き煙式であるものに限る。）が設置されているものであること。

ウ 現に設置されている住宅用防災警報器は、交換期限（自動試験機能付きのものについては、機能の異常の表示がされるまでの期間と製造年から 10 年間のいずれか短い期間とする。）を超えていないものであること。

5 消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準関係（規則第 25 条関係）

- (1) 起動方法については、感知器からの火災信号によるほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等）と連動起動するものであること。

- (2) 複合用途防火対象物のうち、令別表第 1（6）項ロが存するものについては、令別表第 1（6）項ロ部分を含む防火対象物全体の火災信号からの連動を原則とすること。

なお、令別表第 1（6）項ロ部分と他の用途が明確に区分されているものであり、令別表第 1（6）項ロ部分の火災信号からの連動とすることで早期の通報体制に支障がないと認められるものについては、令第 32 条を適用し、当該部分からの連動として差し支えないものであること。

- (3) 自動火災報知設備には、次のいずれかにより非火災報対策を講じることが望ましいこと。

ア 蓄積式の感知器、中継器又は受信機の設置

イ 二信号式の受信機の設置

ウ 蓄積付加装置の設置

エ 設置場所の環境状態に適応する感知器の設置

- (4) 規則第 25 条第 3 項第 4 号ただし書中の「防災センター」とは、総合操作盤そ

の他これに類する設備により防火対象物の消防用設備等の監視、操作等を行う場所であって、常時人による監視等が行われており、確実な通報体制が確保されているものをいうものであること。

なお、当該防災センターに類するもので、同等の通報体制が講じられていると認められるものにあつては、令第 32 条を適用し、「防災センター」と取り扱って差し支えないものであること。

(5) 連動に係る配線工事については、甲種第 4 類の消防設備士が行うものであること。

(6) その他火災通報装置との連動に関する留意事項については、当面の間、「火災通報装置の設置に係る指導・留意事項について」(平成 8 年 8 月 19 日付け消防予第 164 号) 別添 2「火災通報装置を自動火災報知設備と連動させる場合の留意事項」によること。

なお、連動停止スイッチを別箱で設置する場合の電源は、受信機から供給することを原則とするが、特定小規模施設用自動火災報知設備のうち受信機を設けないもの等受信機から電源供給ができない場合にあつては、火災通報装置から供給することで差し支えないものであること。

(7) 連動起動による通報の信頼性を確保するため、非火災報防止対策及び自動火災報知設備の作動時の対応が適正に行われるよう、次の事項について関係者に周知すること。

ア 誤操作による出動を防止するため、従業員等に対して自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて習熟させておく必要があること。

イ 非火災報又は誤作動と判明したときは、直ちに消防機関にその旨を通報すること。

ウ 自衛消防訓練等を実施する場合は、連動停止スイッチ箱等を操作し、必ず非連動として、自動火災報知設備が作動したことを知らせるメッセージが送信できない状態にした後、実施すること。

エ 非火災報が発生した場合は、その原因を調査し、感知器の交換等必要な非火災報防止対策を講じること。

(8) 消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準の見直しに伴い、「火災通報装置の基準 (平成 8 年消防庁告示第 1 号)」、「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件 (平成元年消防庁告示第 4 号)」及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件 (昭和 50 年消防庁告示第 14 号)」については、追って改正することを予定していること。

6 その他

(1) 上記 2 の運用上の疑義については、引き続き関係省庁や関係団体と意見交換等を行うものであること。

(2) スプリンクラー設備設置に係る令第 32 条適用の判断基準については、別途通知する予定であること。

消防庁予防課設備係
担当：守谷、鈴木、北野
河口、尾上
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

消防予第101号
平成26年3月26日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

消 防 庁 次 長

消防法施行規則の一部を改正する省令の公布について

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成26年総務省令第19号。以下「改正規則」という。）が平成26年3月26日に公布されました。

今回の改正は、消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号。以下「改正令」という。）による消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）の改正に伴い、スプリンクラー設備を設置することを要しない構造について見直しを行うとともに、介助がなければ避難できない者について規定するほか、自主表示対象機械器具等の製造業者等の届出等について所要の規定の見直しを行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正規則に関する事項

1 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の見直しについて

- (1) 改正令により新たにスプリンクラー設備の設置が義務づけられる延べ面積275㎡未満の(6)項口に掲げる社会福祉施設等について、現行の延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の施設に係る規定を適用することとしたこと。ただし、延べ面積が275㎡未満のものうち、入居者等の居室が避難階のみに存するもので、改正規則による改正後の消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第12条の2第2項第2号の要件を満たすものにあつては、この号に規定する内装制限を要しないこととしたこと。（規則第12条の2第1項第1号関係）
- (2) 令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物で延べ面積が100㎡未満の小規模な施設のうち、次の各号のいずれかに定める構造を有するものには、スプリンクラー設備の設置を要しないこととしたこと。（規則第12条の2第2項関係）
 - 一 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通

路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料でしたもの

二 居室を壁、床等で区画し、出入口に戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。）を設けた施設で、次のイからホまでの避難が容易な構造を有するもののうち、入所者等が避難に要する時間として消防庁長官が定める方法により計算した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として消防庁長官が定める時間を超えないもの

イ 自動火災報知設備の感知器は、一部の例外を除き、煙感知器を用いること。

ロ 居室に屋外及び屋内から容易に開放することができる開口部を設けること。

ハ ロの開口部が道又は道に通ずる幅員1メートル以上の通路等に面していること。

ニ ロの開口部の形状が、容易に避難することを妨げるものでないこと。

ホ 居室から2以上の異なった避難経路を確保していること。

(3) 共同住宅の住戸を令別表第1(6)項ロの用途に供する場合において、(6)項ロの用途に供する住戸全体の延べ面積が275㎡未満のものうち、次の第1号から第7号までに定めるところにより区画を設けたものには、スプリンクラー設備の設置を要しないこととしたこと。（規則第12条の2第3項関係）

一 令別表第1(6)項ロの用途に供する各住戸を準耐火構造の壁及び床で区画すること。

二 令別表第1(6)項ロの用途に供する各住戸の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下に面していること。

三 二の主たる出入口には、防火戸等を設けたものであること。

四 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、二の廊下に通ずる通路には準不燃材料で、その他の部分には難燃材料でしたものであること。

五 二の廊下に通ずる通路を消防庁長官が定めるところにより設けたものであること。

六 居室及び通路に煙感知器を設けたものであること。

七 令別表第1(6)項ロの用途に供する各住戸の床の面積が100㎡以下であること。

2 介助がなければ避難できない者の規定について

令第12条第1項第1号ロに規定する「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者」は、乳児、幼児、並びに令別表第1(6)項ロ(2)、(4)及び(5)に規定する施設に入所する者（同表(6)項ロ(5)に規定する施設に入所する者にあつては、同表(6)項ロ(5)に規定する避難が困難な障害者等に限る。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者としたこと。（規則第12条の3関係）

一 認定調査項目（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）別表第1に掲げる項目をいう。以下同じ。）3の群「移乗」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者

二 認定調査項目3の群「移動」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必

要」に該当しない者

三 認定調査項目6の群「危険の認識」において、「支援が不要」又は「部分的な支援が必要」に該当しない者

四 認定調査項目6の群「説明の理解」において、「理解できる」に該当しない者

五 認定調査項目8の群「多動・行動停止」において、「支援が不要」に該当しない者

六 認定調査項目8の群「不安定な行動」において、「支援が不要」に該当しない者

3 自主表示対象機械器具等の製造業者等の届出の見直しについて

自主表示対象機械器具等の製造業者等が技術上の規格に適合する旨の表示を付そうとするときに、消防法に基づき、あらかじめ、総務大臣に届け出る事項について、自主表示対象機械器具等の種類が増えることを踏まえ、対象となる機械器具等が規格に適合することを確認する各試験が確実に実施されるよう、試験の結果並びに試験の実施に必要な検査内容及び検査設備に関する事項のうち消防庁長官が定めるものを届出事項とすることとしたこと。（規則第44条の2第2項第2号関係）

4 その他

屋外消火栓設備に関する基準の細目（圧力水槽を用いる加圧送水装置の圧力水槽の圧力の基準）について規定の整備を行ったこと。（規則第22条第10号口関係）

第二 その他

1 改正規則の施行期日

改正規則は、平成27年4月1日から施行することとしたこと。ただし、第一3及び4に記載する自主表示対象機械器具等の製造業者等の届出の見直し等については、公布の日から施行することとしたこと。

2 今後の予定

改正規則の運用については、別途通知する予定であること。

消防予第 105 号
平成 26 年 3 月 28 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

小規模社会福祉施設等に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 368 号。以下「改正令」という。）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年総務省令第 19 号。以下「改正規則」という。）が公布されました。改正令による改正後の消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 12 条第 1 項第 1 号により新たにスプリンクラー設備の設置が義務付けられる 275 m²未満の令別表第 1（6）項ロに掲げる防火対象物（以下「小規模社会福祉施設等」という。）について、個別の防火対象物の実態に応じて令第 32 条を適用し、スプリンクラー設備の設置を要しないこととする際の考え方について、下記のとおりとりまとめたので、参考としてください。

なお、共同住宅の一部を利用した小規模社会福祉施設等や小規模福祉施設等に適した自動消火装置の開発の状況等を踏まえつつ、必要に応じ令第 32 条の適用についての検討を行うこととしています。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

1 入居者の利用に供する居室が避難階以外の階に存する場合に居室を防火区画することを要しない特例

改正規則による改正後の消防法施行規則（昭和 36 年総務省令第 6 号。以下「規則」という。）第 12 条の 2 第 2 項本文で規定する構造と同等なものとして考えられる次の要件の全てに該当する小規模社会福祉施設等は、スプリンクラー設備を設置することを要しないと考えられること。

- (1) 延べ面積が 100 m²未満であること。
- (2) 令別表第 1 (16) 項イの一部でないこと。
- (3) もっぱら施設の職員が使用することとされている居室以外の居室（規則第 12 条の 2 第 1 項第 1 号ロただし書きに規定する居室をいう。以下「入居者居室」という。）が、全て避難階から数えた階数が 3 以上の階に存しないこと。ただし、堅穴区画が設置されているなど、下階の火煙の影響がないと認められる建築物にあっては、3 階に入居者居室が存する場合にあっては(1)、(2)及び(4)から(7)までに掲げる要件を満たすことで同様に取扱うことができると考えられること。
- (4) 全ての寝室（入居者の寝室に限る。以下同じ。）において、地上又は一時避難場所（外気に開放されたバルコニー又はこれに類するものをいう。以下同じ。）への経路が次のア又はイの要件に該当すること。
 - ア 地上又は一時避難場所に直接出ることができる次の(7)及び(イ)の構造要件を満たす開口部を有すること。
 - (7) 避難階にあっては規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号ロ及びニに規定する構造
 - (イ) 避難階以外の階にあっては同号ニに規定する構造
 - イ どの居室から出火しても、入居者居室から火災室及び火災室に設けられた開口部（防火設備であるものを除く。）に面する通路を通過せずに、避難階にあっては地上、避難階以外の階にあっては当該階の一時避難場所に至ることができるものであること。
- (5) 一時避難場所は、一定の広さを有し、救出まで火災の影響を受けずに留まることができる構造のものであること。3 階の寝室の一時避難場所は、直下階の窓を防火設備とするなど、救出活動の際に、下階の火災の影響を受けないものであること。
- (6) (4)の避難階における開口部及び避難階以外の階における一時避難場所は、救出のために必要な広さを有する空地等に面し、かつ、一時避難場所は、当該空地等の地盤面の階から数えた階数が 2 の高さ（(3)ただし書きの建築物にあっては階数が 3 で、救出に支障のない高さ）であること。
- (7) 内装は、規則第 12 条の 2 第 1 項第 1 号ロ本文の規定の例により仕上げたものであること。

2 入居者居室が避難階以外の階に存する場合に内装の仕上げを準不燃、難燃とすることを要しない特例

規則第 12 条の 2 第 2 項本文及び同項第 2 号で規定する構造と同等なものとして考えられる次に掲げる要件の全てに該当する小規模社会福祉施設等は、

スプリンクラー設備の設置を要しないと考えられること。この場合において、入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件（平成 26 年消防庁告示第 4 号。以下「避難時間算定方法等告示」という。）第二の「屋外」を「一時避難場所」と読み替えることが適当であること。また、一時避難場所が、隣接する一時避難場所と接続されている場合には、当該一時避難場所を介して隣接する居室の規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号口の構造要件を満たす開口部へ至る距離を避難時間告示第 2 第 2 号（1）の介助者の「移動距離」として算定することができるものであること。

- (1) 1(2)、(3)、(5)及び(6)の要件を満たすものであること。
- (2) 延べ面積が 100 m²以上のものにあつては、規則第 12 条の 2 第 1 項第 1 号イ、ハ、ニ及びホの規定の例により区画をしたものであること。
- (3) 全ての入居者居室は、1(4)アを満たすものであること。
- (4) 規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号本文により居室を区画したものであること。
- (5) 規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号イ及びホを満たすものであること。この場合において、避難階以外の階における一時避難場所への避難経路は同号ホの避難経路の 1 つとして取り扱うことができるものであること。

3 避難限界時間の延伸

避難時間算定方法等告示第三第 2 号で規定する構造と同等なものとして、各居室に次の(1)及び(2)に掲げる要件に該当する開口部を設置した小規模社会福祉施設等は、同号に該当するものとして取り扱うことができると考えられること。

- (1) 各居室の天井又は壁の上部（天井から 80cm 以内の距離にある部分をいう。）の開口部の面積が、当該居室の面積の 50 分の 1 以上であること。
- (2) 開口部は、当該居室から出火した場合に容易かつ確実に開放できるもの（遠隔操作により開放できる等）であること。

4 小規模社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について（平成 19 年 6 月 13 日付け消防予第 231 号。以下「231 号通知」という）の取扱い

231 号通知 1 及び 2 に掲げる考え方については、小規模社会福祉施設等に適用することができるものであること。

総務省消防庁予防課設備係 担当：守谷、鈴木、河口 TEL：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533

寄宿舎等における間仕切壁の防火対策の規制の合理化

○ 背景

※「グループホーム」や「貸しルーム」は、建築基準法令上「寄宿舎」に該当。

- ・ 昨年2月の長崎市における認知症高齢者グループホーム火災(死者5名)を契機とし、「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」が消防庁に設置され、国土交通省も参加。
- ・ そこでの議論を踏まえ、消防庁において消防法令を見直し、認知症高齢者グループホーム等の高齢者施設について原則全てにスプリンクラーの設置を義務付け(平成25年12月27日公布、平成27年4月1日施行)。その議論の中で「スプリンクラー設備を設けた場合には、建築基準法の防火規制を合理化すべきではないか」と指摘されたところ。
- ・ これを受け、スプリンクラー設備を設けた場合や小規模で避難が極めて容易な構造とする場合について、防火対策の規制の合理化を実施。

※グループホームや貸しルームについては、住宅からの転用を容易にするため、従来より防火規制の緩和の要望があったところ。

○ 現行と合理化の内容

建築物の利用者の避難上の安全性が十分に確保される場合(スプリンクラー設備を設けた場合や小規模で避難が極めて容易な構造とする場合)に、寄宿舎等における間仕切壁の防火対策の規制を適用除外とする。

規定	現行	規制の内容 対象用途：寄宿舎、診療所など 見直し後
防火上主要な間仕切壁 (令第112条第2項、 令第114条第2項)	居室と廊下の間や 一定規模毎の居室 間の壁等を防火性 能の高いもの(準 耐火構造)とし、 小屋裏又は天井裏 に達せしめること	以下のいずれかの場合は、間仕切壁の防火対策を適用除外とする。 A：床面積200㎡以下の階又は床面積200㎡以内毎に準耐火構造の壁等で区画した部分 に、スプリンクラー設備を設けた場合 B：小規模※1で、各居室に煙感知式の住宅用防災報知設備若しくは自動火災報知設備 又は運動型住宅用防災警報器が設けられ、①又は②のいずれかに適合する場合 ①各居室から直接屋外、避難上有効なバルコニー又は100㎡以内毎の他の区画(屋外及び 避難上有効なバルコニーは、幅員50cm以上の通路その他の空地に面するものに限る 以下「屋外等」という。)に避難ができるものであること ②各居室の出口から屋外等に、歩行距離8m(各居室と通路の内装不燃化の場合16m) 以内で避難でき、かつ、各居室と避難経路とが間仕切壁及び常時閉鎖式の戸(ふすま 障子等を除く。)等で区画されているものであること ※1 居室の床面積の合計が100㎡以下の階又は居室の床面積の合計100㎡以内毎に準耐火構造の壁等で区画した部分

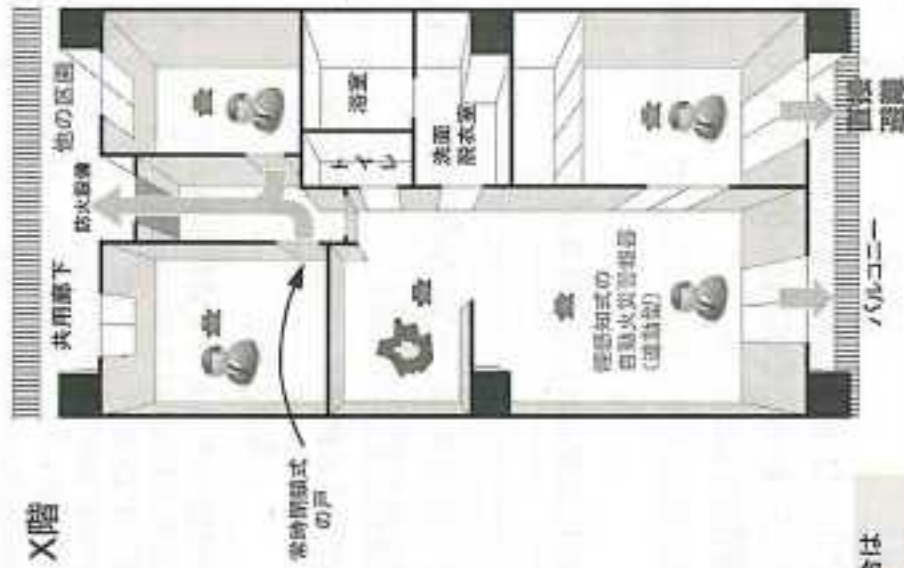
A:6月27日公布、7月11日施行 B:8月22日公布、施行

「避難が容易な構造」のイメージ

一戸建ての住宅を寄宿舎に転用する場合を想定した例



※すべての居室から直接屋外等に避難可能な場合は、常時閉鎖式の戸は不要



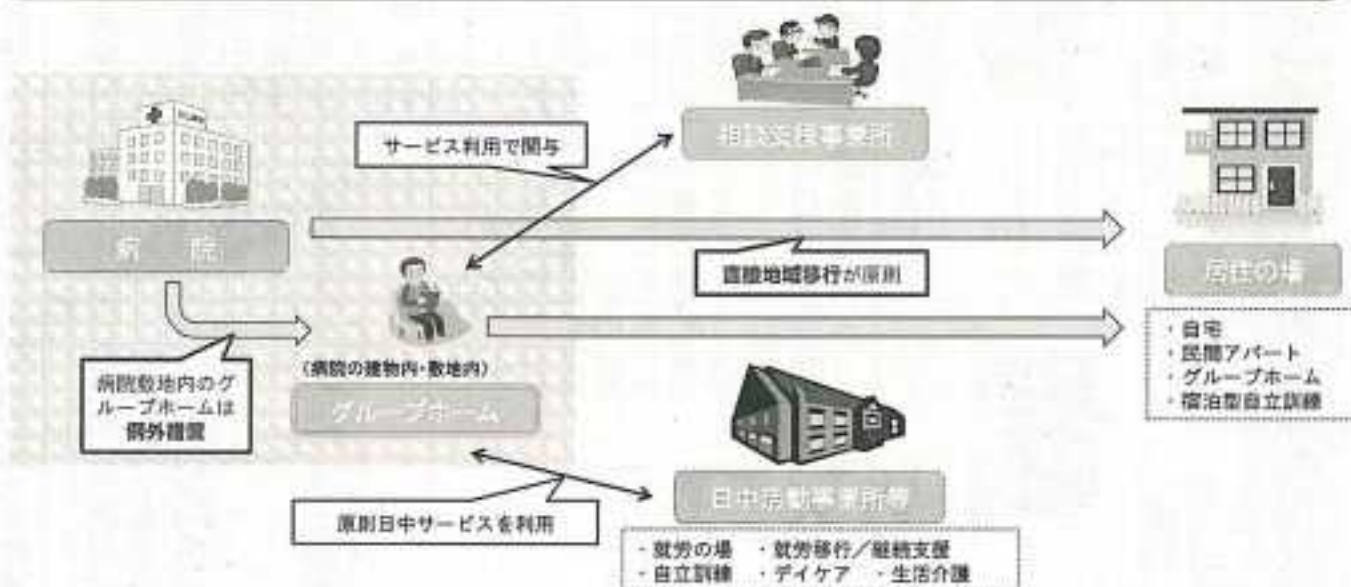
マンションの1住戸を寄宿舎に転用する場合を想定した例

居室から直接屋外等に避難、又は居室の出口から歩行距離8m※以内に屋外等に避難
※各居室及び通路の内装を不燃化した場合は16m

50cm以上

病院敷地内におけるグループホームのイメージ (関連資料 ⑧)

- 病院に長期間入院している障害者のうち、入院医療の必要性が乏しい者については、退院後、自宅や民間アパート、グループホームなど直接地域での生活に移行することが原則である。
- しかし、退院後の生活に不安を持つなどやむを得ずすぐに地域生活に移行できない者も存在する。このため、こうした者が病院の近くで一定期間外部の日中活動サービス等を利用しながら日常生活を送り、退院後の生活に慣れることによって地域生活へ円滑に移行できるよう、通適的な居住の場として、一定の要件の下で病院の敷地内にグループホームを設置し地域生活への移行を支援する。(あくまでも地域移行を支援するための方策の選択肢の1つ)



病院敷地内におけるグループホームについて

- 平成26年7月にとりまとめられた「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」(長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会取りまとめ)において、入院医療の必要性が低い精神障害者の居住の場の選択肢を増やすという観点から、病院の敷地内でのグループホームの試行的な実施について指摘がなされた。
- このため、精神病床の削減を前提に、障害者権利条約に基づく精神障害者の権利擁護の観点も踏まえつつ、例えば次のような具体的な条件を整備の上で、それらを全て満たす場合には病院の敷地内でのグループホームの設置を認めることとする。
- なお、制度施行日から4年後を目途に、3年間の実績を踏まえ、制度の在り方について検討予定。

I 利用内容及び利用に当たっての条件

- ① 利用者本人の自由意思に基づく選択による利用であること。
また、利用に当たっては利用者本人及び病院関係者以外の第三者が関与すること。
- ② 利用対象者は、原則、現時点で長期入院している精神障害者に限定すること。
- ③ 利用期間を設けること。

II 交差点非や構造上の条件

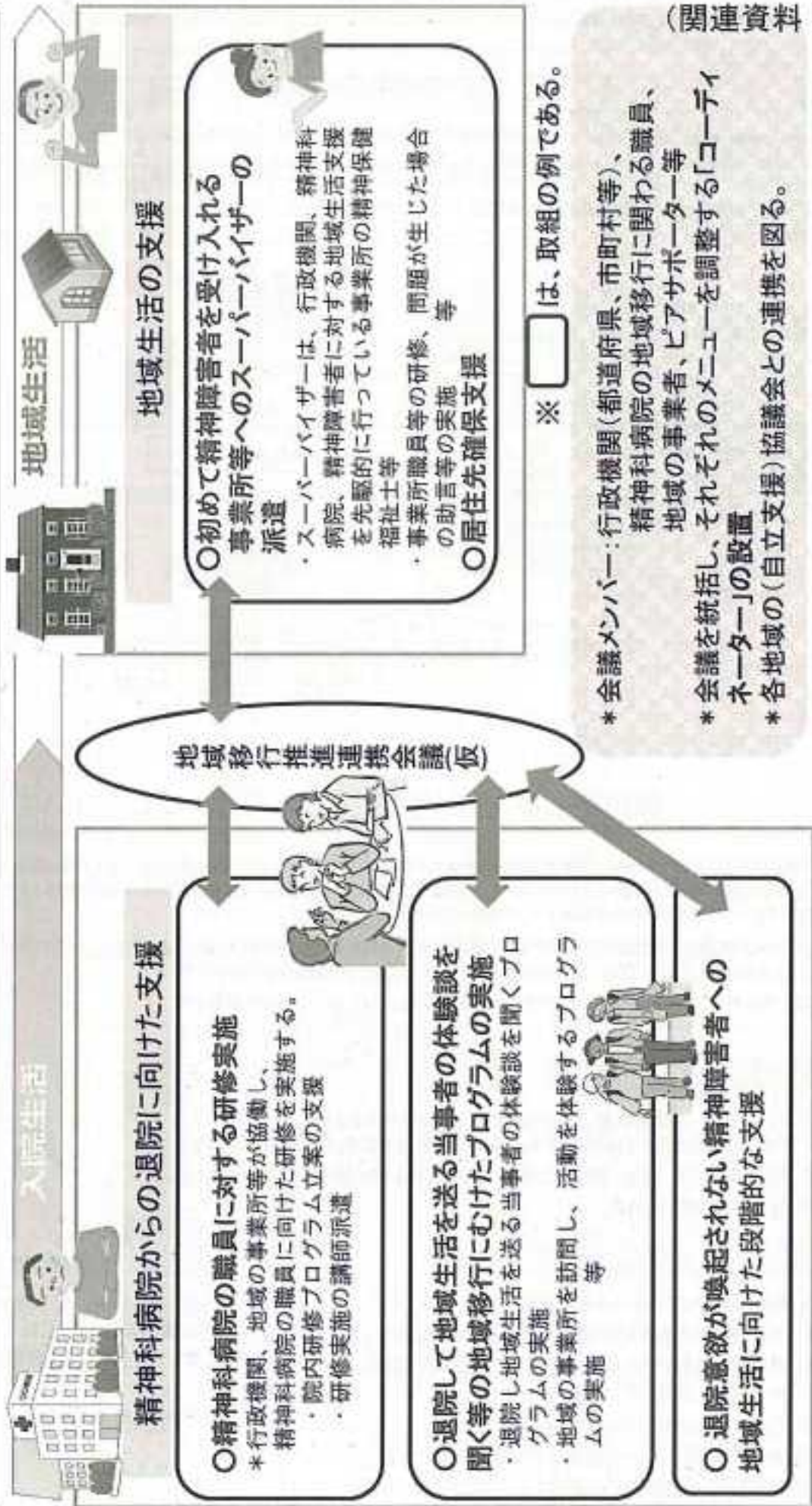
- ④ 利用者のプライバシーが尊重されること。
- ⑤ 食事や日中活動の場等は利用者本人の自由にする。
- ⑥ 外部との面会や外出は利用者本人の自由にする。
- ⑦ 居住資源が不足している地域であること。
- ⑧ 病院が地域から孤立した場所でないこと。
- ⑨ 構造的に病院から一定の独立性が確保されていること。
- ⑩ 従業員は、病院の職員と兼務しないこと。

III 運営上の条件

- ⑪ 本サービスを利用中も、引き続き地域生活への移行に向けた支援を実施すること。
- ⑫ 運営に関して第三者による定期的な評価を受けること。
- ⑬ 時限的な施設とすること。

長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業

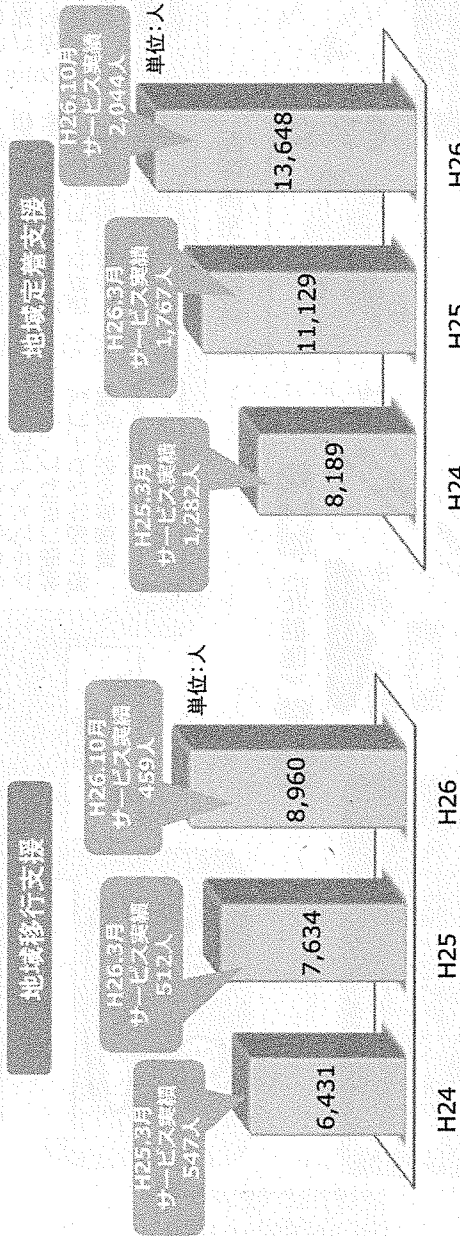
長期入院精神障害者の地域移行への取組に積極的に積極的な地域において、検討会取りまとめで提示された地域移行方策及び病院の構造改革に係る取組を総合的に実施し、その効果について検証する。



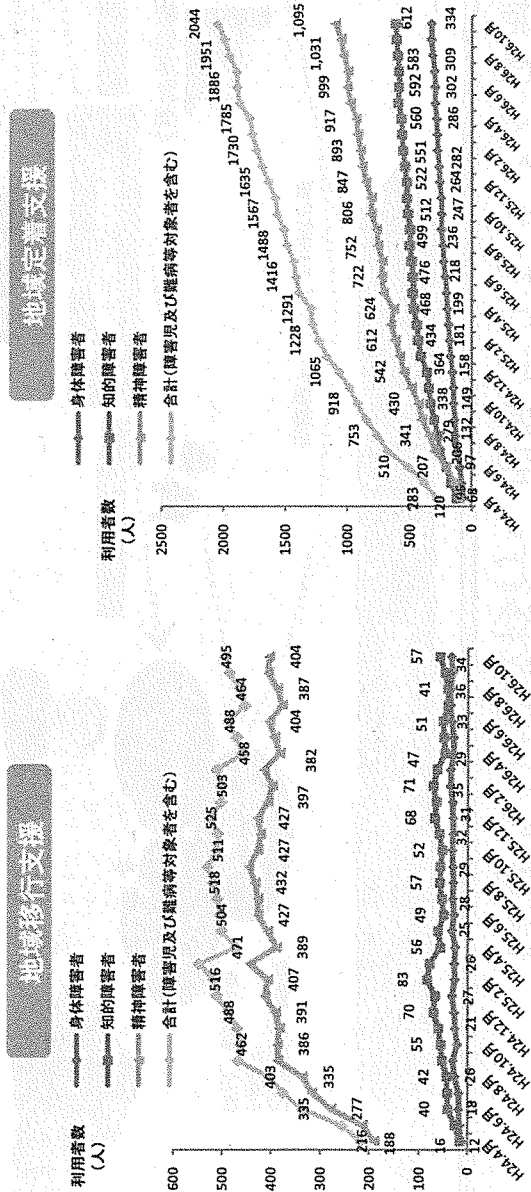
期待される効果：長期入院患者の地域移行数の増、地域福祉事業者の活動の増、地域福祉事業者の精神障害者のGOLの改善

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数実績等

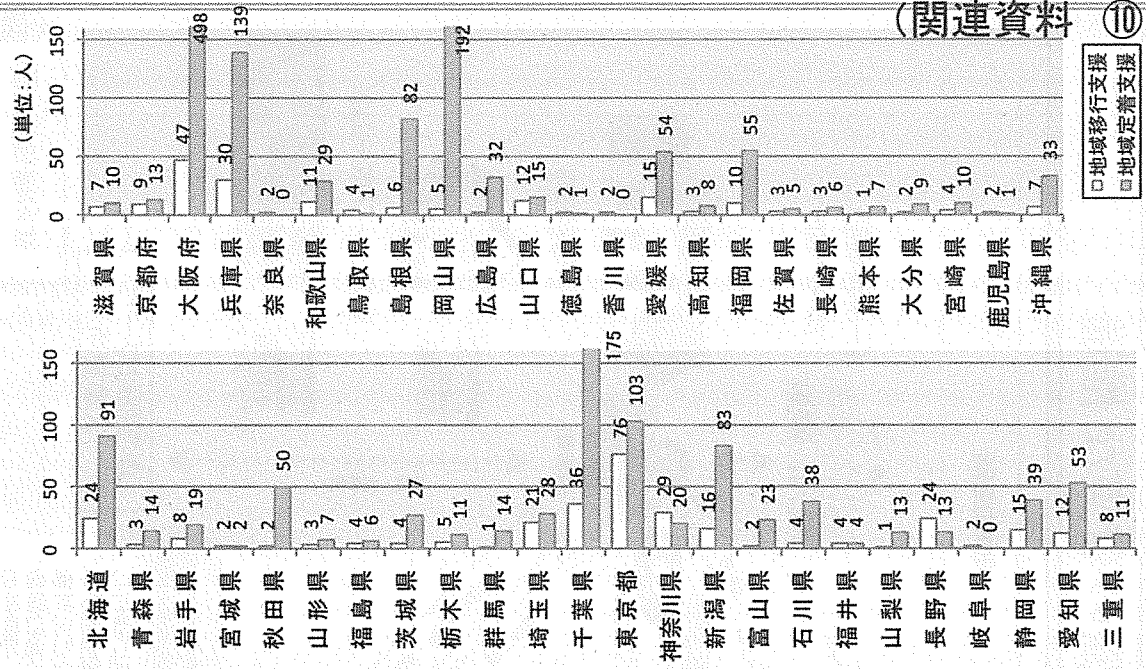
◆ 第3期障害福祉計画における見込量



◆ 障害別利用者数の推移 (H24.4～H26.10)



◆ 都道府県別利用者数 (H26.10)



障害者の地域移行・地域生活を支える体制整備の着実な推進

